

# R7 宮繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮等トイレ改修工事建築

通し 番号	図面番号	図面名	通し 番号	図面番号	図面名	通し 番号	図面番号	図面名
01	共-01, 02	共通仕様書 1、2	26	A-20	トイレブース詳細図	41	電特-01	電気設備工事特記仕様書 1
02	共-03, 04	共通仕様書 3、4	27	A-21	(セミナーハウス)建物内仮設計画図	42	電特-02	電気設備工事特記仕様書 2
03	共-05, 06	共通仕様書 5、6	28	A-22	(セミナーハウス)1階平面図(改修前後)	43	E-01	照明器具姿図・器具表・盤結線図
04	改特-01	改修特記仕様書 1	29	A-23	(セミナーハウス)2階平面図(改修前後)	44	E-02	(若鮎寮)電灯設備1階平面図(改修前)
05	改特-02	改修特記仕様書 2	30	A-24	(セミナーハウス)男子便所 断面詳細図 1(改修前後)	45	E-03	(若鮎寮)電灯設備1階平面図(改修後)
06	改特-03	改修特記仕様書 3	31	A-25	(セミナーハウス)男子便所 断面詳細図 2(改修前後)	46	E-04	(若鮎寮)電灯設備2階平面図(改修前)
07	A-01	附近見取図、配置、支障物件図	32	A-26	(セミナーハウス)女子便所 1階便所 断面詳細図(改修前)	47	E-05	(若鮎寮)電灯設備2階平面図(改修後)
08	A-02	仕上表	33	A-27	(セミナーハウス)女子便所 1階便所 断面詳細図(改修後)	48	E-06	(若鮎寮)コンセント設備1階平面図(改修前)
09	A-03	(若鮎寮)建物内仮設計画図、概略工程表	34	A-28	(セミナーハウス)平面詳細図(改修前後)	49	E-07	(若鮎寮)コンセント設備1階平面図(改修後)
10	A-04	(若鮎寮)1階平面図(改修前後)	35	A-29	(セミナーハウス)展開図 1(改修前後)	50	E-08	(若鮎寮)コンセント設備2階平面図(改修前)
11	A-05	(若鮎寮)2階平面図(改修前後)	36	A-30	(セミナーハウス)展開図 2(改修前後)	51	E-09	(若鮎寮)コンセント設備2階平面図(改修後)
12	A-06	(若鮎寮)断面詳細図(改修前後)	37	A-31	(セミナーハウス)天井伏図(改修前後)	52	E-10	(若鮎寮)電灯設備1、2階女子便所 平面詳細図(改修前/後)
13	A-07	(若鮎寮)1階平面詳細図(改修前後)	38	A-32	(セミナーハウス)建具表(改修前後)	53	E-11	(若鮎寮)電灯設備 1、2階男子便所 平面詳細図(改修前/後)
14	A-08	(若鮎寮)2階平面詳細図(改修前後)	39	A-33	(セミナーハウス)部分詳細図 1	54	E-12	(若鮎寮)電灯設備1階客用/厨房用便所 平面詳細図(改修前/後)
15	A-09	(若鮎寮)展開図 1(改修前後)	40	A-34	(セミナーハウス)部分詳細図 2	55	E-13	(若鮎寮)コンセント設備1、2階女子便所 平面詳細図(改修前/後)
16	A-10	(若鮎寮)展開図 2(改修前後)				56	E-14	(若鮎寮)コンセント設備 1、2階男子便所 平面詳細図(改修前/後)
17	A-11	(若鮎寮)展開図 3(改修前後)				57	E-15	(若鮎寮)コンセント設備1階客用/厨房用便所 平面詳細図(改修前/後)
18	A-12	(若鮎寮)展開図 4(改修前後)				58	E-16	(セミナーハウス)電灯設備1階平面図(改修前/後)
19	A-13	(若鮎寮)展開図 5(改修前後)				59	E-17	(セミナーハウス)電灯設備2階平面図(改修前/後)
20	A-14	(若鮎寮)天井伏図(改修前)				60	E-18	(セミナーハウス)コンセント設備2階平面図(改修前・後)
21	A-15	(若鮎寮)天井伏図(改修後)				61	E-19	(セミナーハウス)厨房/女子便所平面詳細図(改修前/後)
22	A-16	(若鮎寮)建具表(改修前)				62	E-20	(セミナーハウス)男子便所平面詳細図(改修前/後)
23	A-17	(若鮎寮)建具表(改修後)				63		参考工程表
24	A-18	(若鮎寮)部分詳細図 1						
25	A-19	(若鮎寮)部分詳細図 2						

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

工事名：R 7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮トイレ改修工事建築

## 営繕工事共通仕様書

### I．工事概要

#### 1. 工事名称

R7営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮トイレ改修工事建築

#### 2. 工事場所

那賀郡那賀町小仁宇

#### 3. 建物概要

建物名称	徳島県立那賀高等学校 若鮎寮 セミナーハウス
構造・規模	若鮎寮 RC造 地上2階 セミナーハウス RC造 地上2階
敷地面積	(㎡)
延床面積	(㎡)
消防法施行令別表第1の区分	7項

#### 4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	若鮎寮便所改修工事、セミナーハウス便所改修工事
電気工事一式	上記に伴う、改修工事
空調工事一式	上記に伴う、改修工事

#### 5. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特別措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。

### II．営繕工事共通仕様書

#### 1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

#### 2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

#### 3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

#### 4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

#### 5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。

#### 6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。

工事名：R 7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮トイレ改修工事建築

- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

#### 7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力及経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)

#### 8. 施工体制台帳及び施工体系図

##### ① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備置かなければならない。

##### ② 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

##### ③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

##### ④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

##### ⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

##### ⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

#### 9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
  - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
  - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

#### 10. 施工中の安全確保

① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。

② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。

⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

⑪ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメツシュート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

⑲ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

㉑ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

#### 11. 交通安全管理

##### ① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

##### ② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- 積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと

- さし柵装備車、不表示車は使用しないこと

工事名： R 7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎京他トイレ改修工事建築

- 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

## 12. 発生材の処理等

### ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

### ② アスベスト

- 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与 (      あり      ・      なし      )

- 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。
  - 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
  - 調査結果は3年間保存すること。
  - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
  - 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
- 表示、掲示は次のとおり行うこと。
  - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
  - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
  - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
  - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

### ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

### ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。 )及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。 )において、コンクリート(二次製品を含む。 )、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。 )により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーンジ材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

### ⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

### ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に關して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

### ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

### ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

### 13. 材料・製品等

- 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
  - 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿によると記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

### ③ 県産木材の原則使用

- 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
  - 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
  - (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。

設計者情報：株式会社 林建築事務所 管理建築士 林 茂樹 番号 100387

共-03 営繕工事共通仕様書(3)

工事名： R 7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎京他トイレ改修工事建築

- 県内の森林から直接調達するなど、前項より難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

### ⑥ 県内産資材の原則使用

- 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

<p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</li> <li>徳島県内の工場で加工、製造された製品</li></ul> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</li> <li>県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</li> <li>公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</li></ul>
---

### ⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

### ⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

### ⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

### 14. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

### 15. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 工事にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

### 16. 建設機械等

#### ① 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

#### ② 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

#### ③ 特定自主検

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

#### ④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。

また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

### 17. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

### 18. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター(A3)」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなけ

設計者情報：株式会社 林建築事務所 管理建築士 林 茂樹 番号 100387

共-04 営繕工事共通仕様書(4)

工事名：R 7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮トイレ改修工事建築

- ればならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- ・当初請負金額が200万円未満の工事

#### 19. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額(設計金額)3千万円未満の工事  
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事  
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### 20. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事中に工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

#### 21. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

#### 22. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
  - ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
  - ・工事写真(電子データ2部)
  - ・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
  - ・保全に関する資料
  - ・その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

区 分	サイズ
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家にゆらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

#### 23. デジタル工事写真の黒板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県OALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

#### 24. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物  
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 保険外工事  
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
  - ・杭及び基礎工事
  - ・コンクリート躯体工事
  - ・屋外付帯工事
  - ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額  
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当 額を付保する。
- ④ 保険終期  
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
  - ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
  - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

#### 25. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

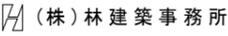
工事名：R 7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮トイレ改修工事建築

- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### 26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合 は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

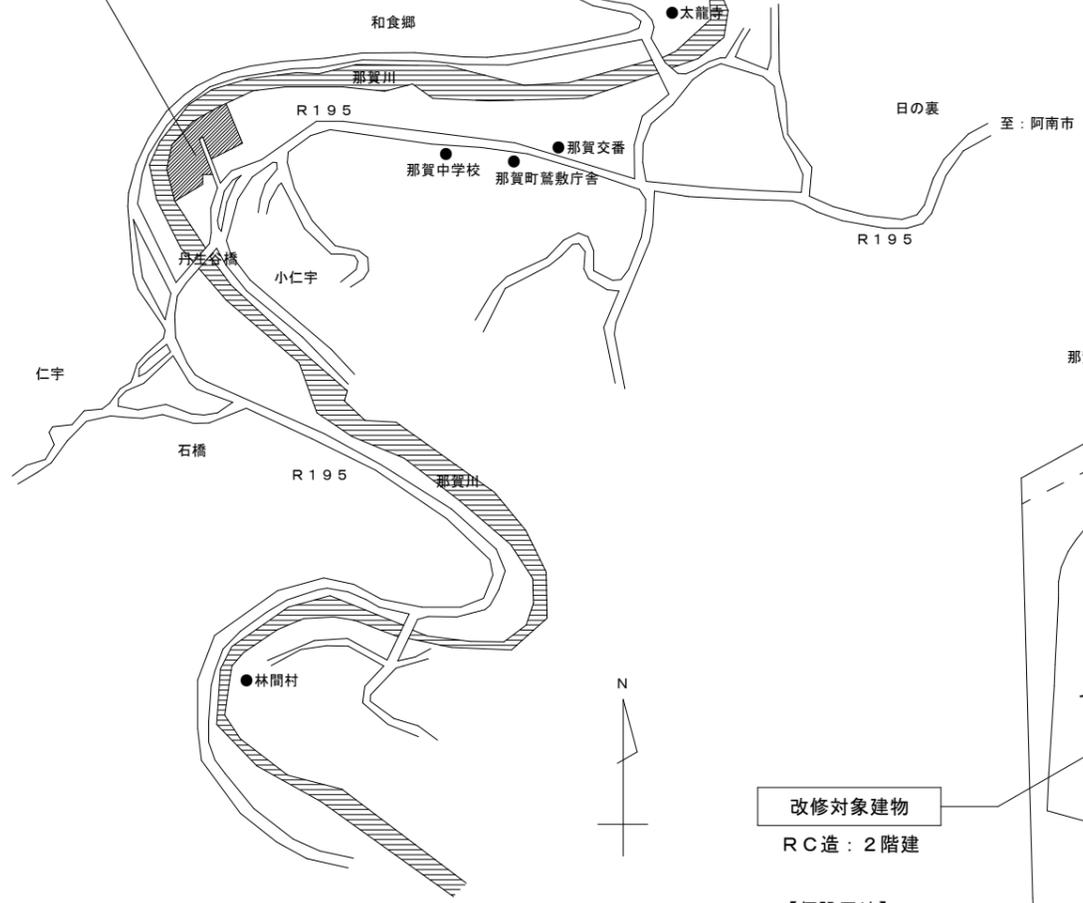
Ⅲ. 改修工事特記仕様書		章 項 目		特 記 事 項		章 項 目		特 記 事 項																																																																																																																																					
一 章 一 般 共 通 事 項	1. 施工条件	◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・本工事においては、8:00～17:00までとする。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。 また休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・本工事においては、騒音等の施設運営に支障となる解体工事は、事前に施設管理者と日程の協議を行うこと。 ・資機材の搬入・搬出経路については別図のとおりとする。なお、図示以外の経路を必要とする場合は、施設管理者に協議し承諾を得ること。 ・施設内では、別図に示す作業員動線図に基づき移動し、工事区域外への立入りに十分注意すること。 ・現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。		6. 他工事との取り合い		◎他工事との取り合い区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリール入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリール開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口妻出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(GLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガランリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小便器、洗面器、SK取付用壁下地補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トイレブースパネルの加工・補強 (コンセント取付用の通線口、器具取付用補強等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリール入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリール開口補強(鉄筋)	○					同上(リンレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口妻出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(GLまで)	○					壁、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排水ガランリ取り付け	○					小便器、洗面器、SK取付用壁下地補強	○					トイレブースパネルの加工・補強 (コンセント取付用の通線口、器具取付用補強等)	○					7. 技能士の適用		◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。																																									
	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																																																																							
	梁、壁、床スリール入れ		○	○	○																																																																																																																																								
	同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																																																								
	スリール開口補強(鉄筋)	○																																																																																																																																											
同上(リンレン等)	○																																																																																																																																												
床、天井点検口	○																																																																																																																																												
設備機器天井開口妻出		○	○	○																																																																																																																																									
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																																																												
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																																																										
縦樋(GLまで)	○																																																																																																																																												
壁、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																																																									
同上補強	○																																																																																																																																												
給排水ガランリ取り付け	○																																																																																																																																												
小便器、洗面器、SK取付用壁下地補強	○																																																																																																																																												
トイレブースパネルの加工・補強 (コンセント取付用の通線口、器具取付用補強等)	○																																																																																																																																												
2. 重要備品等	◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無） 備品等名称： 保管場所： 注意事項：		◎印・・・適用作業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・鉄筋組立作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">防水</td> <td rowspan="10">防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・合成ゴム系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・塩化ビニル系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・セメント系防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・改質アスファルトシート工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・改質アスファルト常温接着工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい</td> <td rowspan="2">かわらぶき</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>・かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td rowspan="2">サッシ施工 ガラス施工</td> <td>・木製建具手加工作業</td> </tr> <tr> <td>・木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">内装</td> <td rowspan="10">内装仕上げ施工</td> <td>・ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>・ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>◎プラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>◎カーペット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>◎鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td>◎ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・カーテン工事作業</td> </tr> <tr> <td>・木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・表具作業 ・壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調和機器施工</td> <td>・冷凍空調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>		工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	・とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業	防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業	・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	・アクリルゴム系塗膜防水工事作業	・合成ゴム系シート防水工事作業	・塩化ビニル系シート防水工事作業	・セメント系防水工事作業	・シーリング防水工事作業	・改質アスファルトシート工法防水工事作業	・改質アスファルト常温接着工法防水工事作業	・FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	木	建築大工	・大工工事作業	屋根及びとい	かわらぶき	・内外装板金作業	・かわらぶき作業	金属	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	建具	サッシ施工 ガラス施工	・木製建具手加工作業	・木製建具機械加工作業	内装	内装仕上げ施工	・ビル用サッシ施工作業	・ガラス工事作業	・建築塗装作業	◎プラスチック系床仕上げ工事作業	◎カーペット系床仕上げ工事作業	◎鋼製下地工事作業	◎ボード仕上げ工事作業	・カーテン工事作業	・木質系床仕上げ工事作業	・表具作業 ・壁装作業	配管	配管	・建築配管作業	植栽	造園	・造園工事作業	機械設備	冷凍空調和機器施工	・冷凍空調和機器施工作業	◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。																																																																	
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																																																																																																											
仮設	とび	・とび作業																																																																																																																																											
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立作業																																																																																																																																											
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																											
型枠	型枠施工	・型枠工事作業																																																																																																																																											
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業																																																																																																																																											
防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業																																																																																																																																											
		・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																																																																																											
		・アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																																																																																											
		・合成ゴム系シート防水工事作業																																																																																																																																											
		・塩化ビニル系シート防水工事作業																																																																																																																																											
		・セメント系防水工事作業																																																																																																																																											
		・シーリング防水工事作業																																																																																																																																											
		・改質アスファルトシート工法防水工事作業																																																																																																																																											
		・改質アスファルト常温接着工法防水工事作業																																																																																																																																											
		・FRP防水工事作業																																																																																																																																											
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																																																																																																																											
木	建築大工	・大工工事作業																																																																																																																																											
屋根及びとい	かわらぶき	・内外装板金作業																																																																																																																																											
		・かわらぶき作業																																																																																																																																											
金属	建築板金	・内外装板金作業																																																																																																																																											
左官	左官	・左官作業																																																																																																																																											
建具	サッシ施工 ガラス施工	・木製建具手加工作業																																																																																																																																											
		・木製建具機械加工作業																																																																																																																																											
内装	内装仕上げ施工	・ビル用サッシ施工作業																																																																																																																																											
		・ガラス工事作業																																																																																																																																											
		・建築塗装作業																																																																																																																																											
		◎プラスチック系床仕上げ工事作業																																																																																																																																											
		◎カーペット系床仕上げ工事作業																																																																																																																																											
		◎鋼製下地工事作業																																																																																																																																											
		◎ボード仕上げ工事作業																																																																																																																																											
		・カーテン工事作業																																																																																																																																											
		・木質系床仕上げ工事作業																																																																																																																																											
		・表具作業 ・壁装作業																																																																																																																																											
配管	配管	・建築配管作業																																																																																																																																											
植栽	造園	・造園工事作業																																																																																																																																											
機械設備	冷凍空調和機器施工	・冷凍空調和機器施工作業																																																																																																																																											
3. 施工調査	◎調査期間 本工事の着手時に、給排水、ガス管、空調ダクト等の改修工事部分の調査を行う。 調査期間は 1 週間とする。		◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。																																																																																																																																										
4. 交通誘導警備員	◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に30日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ ・ 義務付けられている ◎ 義務付けられていない ）。 ・警備員は、延 30人（昼 30人、夜 0人；うち検定合格警備員〇人）を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。 また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。																																																																																																																																										
5. 産業廃棄物の処理	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。 （注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">処分許可業者の会社名 (処分区分)</th> <th rowspan="2">優良</th> <th colspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">運搬距離 (km)</th> <th rowspan="2">処分費 (円) (税抜き)</th> <th rowspan="2">単位</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>処分地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コンクリート(無筋)</td> <td rowspan="2">(有)青藍</td> <td rowspan="2"></td> <td>阿南市桑野町尾花117番地</td> <td></td> <td rowspan="2">16.7</td> <td rowspan="2">700</td> <td rowspan="2">m3</td> </tr> <tr> <td>阿南市桑野町尾花117番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート(有筋)</td> <td rowspan="2">(有)青藍</td> <td rowspan="2"></td> <td>阿南市桑野町尾花117番地</td> <td></td> <td rowspan="2">16.7</td> <td rowspan="2">700</td> <td rowspan="2">m3</td> </tr> <tr> <td>阿南市桑野町尾花117番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属(処分)</td> <td rowspan="2">虎尾商事(有)</td> <td rowspan="2"></td> <td>阿南市橋町東中浜174番地</td> <td></td> <td rowspan="2">25.2</td> <td rowspan="2">0</td> <td rowspan="2">t</td> </tr> <tr> <td>阿南市橋町東中浜174番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガラス</td> <td rowspan="2">(財)徳島環境整備公社(橋)</td> <td rowspan="2"></td> <td>阿南市橋町小勝187番の地先</td> <td></td> <td rowspan="2">23.7</td> <td rowspan="2">5,640</td> <td rowspan="2">t</td> </tr> <tr> <td>阿南市橋町小勝187番の地先</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木材</td> <td rowspan="2">(有)青藍</td> <td rowspan="2"></td> <td>阿南市桑野町尾花117番地</td> <td></td> <td rowspan="2">16.7</td> <td rowspan="2">10,000</td> <td rowspan="2">t</td> </tr> <tr> <td>阿南市桑野町尾花117番地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">処分許可業者の会社名 (処分区分)</th> <th rowspan="2">優良</th> <th colspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">運搬距離 (km)</th> <th rowspan="2">処分費 (円) (税抜き)</th> <th rowspan="2">単位</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>処分地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄骨・軽量鉄骨</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">処分許可業者の会社名 (処分区分)</th> <th rowspan="2">優良</th> <th colspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">運搬距離 (km)</th> <th rowspan="2">処分費 (円) (税抜き)</th> <th rowspan="2">単位</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>処分地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラ</td> <td>(財)徳島環境整備公社(橋)</td> <td></td> <td>阿南市橋町小勝187番の地先</td> <td></td> <td rowspan="2">23.7</td> <td rowspan="2">35,000</td> <td rowspan="2">m3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>阿南市橋町小勝187番の地先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>(有)山一建設</td> <td></td> <td>阿波市市場町香美字西原284-1</td> <td></td> <td rowspan="2">66.5</td> <td rowspan="2">15,000</td> <td rowspan="2">t</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>阿波市市場町香美字西原284-1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">処分許可業者の会社名 (処分区分)</th> <th rowspan="2">優良</th> <th colspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">運搬距離 (km)</th> <th rowspan="2">処分費 (円) (税抜き)</th> <th rowspan="2">単位</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>処分地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7x6スト含有成形板等</td> <td>(株)明和川一</td> <td></td> <td>三好市山城町寺野字大休場956</td> <td></td> <td rowspan="2">134.1</td> <td rowspan="2">36,000</td> <td rowspan="2">m3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>三好市山城町寺野字大休場956</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地		運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜き)	単位	所在地	処分地	コンクリート(無筋)	(有)青藍		阿南市桑野町尾花117番地		16.7	700	m3	阿南市桑野町尾花117番地		コンクリート(有筋)	(有)青藍		阿南市桑野町尾花117番地		16.7	700	m3	阿南市桑野町尾花117番地		金属(処分)	虎尾商事(有)		阿南市橋町東中浜174番地		25.2	0	t	阿南市橋町東中浜174番地		ガラス	(財)徳島環境整備公社(橋)		阿南市橋町小勝187番の地先		23.7	5,640	t	阿南市橋町小勝187番の地先		木材	(有)青藍		阿南市桑野町尾花117番地		16.7	10,000	t	阿南市桑野町尾花117番地		種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地		運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜き)	単位	所在地	処分地	鉄骨・軽量鉄骨	-	-	-	-	-	-	t	種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地		運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜き)	単位	所在地	処分地	廃プラ	(財)徳島環境整備公社(橋)		阿南市橋町小勝187番の地先		23.7	35,000	m3				阿南市橋町小勝187番の地先		石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1		66.5	15,000	t				阿波市市場町香美字西原284-1		種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地		運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜き)	単位	所在地	処分地	7x6スト含有成形板等	(株)明和川一		三好市山城町寺野字大休場956		134.1	36,000	m3				三好市山城町寺野字大休場956		上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。 また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。	
種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良				所在地					運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜き)				単位																																																																																																																													
			所在地	処分地																																																																																																																																									
コンクリート(無筋)	(有)青藍		阿南市桑野町尾花117番地		16.7	700	m3																																																																																																																																						
			阿南市桑野町尾花117番地																																																																																																																																										
コンクリート(有筋)	(有)青藍		阿南市桑野町尾花117番地		16.7	700	m3																																																																																																																																						
			阿南市桑野町尾花117番地																																																																																																																																										
金属(処分)	虎尾商事(有)		阿南市橋町東中浜174番地		25.2	0	t																																																																																																																																						
			阿南市橋町東中浜174番地																																																																																																																																										
ガラス	(財)徳島環境整備公社(橋)		阿南市橋町小勝187番の地先		23.7	5,640	t																																																																																																																																						
			阿南市橋町小勝187番の地先																																																																																																																																										
木材	(有)青藍		阿南市桑野町尾花117番地		16.7	10,000	t																																																																																																																																						
			阿南市桑野町尾花117番地																																																																																																																																										
種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地		運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜き)	単位																																																																																																																																						
			所在地	処分地																																																																																																																																									
鉄骨・軽量鉄骨	-	-	-	-	-	-	t																																																																																																																																						
種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地		運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜き)	単位																																																																																																																																						
			所在地	処分地																																																																																																																																									
廃プラ	(財)徳島環境整備公社(橋)		阿南市橋町小勝187番の地先		23.7	35,000	m3																																																																																																																																						
			阿南市橋町小勝187番の地先																																																																																																																																										
石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1		66.5	15,000	t																																																																																																																																						
			阿波市市場町香美字西原284-1																																																																																																																																										
種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地		運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜き)	単位																																																																																																																																						
			所在地	処分地																																																																																																																																									
7x6スト含有成形板等	(株)明和川一		三好市山城町寺野字大休場956		134.1	36,000	m3																																																																																																																																						
			三好市山城町寺野字大休場956																																																																																																																																										
1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295</td> <td>D10, D13</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-JIS-G-3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状、寸法、径</td> <td>径</td> </tr> </tbody> </table>		規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10, D13	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-	-JIS-G-3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状、寸法、径	径	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。																																																																																																																										
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																																																																																																																										
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10, D13																																																																																																																																										
-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-																																																																																																																																										
-JIS-G-3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状、寸法、径	径																																																																																																																																										
2. 材料試験			◎鉄筋の継手は（ ・ 重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ◎ 溶接継手 ）とする。 原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。																																																																																																																																										
3. 鉄筋の継手及び定着			◎鉄筋の継手の位置は図示による。  ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。  ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない階土間を除く。  ◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。  ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。																																																																																																																																										
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔			◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【1節-基礎及び基礎梁の配筋】～【7節-梁貫通孔その他配筋】による。																																																																																																																																										
5. 溶接継手			◎溶接継手の種類（フレア溶接）、工法（両面溶接（5d以上）下向きもしくは片面溶接（10d以上）下向き）  ◎品質の確認方法（外観検査）  ◎鉄筋相互のあき（標仕 5.3.5(4)による）  ◎不合格となった継手部への措置																																																																																																																																										
6. 配筋検査			◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。  ◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。  ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。																																																																																																																																										
7. あと施工アンカー工事 (耐震改修工事に伴うものを除く)			◎あと施工アンカー（金属系アンカー ・ 接着系アンカー）とする。 ◎金属系アンカー 引張耐力（ ）とする。せん断耐力（ ）とする。アンカー本体の径（ ）、埋込深さ（ ）とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。 接合部の種類は（ ）、径（D10）、長さ（450）とする。 ・接着系アンカー 引張耐力（ ）とする。せん断耐力（ ）とする。 アンカーの種類はカプセル型（ガラス製）とする。																																																																																																																																										
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。		◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。																																																																																																																																										
2. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。  ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。		◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。																																																																																																																																										

徳島県土整備部営繕課		工事名 R7 宮崎 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮等トイレ改修工事建築	図面番号 改特-01	通し番号 04	 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 089-654-0359 一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX: 089-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 改修特記仕様書 1	縮尺 NO SCALE		

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																											
四章 コンクリート工事	1. 一般事項	<p>◎コンクリートの種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⅰ類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)</li> <li>Ⅱ類 (JIS A 5308への適合したコンクリート)</li> </ul> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>調管理理強度 Fm(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m<sup>3</sup>)</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>Fc+S</td> <td>15-18</td> <td>有</td> <td>Ⅰ類</td> <td>2.1~2.5</td> <td>便所床<sup>ア</sup></td> </tr> </table> <p>◎構造体コンクリートの調管理理強度は、設計基準強度 (Fc) に構造体強度補正值 (S) を加えた値とする。なお、構造体強度補正值 (S) は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm <sup>2</sup> )	調管理理強度 Fm(N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所	普通	21	Fc+S	15-18	有	Ⅰ類	2.1~2.5	便所床 <sup>ア</sup>	第六章 内装 改修 工事	1. 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修 ◎既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>◎ビニール床シート ・ビニール床タイル ・ゴム系床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td>◎全面 ・一部(図示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・合成樹脂塗床</td> <td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)</td> <td>・全面 ・一部(図示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・フローリング張床</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ウ)</td> <td>・全面 ・一部(図示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎床タイル ・床組</td> <td>改標仕6.2.2(1)(エ) 改標仕6.2.2(1)(オ)</td> <td>・全面 ◎一部(図示) ・全面 ・一部(図示)</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎床<sup>イ</sup>の下地処理</p> <table border="1"> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備考欄</th> </tr> <tr> <td>床<sup>イ</sup>の除去</td> <td>セメント系<sup>イ</sup>の<sup>イ</sup>材</td> <td>和風便器撤去跡</td> </tr> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は図示する。</p> <p>②壁改修 ・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照 ◎C面台撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を(・行う◎行わない)</p> <table border="1"> <tr> <th>機械等の区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>・油圧クラッシャー使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎ダイヤモンドカッター使用</td> <td>コンクリートブロック取り合い部分</td> </tr> <tr> <td>◎ハンドブレーカー使用</td> <td>コンクリートブロック取り合い部分</td> </tr> <tr> <td>・アグレッシブウォータージェット使用</td> <td></td> </tr> </table> <p>・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照</p> <table border="1"> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>壁下地を含む全面 ボード面まで ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </table> <p>③天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>◎天井下地を含む全面 ・ボード面まで ・ボード面を残し仕上げのみ</td> <td>範囲は、天井伏図による</td> </tr> </table>	種類	撤去工法	撤去範囲	備考	◎ビニール床シート ・ビニール床タイル ・ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	◎全面 ・一部(図示)		・合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	・全面 ・一部(図示)		・フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	・全面 ・一部(図示)		◎床タイル ・床組	改標仕6.2.2(1)(エ) 改標仕6.2.2(1)(オ)	・全面 ◎一部(図示) ・全面 ・一部(図示)		下地の状況	下地処理方法	備考欄	床 <sup>イ</sup> の除去	セメント系 <sup>イ</sup> の <sup>イ</sup> 材	和風便器撤去跡	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	・油圧クラッシャー使用		◎ダイヤモンドカッター使用	コンクリートブロック取り合い部分	◎ハンドブレーカー使用	コンクリートブロック取り合い部分	・アグレッシブウォータージェット使用		撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面 ボード面まで ボード面を残し仕上げのみ		撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容	◎天井下地を含む全面 ・ボード面まで ・ボード面を残し仕上げのみ	範囲は、天井伏図による	6. 軽量鉄骨壁下地	◎JIS A 6517の規格品とする。 ◎スタッド、ランナ等の種類は、90型とし、改標仕表6.7.11による。 ◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は(・改標仕6.7.4(5)による)。 ◎ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。																
	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm <sup>2</sup> )	調管理理強度 Fm(N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																																																																											
	普通	21	Fc+S	15-18	有	Ⅰ類	2.1~2.5	便所床 <sup>ア</sup>																																																																											
	種類	撤去工法	撤去範囲	備考																																																																															
	◎ビニール床シート ・ビニール床タイル ・ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	◎全面 ・一部(図示)																																																																																
・合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	・全面 ・一部(図示)																																																																																	
・フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	・全面 ・一部(図示)																																																																																	
◎床タイル ・床組	改標仕6.2.2(1)(エ) 改標仕6.2.2(1)(オ)	・全面 ◎一部(図示) ・全面 ・一部(図示)																																																																																	
下地の状況	下地処理方法	備考欄																																																																																	
床 <sup>イ</sup> の除去	セメント系 <sup>イ</sup> の <sup>イ</sup> 材	和風便器撤去跡																																																																																	
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																		
・油圧クラッシャー使用																																																																																			
◎ダイヤモンドカッター使用	コンクリートブロック取り合い部分																																																																																		
◎ハンドブレーカー使用	コンクリートブロック取り合い部分																																																																																		
・アグレッシブウォータージェット使用																																																																																			
撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																		
壁下地を含む全面 ボード面まで ボード面を残し仕上げのみ																																																																																			
撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																		
◎天井下地を含む全面 ・ボード面まで ・ボード面を残し仕上げのみ	範囲は、天井伏図による																																																																																		
2. コンクリートの仕上げ	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.31による。  ◎合板せき板を用いる打直し上げの種類は(・A・B◎C)種とする。  ◎コンクリートの仕上げの平たんさは標仕 表6.2.5による。	7. 軽量鉄骨天井下地	◎JIS A 6517の規格品とする。 ◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。 ◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。																																																																																
3. 普通コンクリート	◎セメントの種類は、(◎普通ポルトランドセメント・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。  ◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。  ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(・できる◎できない)。  ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。  ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m <sup>3</sup> 以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。  ◎試験りは(・行う◎行わない)。  ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。  ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m <sup>3</sup> に含まれるアルカリ総量をNa2O(エネエーツーオー)換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。  ◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。	8. ビニール床シート張り (JIS A 5705) ビニール床タイル張り (JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	<table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>種類・種類</th> <th>色柄</th> <th>厚さ</th> <th colspan="3">幅木</th> <th>接着剤</th> <th>施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>ビニール床シート</td> <td>複層</td> <td>FS</td> <td>2mm</td> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>高さ</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床材張上げ</td> <td>2mm</td> <td>100mm</td> <td>エポキシ樹脂系</td> <td>図示</td> <td>熱溶接工法 高耐久抗薬UV樹脂コーティング 消臭機能・ノック</td> </tr> </table> <p>◎幅木：材質(ビニール床シート張上げ)、高さ(60・70・100)</p> <table border="1"> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>せっこうボード GB-S JIS A 6901の規格品</td> <td>壁</td> <td>突付け</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td>小ねじ</td> <td>軽量鉄骨下地</td> <td>新設面台部分</td> </tr> <tr> <td>化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付け</td> <td>9.5</td> <td>不燃</td> <td>小ねじ</td> <td>軽量鉄骨下地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メラミン不燃化粧板 JIS A 6902.3の規格品</td> <td>壁</td> <td>目通し カマエツグ</td> <td>3</td> <td>不燃</td> <td>直貼専用 接着剤</td> <td>在来<sup>イ</sup> GB-S 構造用合板</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造用合板 農林省告示第233号</td> <td>壁</td> <td>突付け</td> <td>12 15</td> <td></td> <td>釘</td> <td>軽量鉄骨下地 構造用合板</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上げの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>CB壁撤去跡</td> <td>コテ押え</td> <td>—</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎モルタルは◎現場調合材料・既調合材料)とする。 現場調合材料の場合は改標仕6.15.3(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。 ◎目地の位置及び寸法は図示による。 ◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。 ◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とする。</p>	材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考	ビニール床シート	複層	FS	2mm	材質	厚さ	高さ								床材張上げ	2mm	100mm	エポキシ樹脂系	図示	熱溶接工法 高耐久抗薬UV樹脂コーティング 消臭機能・ノック	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	せっこうボード GB-S JIS A 6901の規格品	壁	突付け	12.5	不燃	小ねじ	軽量鉄骨下地	新設面台部分	化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	不燃	小ねじ	軽量鉄骨下地		メラミン不燃化粧板 JIS A 6902.3の規格品	壁	目通し カマエツグ	3	不燃	直貼専用 接着剤	在来 <sup>イ</sup> GB-S 構造用合板		構造用合板 農林省告示第233号	壁	突付け	12 15		釘	軽量鉄骨下地 構造用合板		施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考	CB壁撤去跡	コテ押え	—	無	
材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考																																																																										
ビニール床シート	複層	FS	2mm	材質	厚さ	高さ																																																																													
				床材張上げ	2mm	100mm	エポキシ樹脂系	図示	熱溶接工法 高耐久抗薬UV樹脂コーティング 消臭機能・ノック																																																																										
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																																																																												
せっこうボード GB-S JIS A 6901の規格品	壁	突付け	12.5	不燃	小ねじ	軽量鉄骨下地	新設面台部分																																																																												
化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	不燃	小ねじ	軽量鉄骨下地																																																																													
メラミン不燃化粧板 JIS A 6902.3の規格品	壁	目通し カマエツグ	3	不燃	直貼専用 接着剤	在来 <sup>イ</sup> GB-S 構造用合板																																																																													
構造用合板 農林省告示第233号	壁	突付け	12 15		釘	軽量鉄骨下地 構造用合板																																																																													
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																																															
CB壁撤去跡	コテ押え	—	無																																																																																
4. レディミクストコンクリート工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。	9. せっこうボードその他ボード及び合板張り																																																																																	
5. 型枠	◎型枠は、(・県産木製型枠◎合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。 <table border="1"> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12mm</td> <td>和風便器撤去跡</td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ◎スリーブの材種(標仕6.8.2(9)による)。	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				標仕6.8.2(2)(ア)	A種	あり				標仕6.8.2(2)(イ)	B種	なし				標仕6.8.2(2)(イ)	C種	なし		12mm	和風便器撤去跡	標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし				10. モルタル塗り																																													
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																														
県産木製型枠	—	なし																																																																																	
標仕6.8.2(2)(ア)	A種	あり																																																																																	
標仕6.8.2(2)(イ)	B種	なし																																																																																	
標仕6.8.2(2)(イ)	C種	なし		12mm	和風便器撤去跡																																																																														
標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし																																																																																	
1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。  ◎降雨等に対する養生方法は、(上屋シート養生・下階天井養生・その他( ))とする。  ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。  ◎ブラマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。  ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。  ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(・行う◎行わない)。  ◎種類及び施工箇所 <table border="1"> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>施工箇所</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>SR-1</td> <td>1成分シリコーン系</td> <td>内壁：<sup>イ</sup>不燃化粧板部分 洗面が<sup>イ</sup>・他水廻り</td> <td>3×3 5×5</td> <td>— —</td> <td>防かび<sup>イ</sup> 防かび<sup>イ</sup></td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン系</td> <td>金属建具</td> <td>10×10</td> <td>—</td> <td>防かび<sup>イ</sup></td> </tr> </table>	記号	材質	施工箇所	寸法	接着試験	備考	SR-1	1成分シリコーン系	内壁： <sup>イ</sup> 不燃化粧板部分 洗面が <sup>イ</sup> ・他水廻り	3×3 5×5	— —	防かび <sup>イ</sup> 防かび <sup>イ</sup>	MS-2	変成シリコーン系	金属建具	10×10	—	防かび <sup>イ</sup>	11. セルフレベリング材塗り	◎セルフレベリング材の種類(・せっこう系◎セメント系)塗り厚さ(10)mm ◎シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。																																																														
記号	材質	施工箇所	寸法	接着試験	備考																																																																														
SR-1	1成分シリコーン系	内壁： <sup>イ</sup> 不燃化粧板部分 洗面が <sup>イ</sup> ・他水廻り	3×3 5×5	— —	防かび <sup>イ</sup> 防かび <sup>イ</sup>																																																																														
MS-2	変成シリコーン系	金属建具	10×10	—	防かび <sup>イ</sup>																																																																														
2. シーリング		12. 接着剤	◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																																
5章 防水 改修 工事	1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする。  ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。  ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。  <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>木部(掃除具掛け)</td> <td>SOP塗装</td> <td>A-19</td> <td></td> </tr> </table>	区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考	木部(掃除具掛け)	SOP塗装	A-19		7章 塗装 改修 工事	1. 一般事項																																																																							
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考																																																																																
木部(掃除具掛け)	SOP塗装	A-19																																																																																	
	2. シーリング	◎ウレタン樹脂ワニス塗り(UIC)																																																																																	
	2. 諸金物等	◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。 ◎木ねじはJIS B 1112(十字付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。 ◎継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。 ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18.2.15)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。	13. 既製家具																																																																																

章	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																														
八 章 環 境 配 慮 （ グ リ ー ン ） 改 修 工 事	<p>1. アスベスト含有建材の処理工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は ○含む ・ない )</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</p> <p>◎表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を（ ・ 行う ○ 行わない ）。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（ ）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）</p> <p>◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>◎養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場（種類： ，仕様 枚布、D= cm、シート種類： ） 仮囲い高さ：H= m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場（種類：脚立足場、仕様 枚布、D= cm ） 養生種別（ ）</p> <p>◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。 ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離（負圧不要）を行う。 建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.2階</td> <td>男子便所、女子便所 多目的便所、給湯室</td> <td>床</td> <td></td> <td></td> <td>みなし</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法	1.2階	男子便所、女子便所 多目的便所、給湯室	床			みなし	九 章 ユ ニ ツ ト 及 び そ の 他 の 工 事	<p>1. 鏡</p> <p>◎防湿性を有するもので、厚さ5mmとする。 ◎寸法（ 図示(展開図)による ） ○枠（ SUS HL仕様 ） 使用箇所（男子便所、女子便所）</p> <p>2. 手すり</p> <p>◎L型手摺 材質：ステンレス仕様 径：34φ ○L=700mm 前出=90mm 使用箇所（男子便所、女子便所） ◎小便器用手摺 材質：ステンレス仕様 径：34φ</p> <p>3. 化粧棚</p> <p>◎材質（ 表面材：ポリ合板フラッシュ 小口：メラミン化粧板 ） 厚さ：25mm ◎図示による</p> <p>4. 洗面カウンター</p> <p>材質 ・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材） ○人工大理石 奥行き ・約450 ・約600 ○約550 ◎詳細は部分詳細図による。</p> <p>5. 天井点検口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th colspan="2">形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルミ製</td> <td>600角</td> <td>一般型</td> <td>屋内用</td> <td>目地</td> <td>目地</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>6. 床点検口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th colspan="2">形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルミ製</td> <td>600角</td> <td>一般型</td> <td>屋内用</td> <td>ステンレス目地</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>7. 天井廻り縁</p> <p>◎材質（ 塩ビ ） 形状（ 底目地 ）</p> <p>8. 汚垂石</p> <p>◎参考品番：(TOTO)：AB690E (LIXIL)：IPF-860TP 程度 寸法：図示による</p> <p>9. トイレブース 隔て板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">表面材の種類</th> <th colspan="2">脚部</th> <th colspan="2">ドアエッジ</th> </tr> <tr> <th>形状</th> <th>形状</th> <th>形状</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メラミン樹脂系</td> <td>幅木型</td> <td>表面材SUS製</td> <td>指詰め防止型</td> <td>アルミ製</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎内開き戸は、「表示付き内開き錠（非常時外開き型）」仕様とする。</p> <p>◎製作所： 評価名簿による。</p> <p>◎トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎トイレブース詳細図参照のこと</p> <p>◎部分詳細図による ◎製造所：家具専門工事業者とする</p> <p>10. 洗面用具棚</p> <p>◎材質（ 表面材：メラミン化粧板 芯材：合板・耐水MDF ） 厚さ：20mm ◎図示による</p> <p>11. 面台ポストフォーム</p> <p>◎材質（ 表面材：メラミン化粧板 芯材：合板・耐水MDF ） 厚さ：20mm ◎図示による</p>	材種	寸法	形式		外枠	内枠	アルミ製	600角	一般型	屋内用	目地	目地	材種	寸法	形式		備考	アルミ製	600角	一般型	屋内用	ステンレス目地	表面材の種類	脚部		ドアエッジ		形状	形状	形状	材質	メラミン樹脂系	幅木型	表面材SUS製	指詰め防止型	アルミ製		
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																																
1.2階	男子便所、女子便所 多目的便所、給湯室	床			みなし																																																
材種	寸法	形式		外枠	内枠																																																
アルミ製	600角	一般型	屋内用	目地	目地																																																
材種	寸法	形式		備考																																																	
アルミ製	600角	一般型	屋内用	ステンレス目地																																																	
表面材の種類	脚部		ドアエッジ																																																		
	形状	形状	形状	材質																																																	
メラミン樹脂系	幅木型	表面材SUS製	指詰め防止型	アルミ製																																																	

那賀郡那賀町小仁宇  
 工事対象位置：徳島県立那賀高等学校

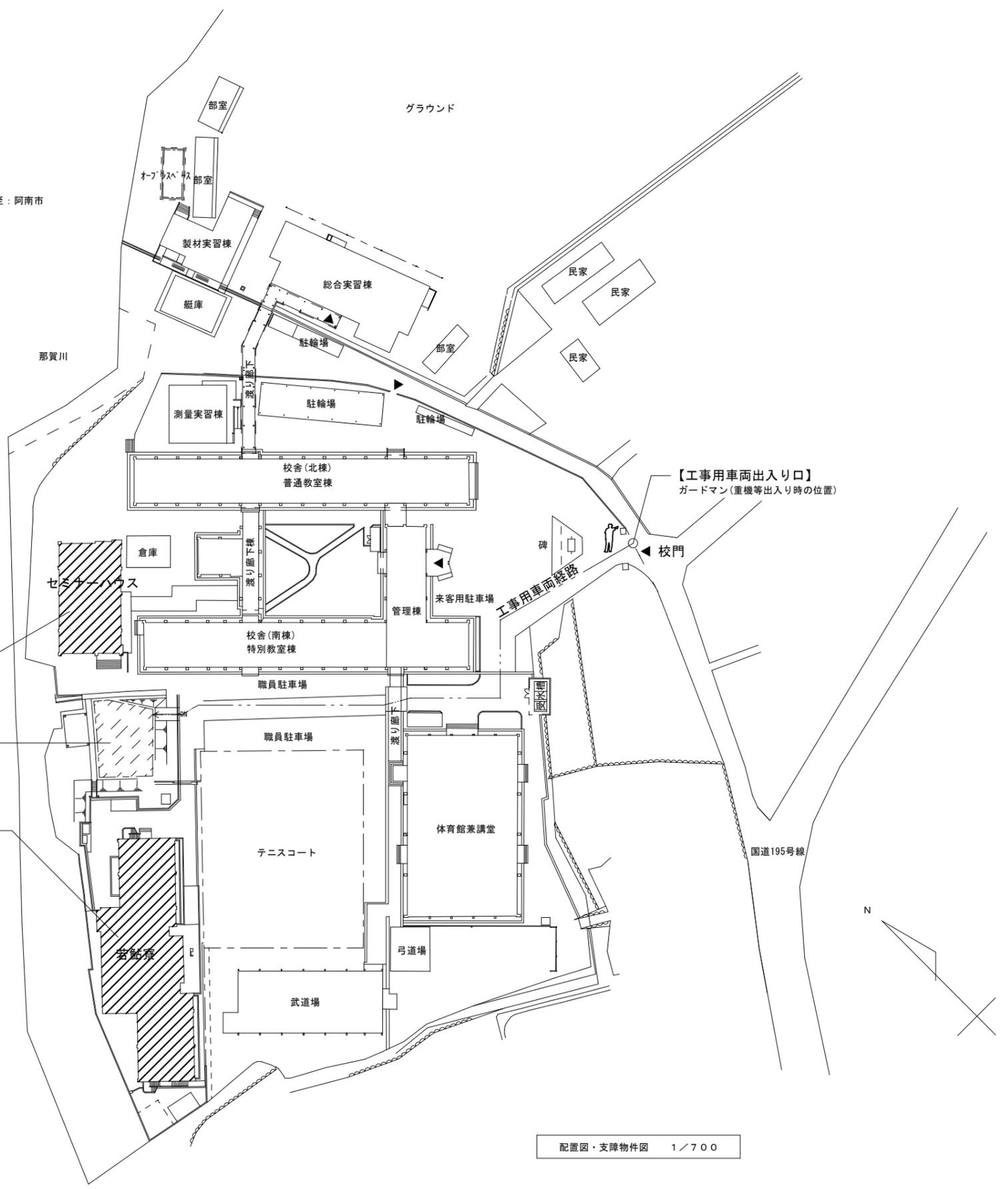


付近見取図

改修対象建物  
 RC造：2階建

【仮設用地】  
 現場事務所  
 資材置場  
 工事車両用駐車場

改修対象建物  
 RC造：2階建



配置図・支障物件図 1/700

【支障物件の確認 特記事項】

- ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までの調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

徳島県土整備部営繕課		工事名 R7営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若點寮等トイレ改修工事建築	図面番号 A-01	通し番号 07	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 付近見取図・配置図・支障物件図	縮尺 NO SCALE		

内 部 仕 上 表 (若 點 寮)

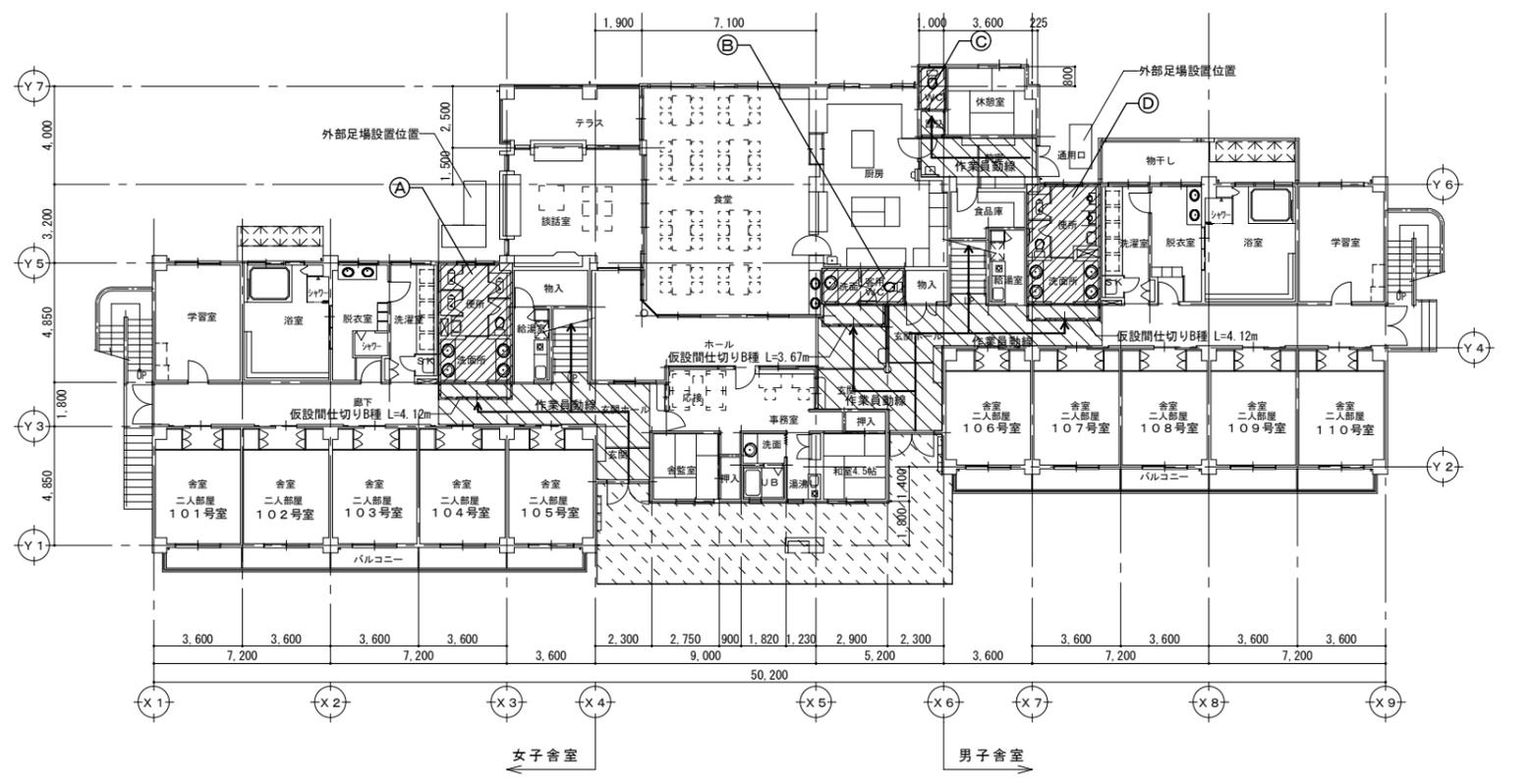
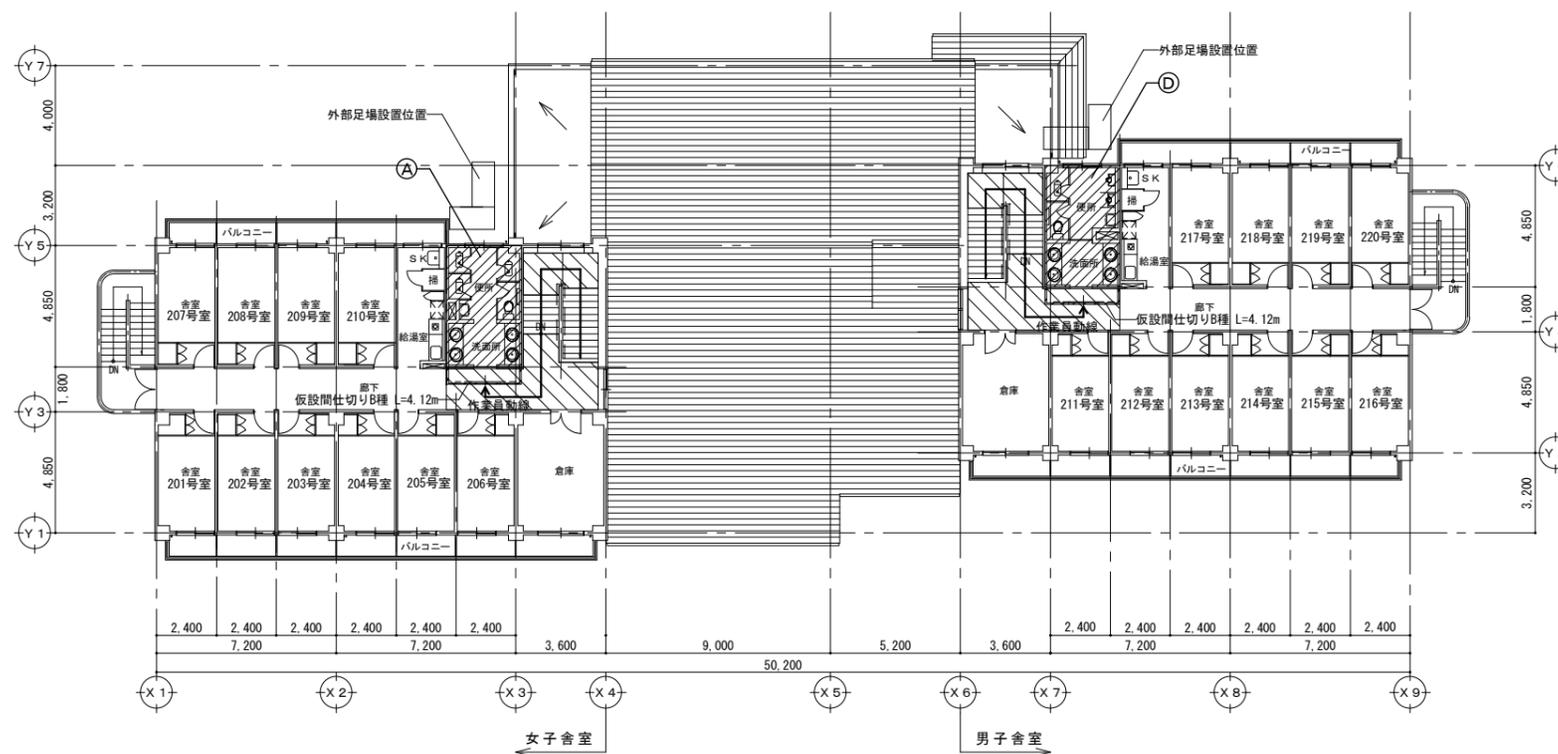
階	室名	床		巾木		壁		天井		廻縁	天井高	備考
		下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上			
1階	女子洗面所 A 男子洗面所 D	改修前	モルタル下地 既存のまま	長尺塩ビシート張りt=2.5 撤去	ソト巾木 H75 撤去	PB(7)12.5 既存のまま	化粧石綿セメント板(7)5 既存のまま	LGS 撤去	化粧石膏ボード t=9.5 撤去	プラスチック 撤去	2.400	床点検口撤去(女子)、天井点検口撤去 洗面用具棚撤去、化粧鏡撤去
		改修後	下地調整	ビニル床シート t=2	床材張上げ H=100	ボード仕上 既存のまま	フミン不燃化粧板 t=3	LGS	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ 底目地	2.400	洗面カウンター、床点検口、天井点検口 洗面用具棚、化粧鏡 ステンレスタッパ 19φ(ビレット内)
	便所A(女子便所) 便所D(男子便所)	改修前	モルタル下地 既存のまま (和式便器撤去周囲：下地撤去)	モザイクタイル50角 既存のまま (和式便器撤去周囲：タイル撤去)	壁同材 既存のまま	(C,OB壁) 既存のまま	陶器質100角タイル張り 既存のまま※打診により浮き部分は撤去	LGS 撤去	ケイカル板 t=6 底目張り VE塗り 撤去	プラスチック 撤去	2.400	トイレース撤去、ステンレス排水溝蓋撤去 ステンレス手すり撤去、面台撤去 天井点検口撤去、和式便器撤去
		改修後	下地調整(セパレートリング) 和式便器撤去跡：スラブコンクリート、 モルタル補修	ビニル床シート t=2	在来タイル 既存のまま	床材張上げ H=100	タイル仕上 既存のまま 一部タイル撤去跡、モルタル補修 面台：(LGS下地) 新設	フミン不燃化粧板 t=3	LGS	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ 底目地	2.400
	便所B(客用便所)	改修前	モルタル下地 既存のまま	モザイクタイル50角 既存のまま	壁同材 既存のまま	(C,OB壁) 既存のまま	陶器質100角タイル張り 既存のまま※打診により浮き部分は撤去	LGS 撤去	化粧石膏ボード t=9.5 撤去	プラスチック 撤去	2.300	
		改修後	下地調整	ビニル床シート t=2	在来タイル 既存のまま	ABS樹脂 +ステンレス箔HL t=2 H=60	タイル仕上 既存のまま 一部タイル撤去跡、モルタル補修	フミン不燃化粧板 t=3	LGS	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ 底目地	2.300
便所C(休憩室)	改修前	モルタル下地 既存のまま	長尺塩ビシート張りt=2.5 撤去	ソト巾木 H75 撤去	PB(7)12.5 既存のまま	ビニルクロス貼り 撤去	LGS 撤去	化粧石膏ボード t=9.5 撤去	プラスチック 撤去	2.300		
	改修後	下地調整	ビニル床シート t=2	ABS樹脂 +ステンレス箔HL t=2 H=60	ボード下地 既存のまま	フミン不燃化粧板 t=3	LGS	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ 底目地	2.300		
2階	女子洗面所 A 男子洗面所 D	改修前	モルタル下地 既存のまま	長尺塩ビシート張りt=2.5 撤去	ソト巾木 H75 撤去	PB(7)12.5 既存のまま	化粧石綿セメント板(7)5 既存のまま	LGS 撤去	化粧石膏ボード t=9.5 撤去	プラスチック 撤去	2.400	洗面用具棚撤去、化粧鏡撤去
		改修後	下地調整	ビニル床シート t=2	床材張上げ H=100	ボード仕上 既存のまま	フミン不燃化粧板 t=3	LGS	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ 底目地	2.400	洗面カウンター、天井点検口 洗面用具棚、化粧鏡
	便所A(女子便所) 便所D(男子便所)	改修前	モルタル下地 既存のまま (和式便器撤去周囲：下地撤去)	モザイクタイル50角 既存のまま (和式便器撤去周囲：タイル撤去)	壁同材 既存のまま	(C,OB壁) 既存のまま	陶器質100角タイル張り 既存のまま※打診により浮き部分は撤去	LGS 撤去	ケイカル板 t=6 底目張り VE塗り 撤去	プラスチック 撤去	2.400	トイレース撤去、ステンレス排水溝蓋撤去 ステンレス手すり撤去、面台撤去、和式便器撤去
		改修後	下地調整(セパレートリング) 和式便器撤去跡：スラブコンクリート、 モルタル補修	ビニル床シート t=2	在来タイル 既存のまま	床材張上げ H=100	タイル仕上 既存のまま 一部タイル撤去跡、モルタル補修 面台：(LGS下地) 新設	フミン不燃化粧板 t=3	LGS	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ 底目地	2.400

内 部 仕 上 表 (セ ミ ナ ー ハ ウ ス)

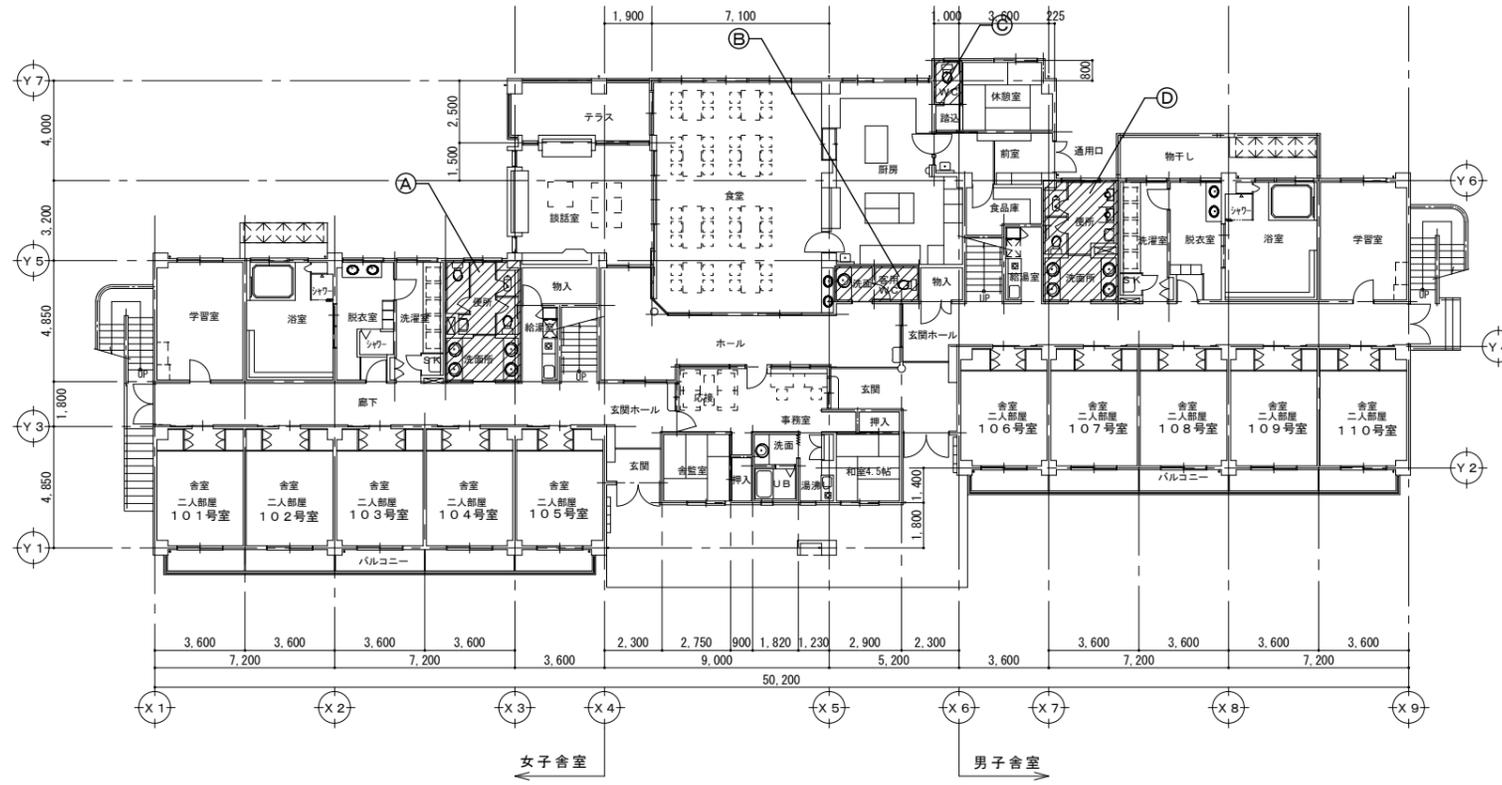
階	室名	床		巾木		壁		天井		廻縁	天井高	備考
		下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上			
1階	便所	改修前	モルタル下地 既存のまま 和式便器撤去周囲： 増打コンクリート(7)300、下地モルタル撤去	モザイクタイル50角 既存のまま 和式便器撤去周囲：タイル撤去	壁同材 既存のまま	(C,OB壁) 既存のまま	腰壁：陶器質100角タイル張り 既存のまま※打診により浮き部分は撤去 壁：モルタル金コテ押え AEP塗り 既存のまま	LGS 撤去	ケイカル板 t=6 底目張り AEP塗り 撤去	塩ビ 撤去	2.700	和式便器撤去
		改修後	下地調整(セパレートリング) 和式便器撤去跡：モルタルコテ押え	ビニル床シート t=2	在来タイル 既存のまま	ABS樹脂 +ステンレス箔HL t=2 H=60	腰壁：タイル仕上 既存のまま 一部タイル撤去跡、増打コンクリート撤去跡：モルタル補修 壁：下地調整	フミン不燃化粧板 t=3	LGS	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ	2.650
2階	男子便所	改修前	モルタル下地 既存のまま 和式便器撤去周囲： 下地モルタル、押えコンクリートt=60、7x7x7防水、 均しモルタルt=15、コンクリートスラブ t=150撤去	モザイクタイル50角 既存のまま 和式便器撤去周囲：タイル撤去	壁同材 既存のまま	(C,OB壁) 既存のまま (CB面台) 撤去	腰壁：陶器質100角タイル張り 既存のまま※打診により浮き部分は撤去 壁：モルタル金コテ押え AEP塗り 既存のまま	LGS 撤去	ケイカル板 t=6 底目張り AEP塗り 撤去	塩ビ 撤去	2.400	トイレース撤去、和式便器撤去 面台 撤去
		改修後	モルタル下地 t=38+セパレート系 セパレートリング材 t=10 和式便器撤去跡： コンクリート打設t=150 押えコンクリートt=115の上、 モルタル塗り t=38+セパレート系 セパレートリング材 t=10	ビニル床シート t=2	在来タイル 既存のまま	床材張上げ H=100	腰壁：タイル仕上 既存のまま 一部タイル撤去跡、増打コンクリート撤去跡：モルタル補修 壁：下地調整 面台：(LGS下地) 新設	フミン不燃化粧板 t=3	LGS	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ	2.350
女子便所	改修前	モルタル下地 既存のまま 和式便器撤去周囲： 下地モルタル、押えコンクリートt=60、7x7x7防水、 均しモルタルt=15、コンクリートスラブ t=150撤去	モザイクタイル50角 既存のまま 和式便器撤去周囲：タイル撤去	壁同材 既存のまま	(C,OB壁) 既存のまま (CB面台) 撤去	腰壁：陶器質100角タイル張り 既存のまま※打診により浮き部分は撤去 壁：モルタル金コテ押え AEP塗り 既存のまま	LGS 撤去	ケイカル板 t=6 底目張り AEP塗り 撤去	塩ビ 撤去	2.400	トイレース撤去、和式便器撤去 面台 撤去	
	改修後	モルタル下地 t=38+セパレート系 セパレートリング材 t=10 和式便器撤去跡： コンクリート打設t=150 押えコンクリートt=115の上、 モルタル塗り t=38+セパレート系 セパレートリング材 t=10	ビニル床シート t=2	在来タイル 既存のまま	床材張上げ H=100	腰壁：タイル仕上 既存のまま 一部タイル撤去跡、増打コンクリート撤去跡：モルタル補修 壁：下地調整 面台：(LGS下地) 新設	フミン不燃化粧板 t=3	LGS	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ	2.350	トイレース、洗面カウンター 化粧鏡、面台：ホストフォーム(7)20

■概略工程表 (参考)

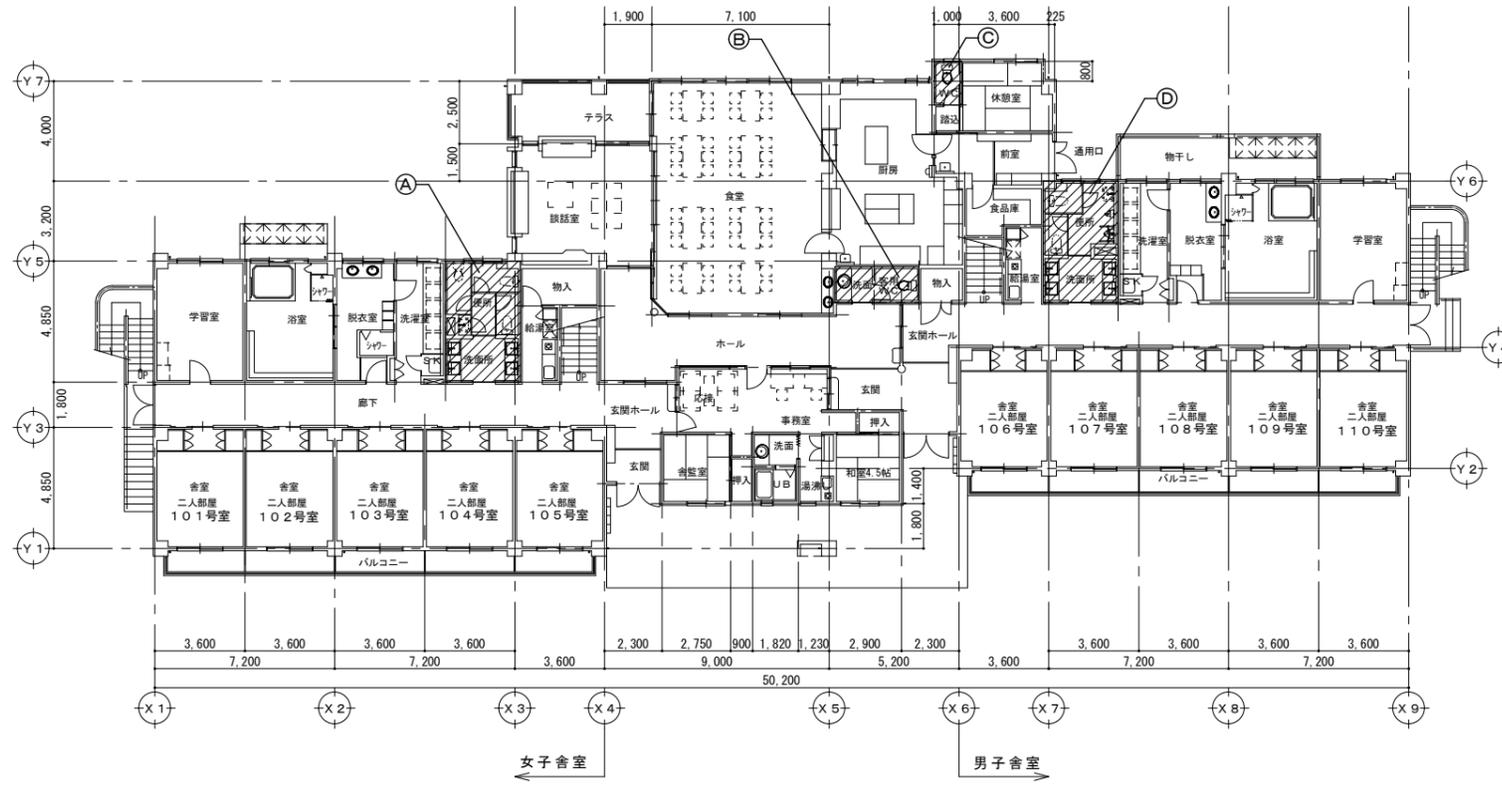
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月
準備工事	仮設間仕切り工事 準備工事 (事前調査、施工図作成、承認、製作他)						
2F 男女便所							
1F 男女便所							
1F 客用便所							
1F 厨房便所							



- 【凡例】
- 改修範囲
  - 作業員動線
  - 通路養生 床：普通合板 t=3+塩化ビニル製床養生シート
  - 外部養生 床：コンクリート
  - 仮設間仕切り壁：LGS (65型) 下地 GB-Rt=9.5 片面 素地 仮設両引分けドア：W1200 H2000 木製合板貼程度鍵付

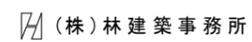


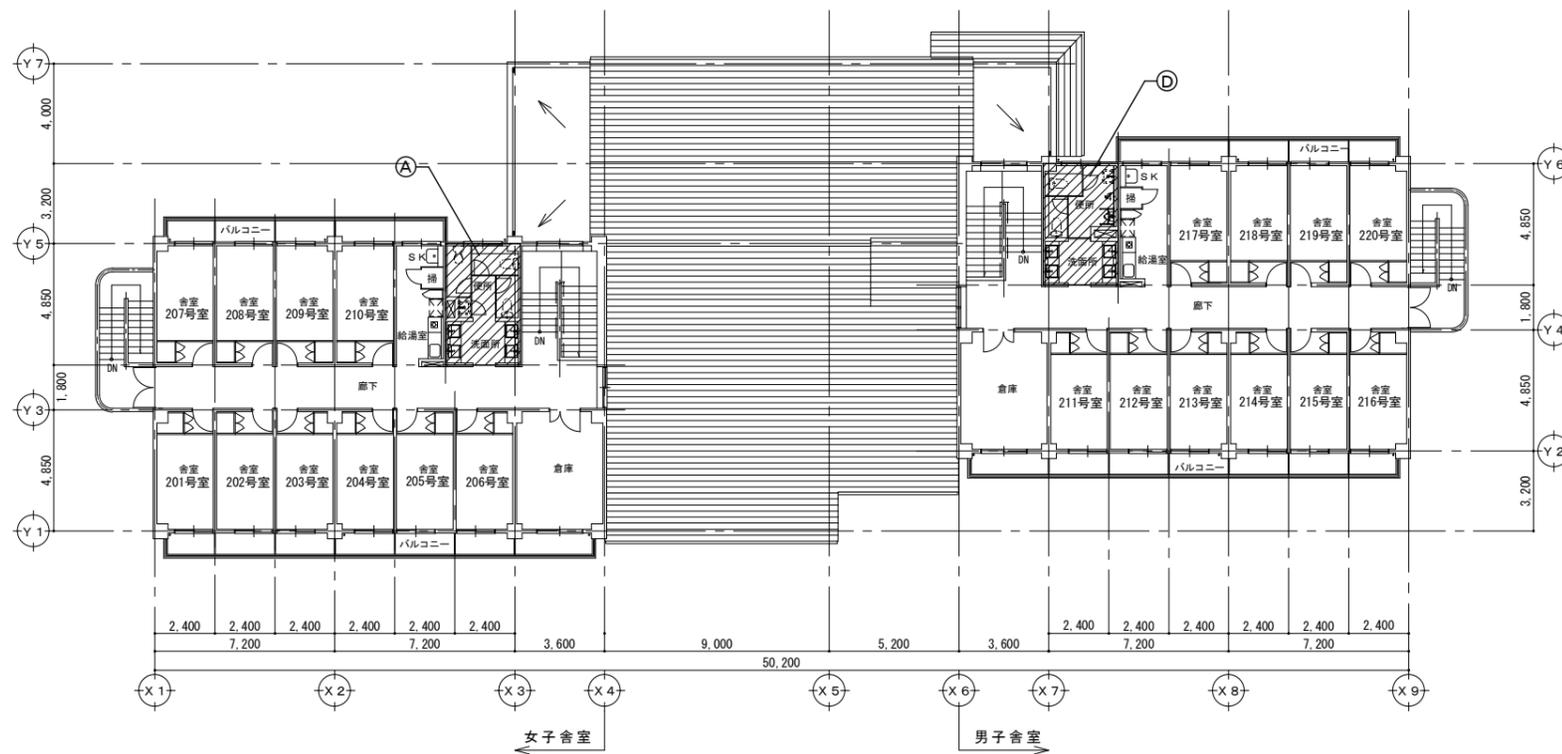
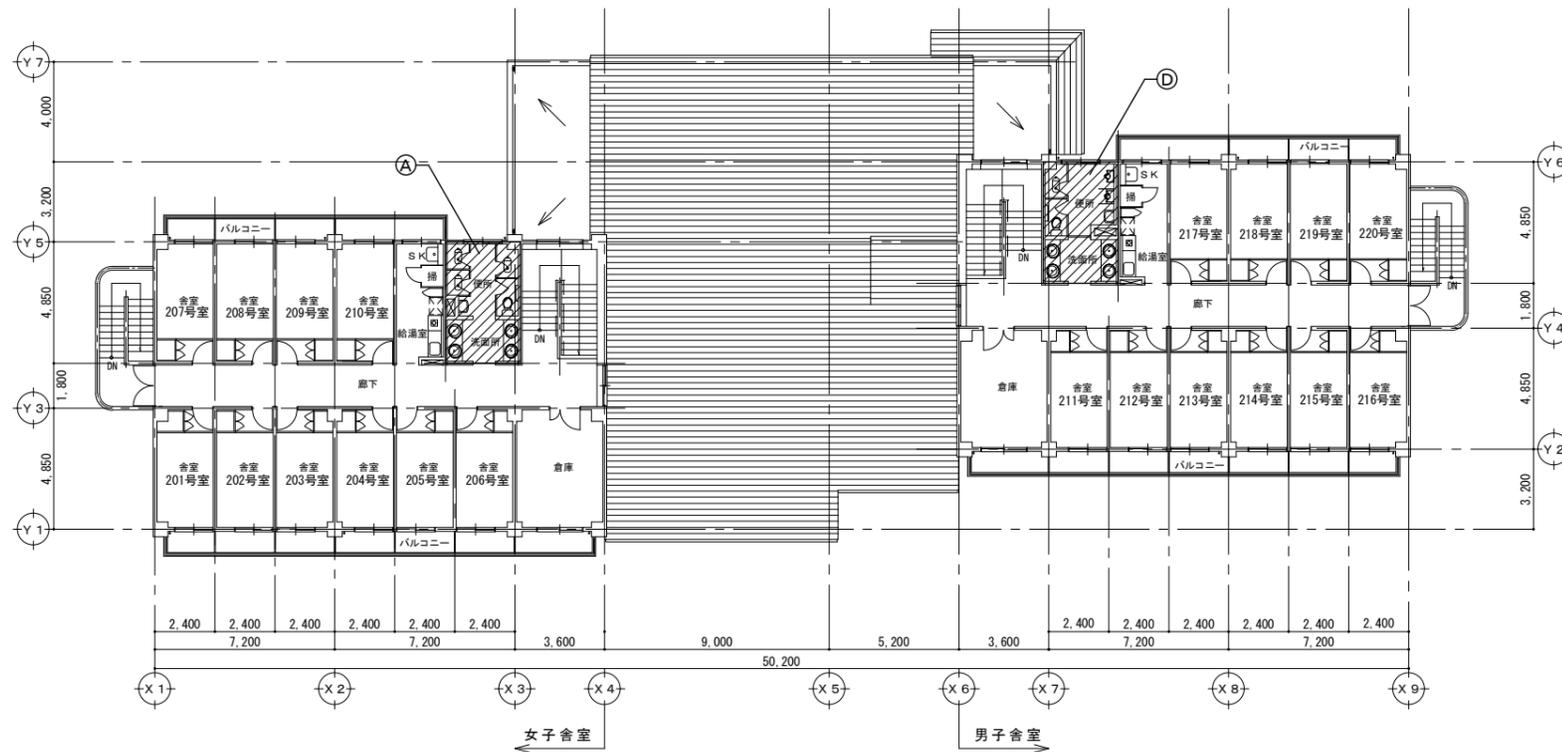
1階平面図(改修前) S=1/200



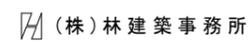
1階平面図(改修後) S=1/200

改修範囲

徳島県県土整備部宮精課		工事名 R7営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮等トイレ改修工事建築		図面番号 A-04	通し番号 10	 (株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 (若鮎寮) 1階平面図(改修前後)		縮尺 1/200		



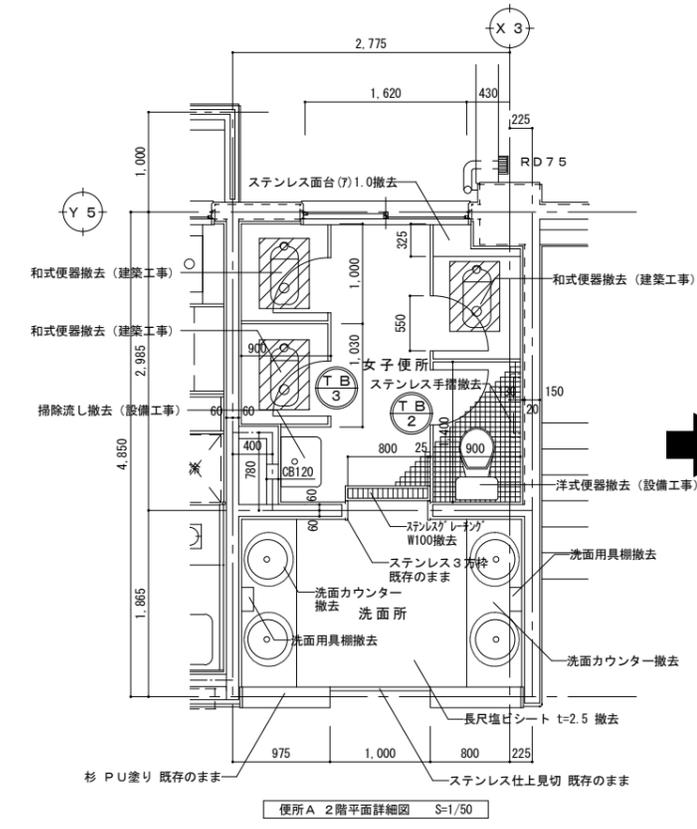
改修範囲

徳島県土整備部宮脇課		工事名	図面番号	通し番号	 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計	竣工	R 7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮等トイレ改修工事建築	A-05	11	
R6.06		図面名 (若鮎寮) 2階平面図(改修前後)	縮尺 1/200		

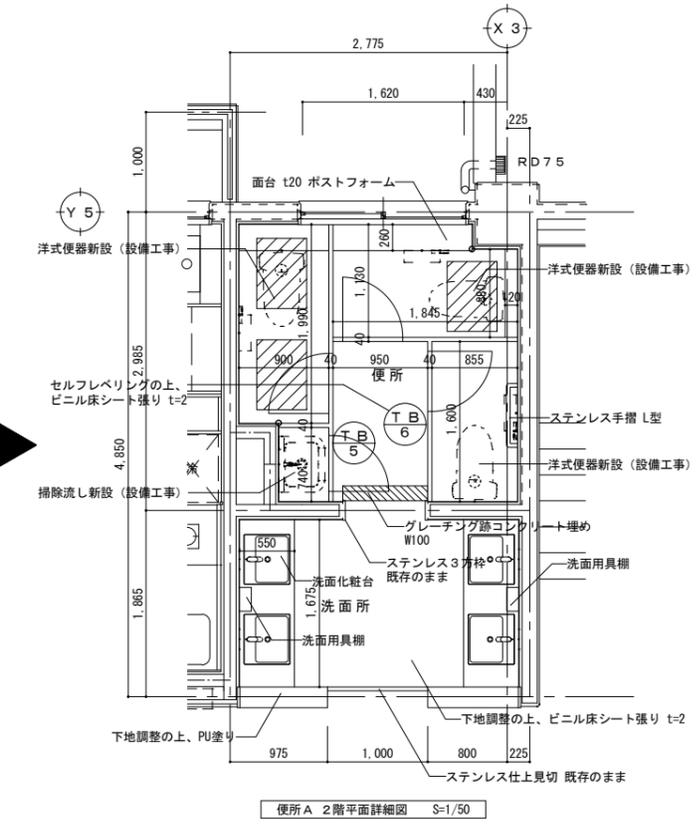




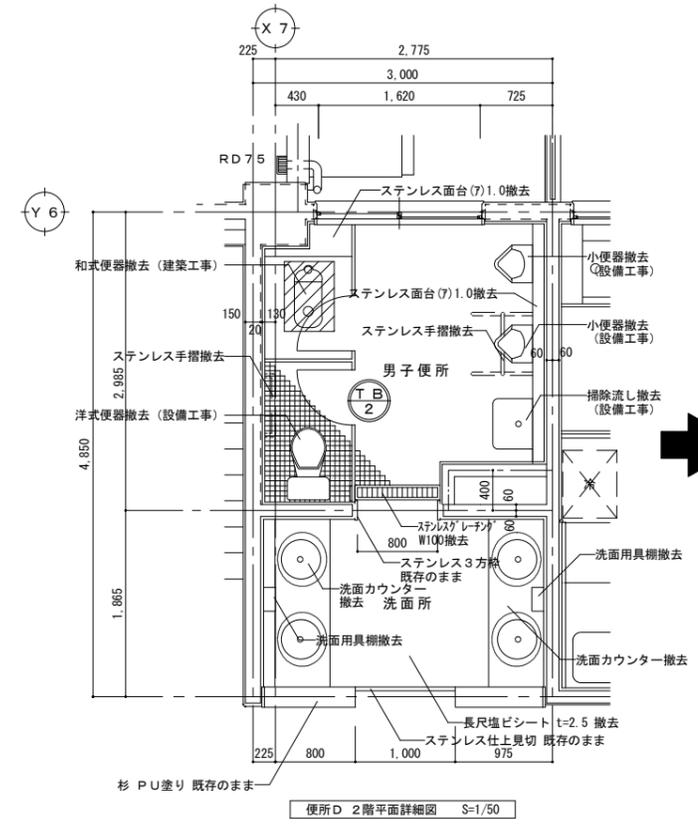
改修前



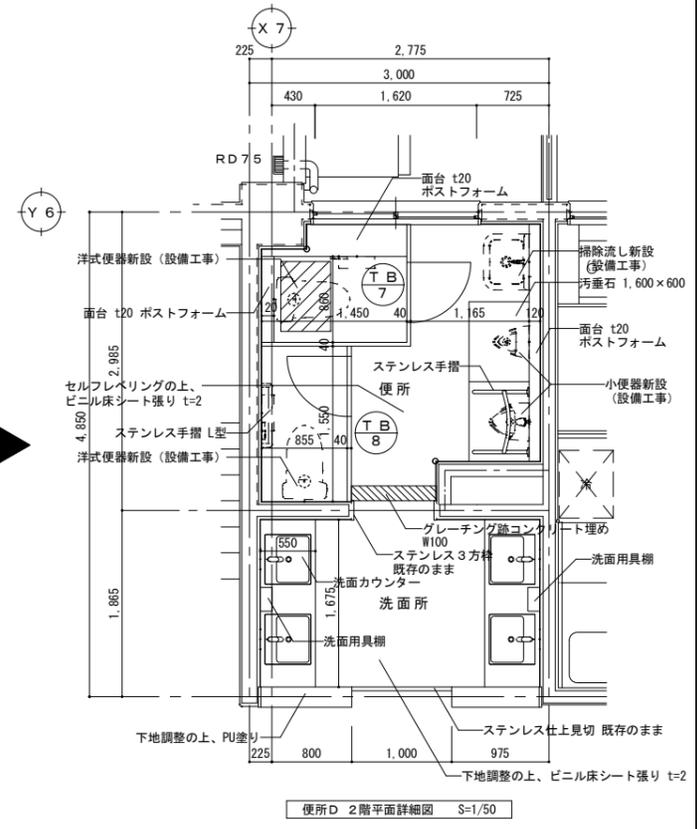
改修後



改修前



改修後

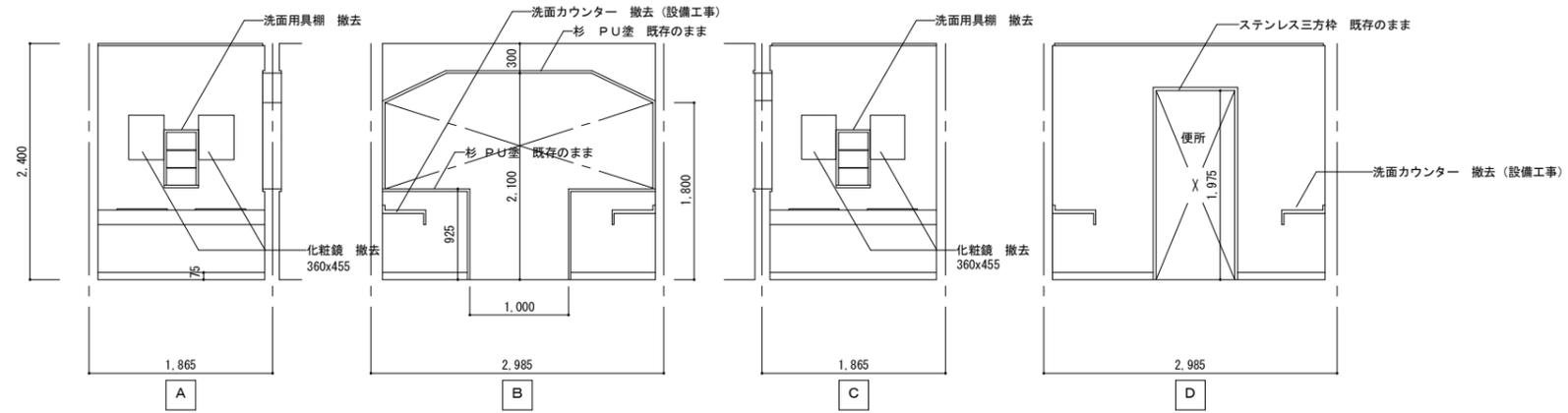


【共通注釈 (改修前)】  
 和式便器撤去周囲スラブコンクリート撤去 (700×500) 既存鉄筋 (D10, D13) はつり出し

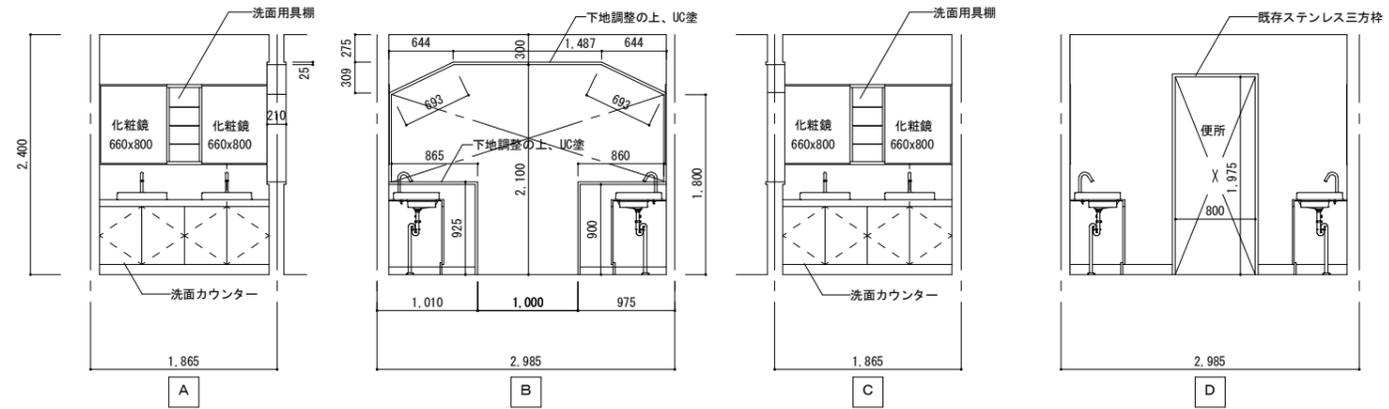
【共通注釈 (改修後)】  
 和式便器撤去跡: スラブコンクリート補修 (700×500)  
 □ : アルミジョイナーとする。

徳島県県土整備部営繕課	工事名 R7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若點寮等トイレ改修工事建築	図面番号 A-08	通し番号 14	(株) 林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 (若點寮) 2階平面詳細図 (改修前後)	縮尺 1/200	

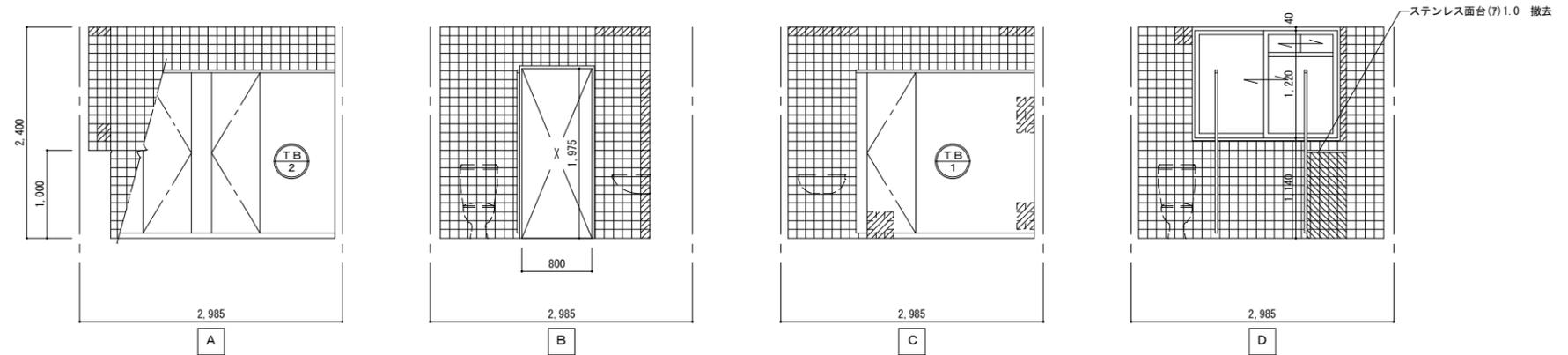
室名	1階洗面所A (改修前)
天井	化粧石コウボード(7)9.5 撤去(下地共)
廻縁	プラスチック 撤去
壁	PB(7)12.5下地 化粧石綿セメント板(7)5 既存のまま
巾木	ソフト巾木 撤去
床	モルタルコテ押工 既存のまま 長尺塩ビシート張り(7)2.5 撤去



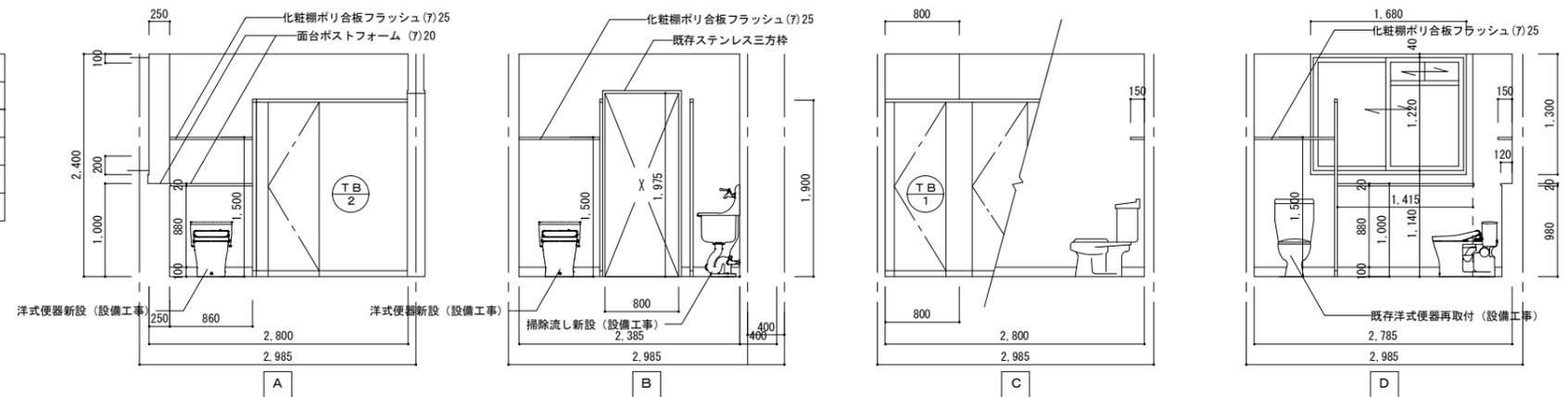
室名	1階洗面所A (改修後)
天井	化粧石コウボード(7)9.5
廻縁	塩ビ 底目地
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	床材張上げ H=100
床	ビニル床シート t=2



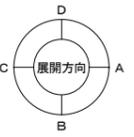
室名	1階便所A (改修前)
天井	ケイカル板(7)6 底目張り VE塗り 撤去(下地共)
廻縁	プラスチック 撤去
壁	陶器質100角タイル張り 既存のまま(一部、タイル浮き部撤去)
巾木	
床	磁器50角タイル 既存のまま



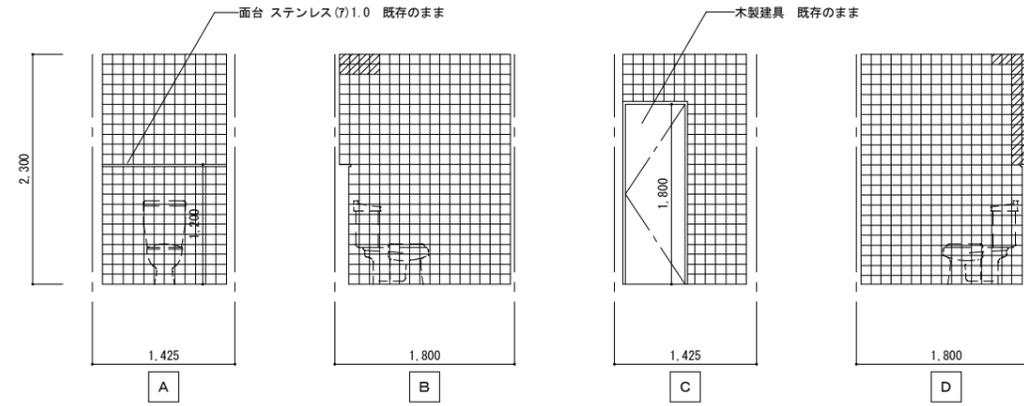
室名	1階便所A (改修後)
天井	化粧石コウボード(7)9.5
廻縁	塩ビ 底目地
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	床材張上げ H=100
床	ビニル床シート t=2



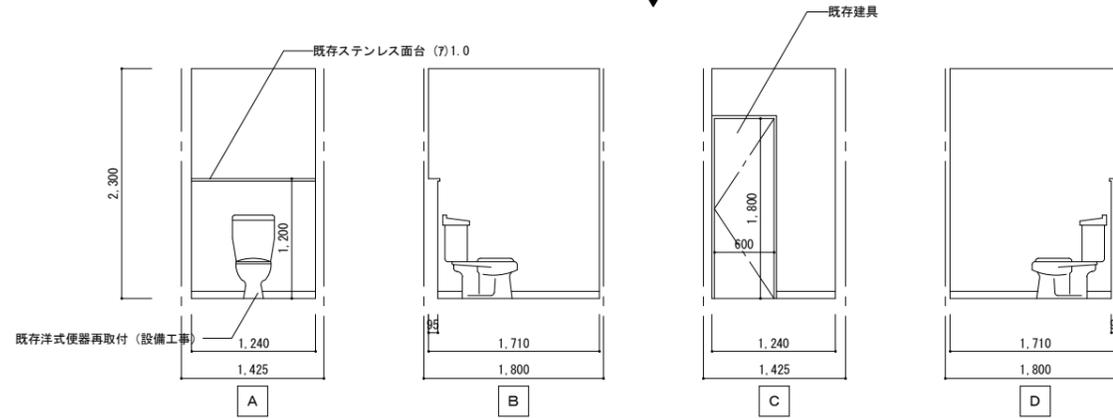
- タイル浮き撤去
- 撤去跡：セメント系下地調整厚塗材 (CM-2)
- 面台C B壁 撤去



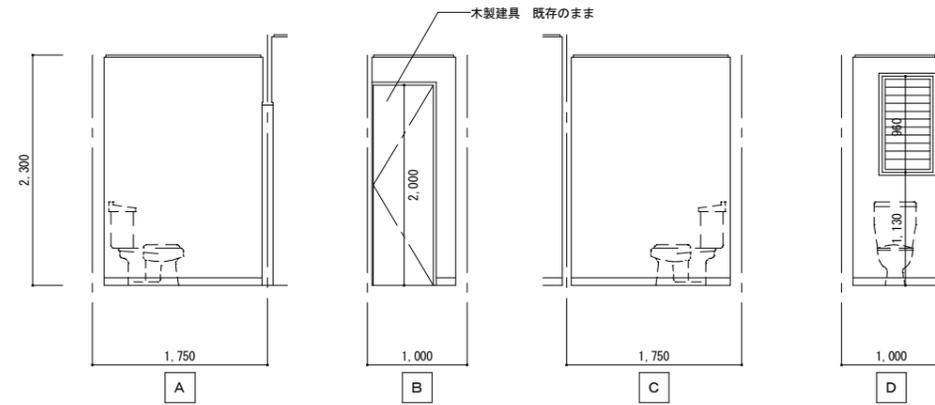
室名	客用便所B (改修前)
天井	化粧石コウボード(7)9.5 撤去(下地共)
廻縁	プラスチック 撤去
壁	陶器質100角タイル張り 既存のまま(一部タイル浮き部撤去)
巾木	
床	磁器50角タイル 既存のまま



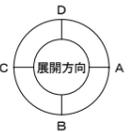
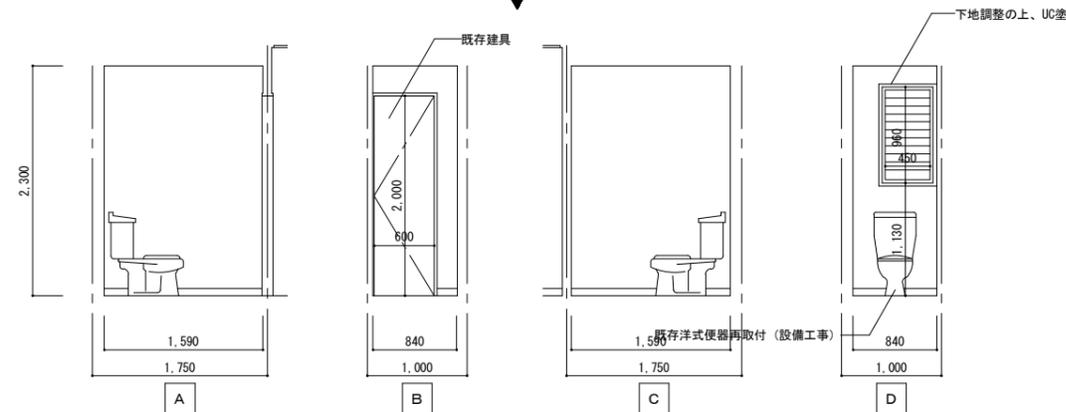
室名	客用便所B (改修後)
天井	化粧石コウボード(7)9.5
廻縁	塩ビ 底目地
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	ABS樹脂+ステンレス箔HL(t=2) H=60
床	ビニル床シート t=2



室名	便所C(休憩室) (改修前)
天井	化粧石コウボード(7)9.5 撤去(下地共)
廻縁	プラスチック 撤去
壁	PB(7)12.5 既存のまま ビニールクロス張り 撤去
巾木	ソフト巾木 撤去
床	モルタルコテ押エ 既存のまま 長尺塩ビシート張り(7)2.5 撤去

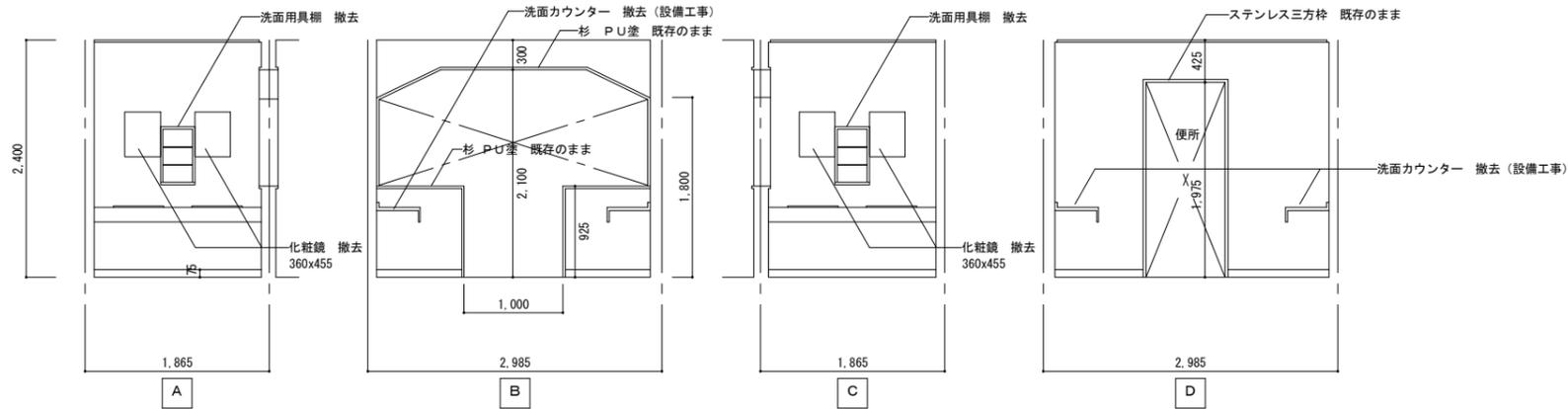


室名	便所C(休憩室) (改修後)
天井	化粧石コウボード(7)9.5
廻縁	塩ビ 底目地
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	ABS樹脂+ステンレス箔HL(t=2) H=60
床	ビニル床シート t=2

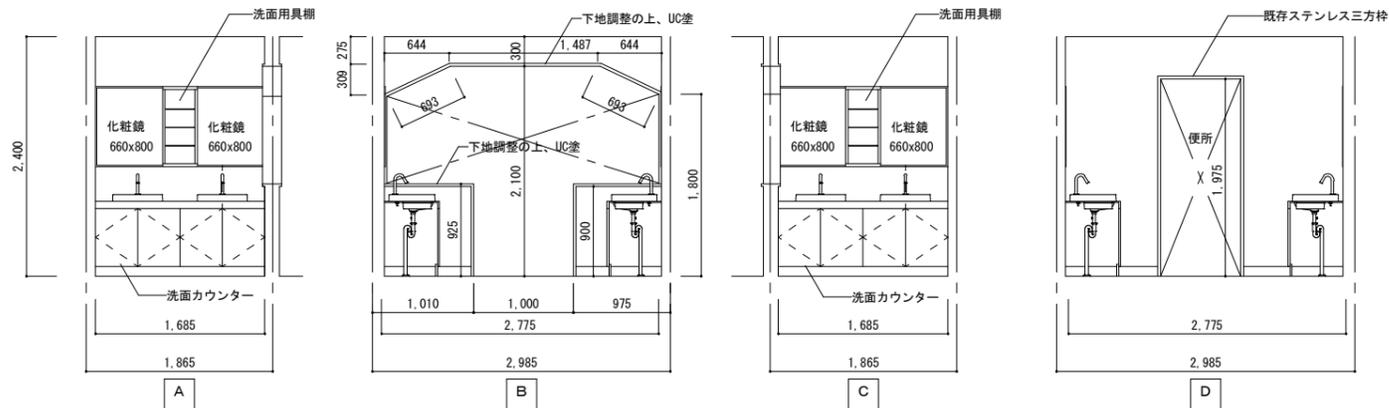


- タイル浮き撤去
- 撤去跡：セメント系下地調整厚塗材 (CM-2)
- 面台C B壁 撤去

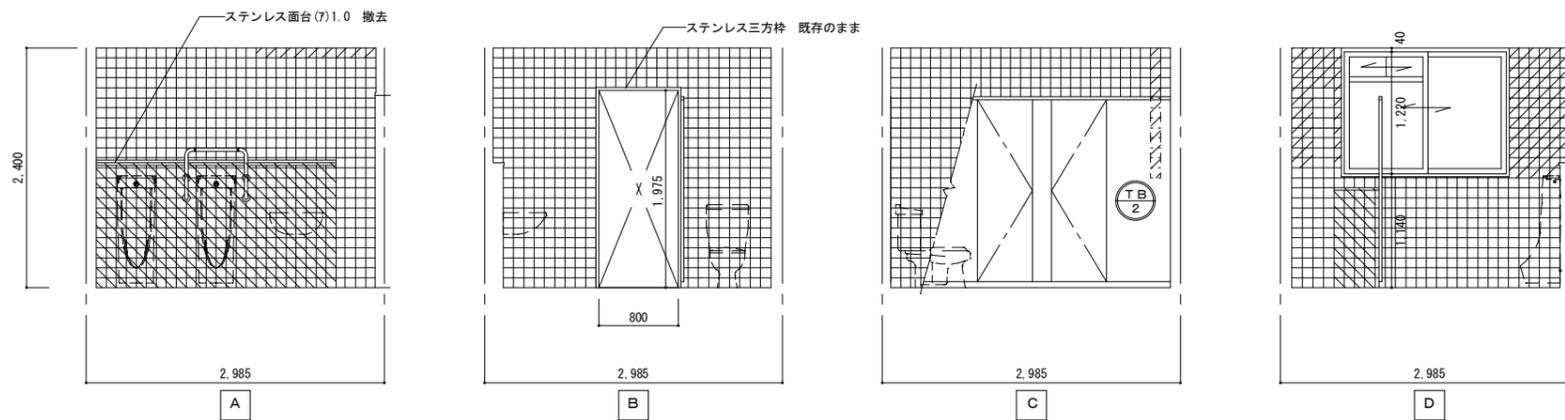
室名	1階洗面所D (改修前)
天井	化粧石コウボード(7)9.5 撤去(下地共)
廻縁	プラスチック 撤去
壁	PB(7)12.5下地 化粧石綿セメント板(7)5 既存のまま
巾木	ソフト巾木 撤去
床	モルタルコテ押エ 既存のまま 長尺塩ビシート張り(7)2.5 撤去



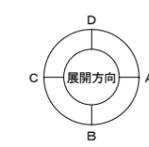
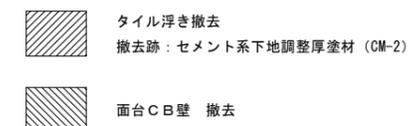
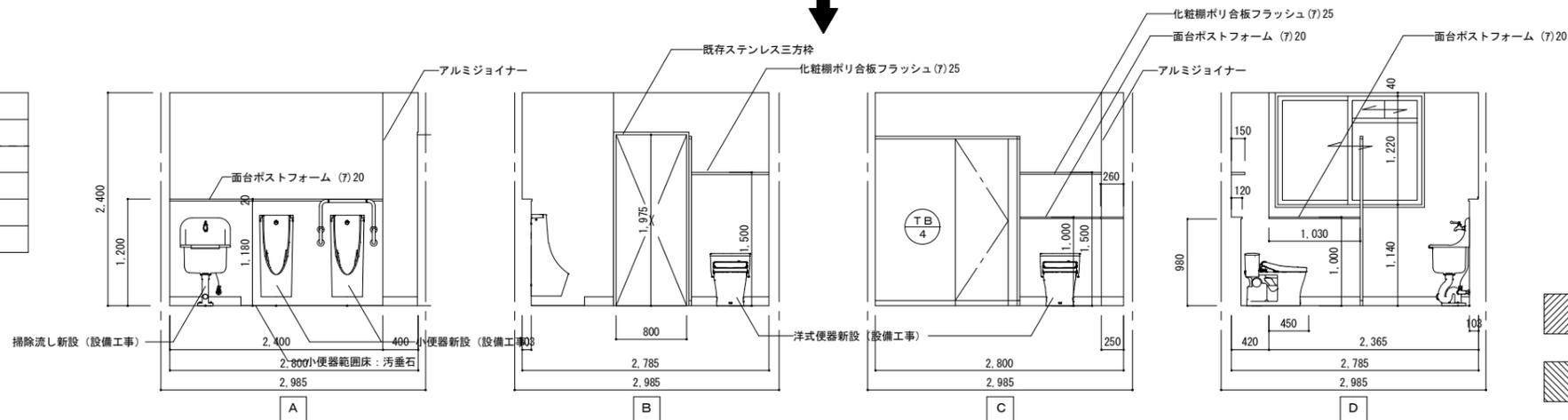
室名	1階洗面所D (改修後)
天井	化粧石コウボード(7)9.5
廻縁	塩ビ 底目地
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	床材張上げ H=100
床	ビニル床シート t=2



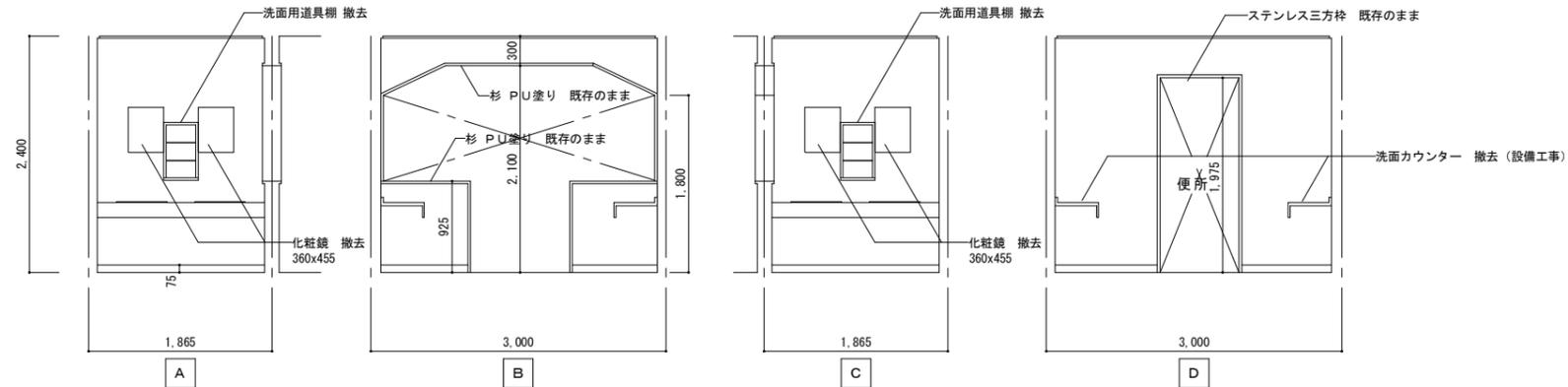
室名	1階便所D (改修前)
天井	ケイカル板(7)6 底目張り VE塗り 撤去(下地共)
廻縁	プラスチック 撤去
壁	陶器質100角タイル張り 既存のまま
巾木	
床	磁器50角タイル 既存のまま



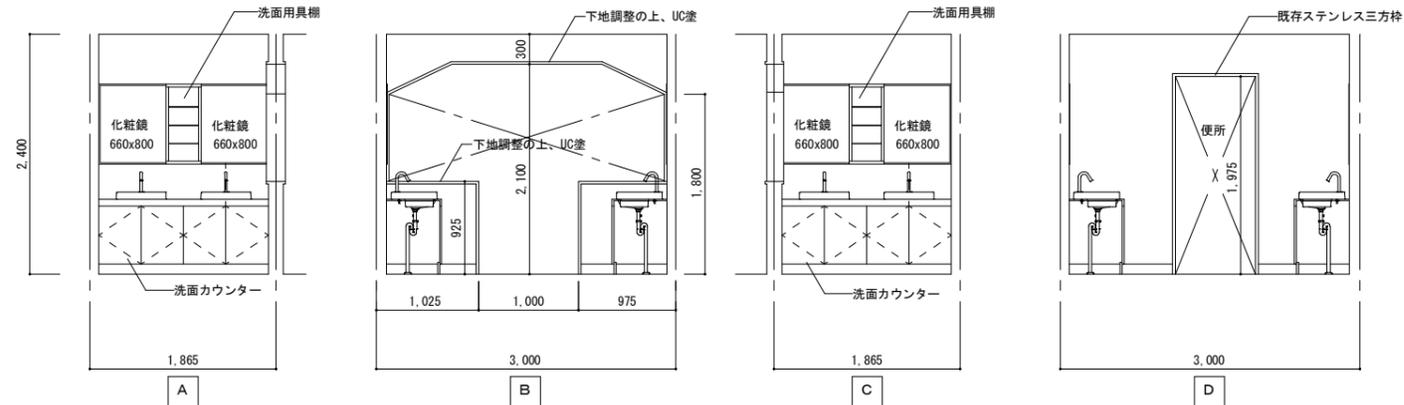
室名	1階便所D (改修後)
天井	化粧石コウボード(7)9.5
廻縁	塩ビ 底目地
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	床材張上げ H=100
床	ビニル床シート t=2、汚垂石 (小便器範囲)



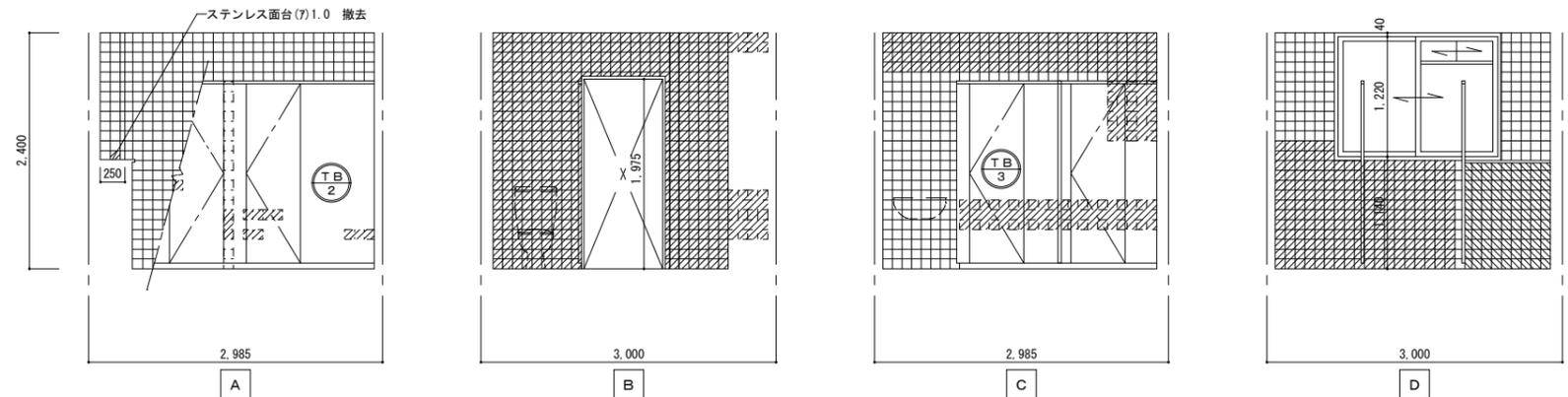
室名	2階洗面所A (改修前)
天井	化粧石コウボード(7)9.5 撤去(下地共)
廻縁	プラスチック 撤去
壁	PB(7)12.5下地 化粧石綿セメント板(7)5 既存のまま
巾木	ソフト巾木 撤去
床	モルタルコテ押工既存のまま 長尺塩ビシート張り(7)2.5 撤去



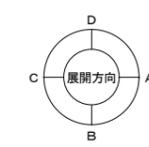
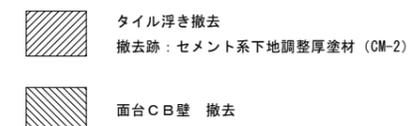
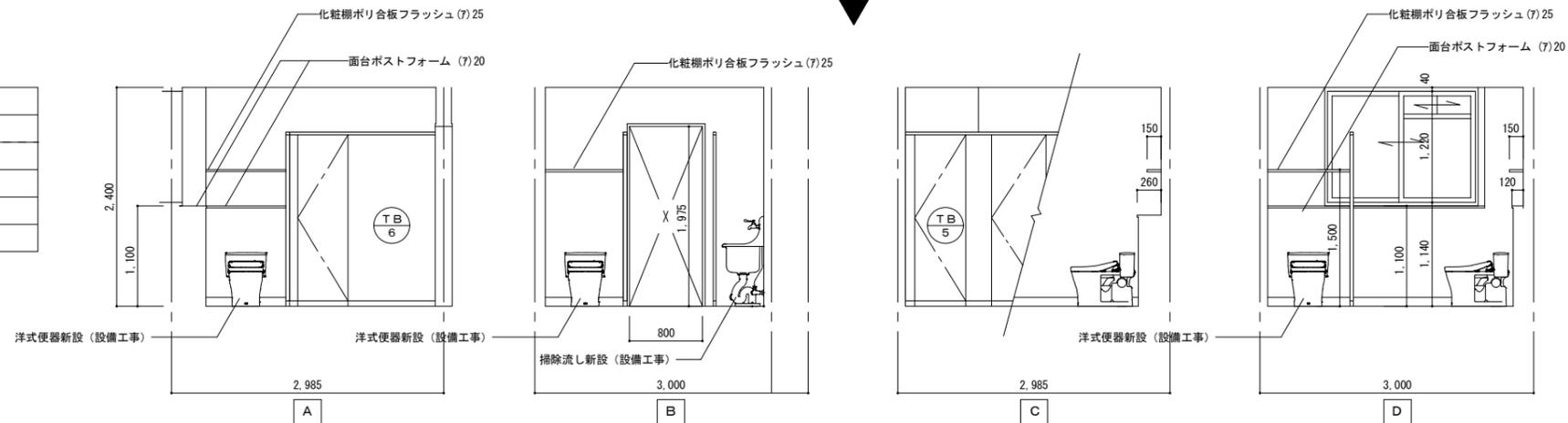
室名	2階洗面所A (改修後)
天井	化粧石コウボード(7)9.5
廻縁	塩ビ 底目地
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	床材張上げ H=100
床	ビニル床シート t=2



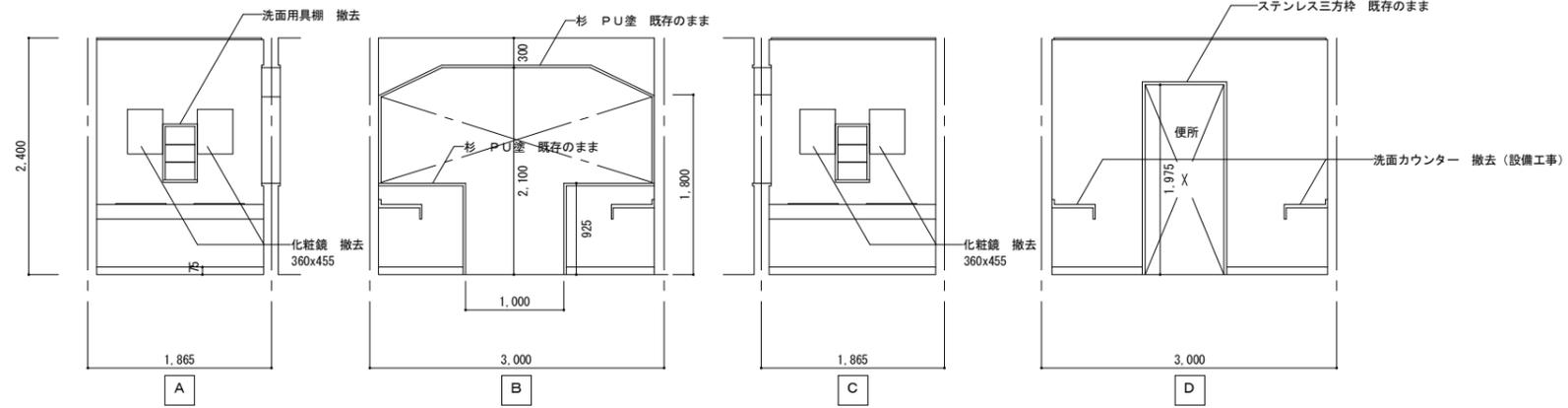
室名	2階便所A (改修前)
天井	ケイカル板(7)6 底目張り VE塗り 撤去(下地共)
廻縁	プラスチック 撤去
壁	陶器質100角タイル張り 既存のまま(一部、タイル浮き部撤去)
巾木	
床	コンクリートコテ押エ アスファルト防水 既存のまま 押エコンクリート(7)40 磁器50角タイル 既存のまま



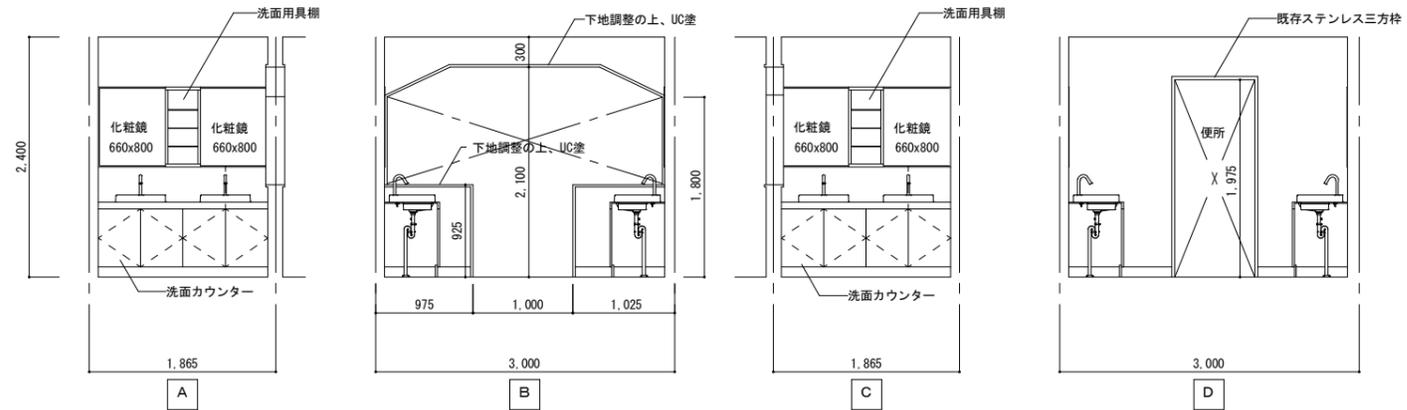
室名	2階便所A (改修後)
天井	化粧石コウボード(7)9.5
廻縁	塩ビ 底目地
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	床材張上げ H=100
床	ビニル床シート t=2



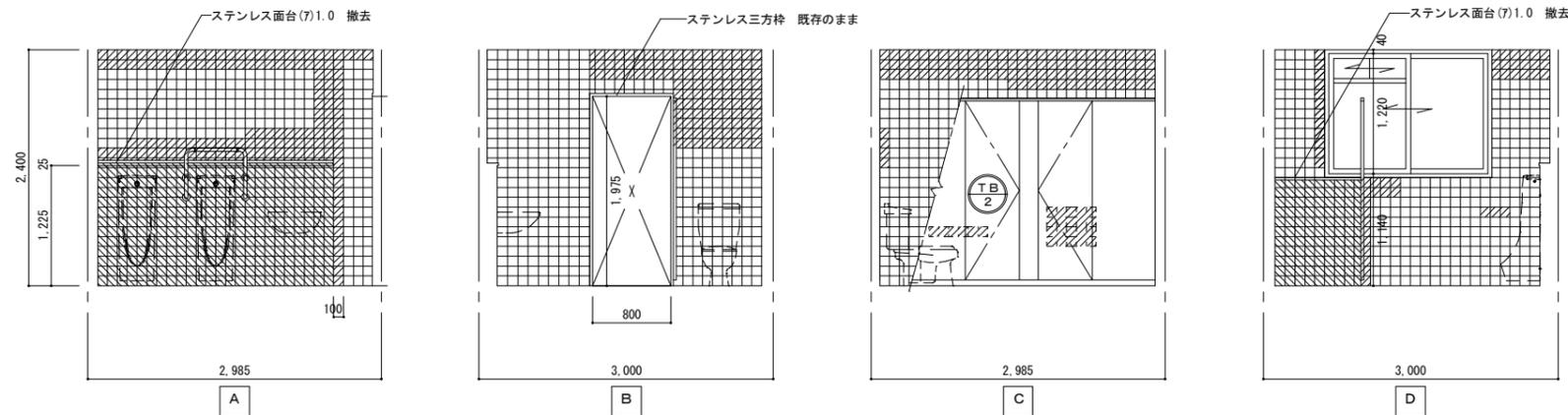
室名	2階洗面所D (改修前)
天井	化粧石コウボード(7)9.5 撤去(下地共)
廻縁	プラスチック 撤去
壁	PB(7)12.5下地 化粧石綿セメント板(7)5 既存のまま
巾木	ソフト巾木 撤去
床	モルタルコテ押工既存のまま 長尺塩ビシート張り(7)2.5 撤去



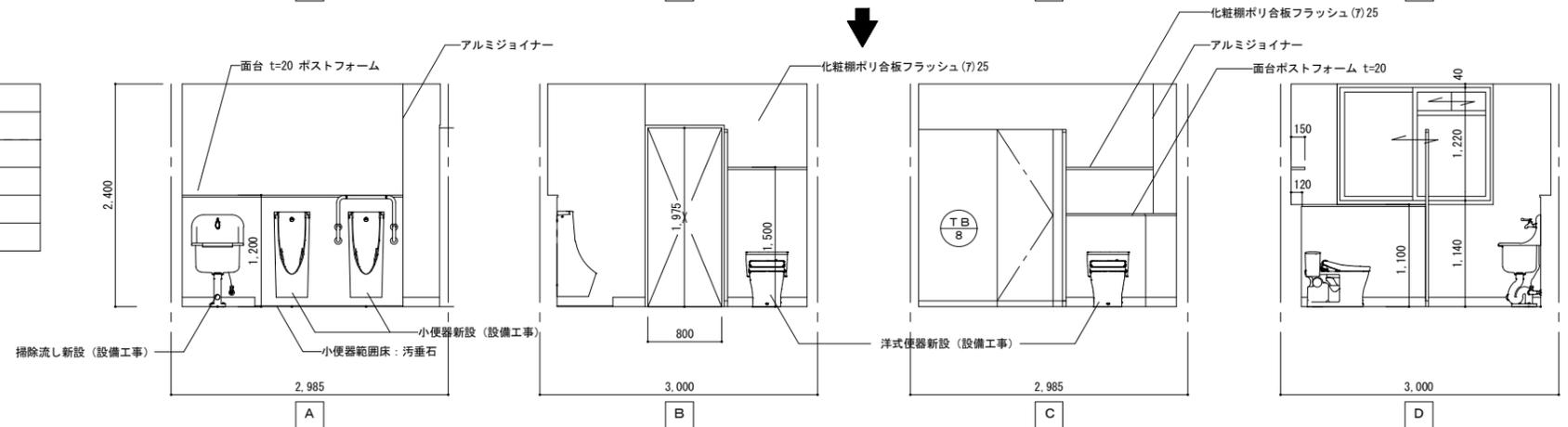
室名	2階洗面所D (改修後)
天井	化粧石コウボード(7)9.5
廻縁	塩ビ 底目地
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	床材張上げ H=100
床	ビニル床シート t=2



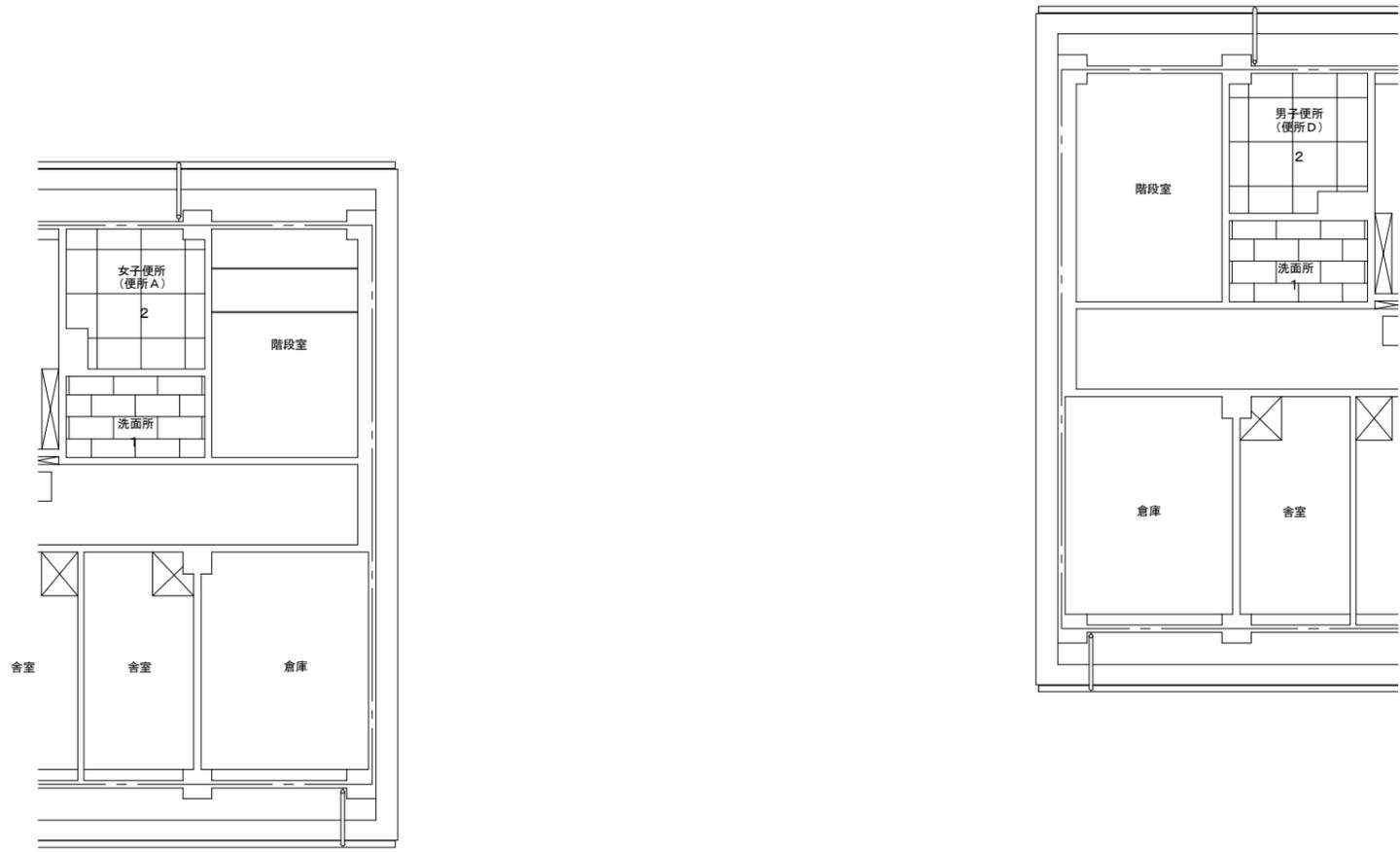
室名	2階便所D (改修前)
天井	ケイカル板(7)6 底目張り VE塗り 撤去(下地共)
廻縁	プラスチック 撤去
壁	陶器質100角タイル張り 既存のまま(一部、タイル浮き部撤去)
巾木	
床	コンクリートコテ押工 アスファルト防水 既存のまま 押エコンクリート(7)40 磁器50角タイル 既存のまま



室名	2階便所D (改修後)
天井	化粧石コウボード(7)9.5
廻縁	塩ビ 底目地
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	床材張上げ H=100
床	ビニル床シート t=2

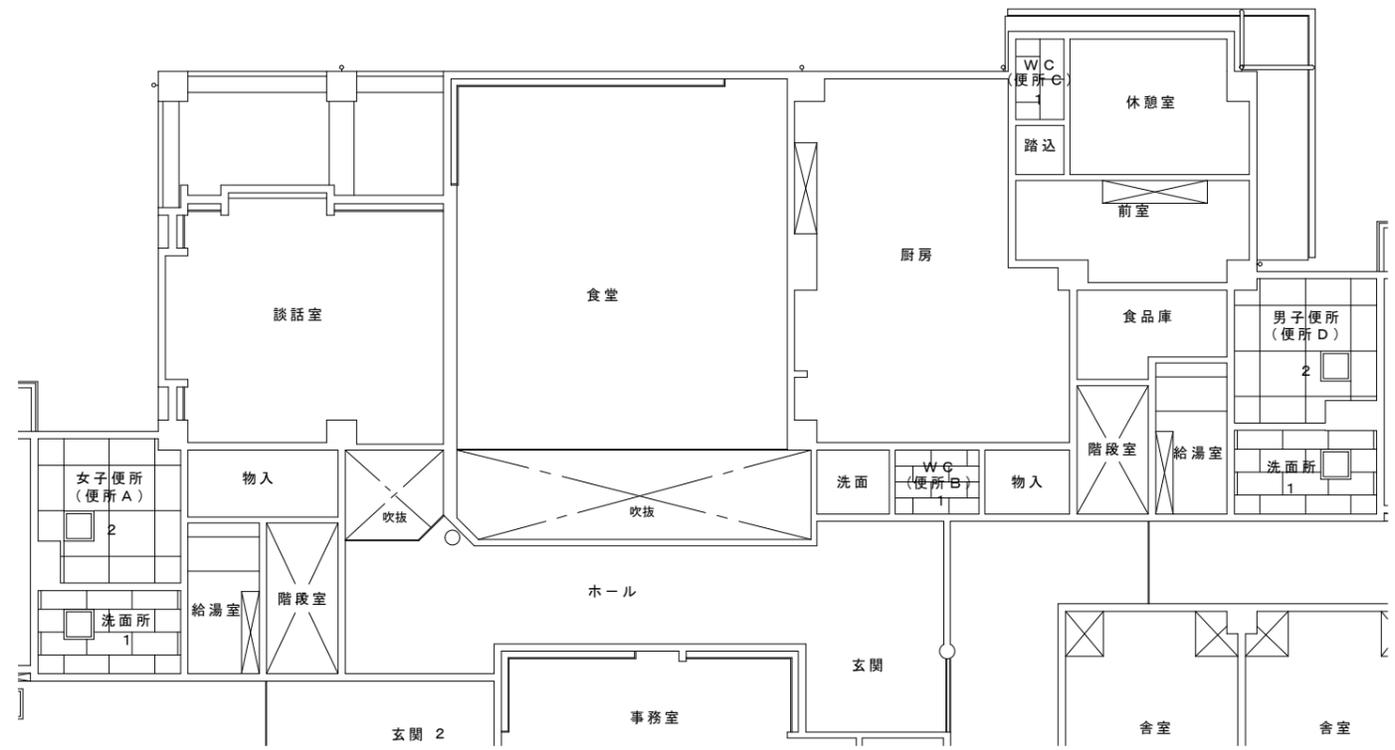


2階天井伏図（改修前） S=1/100

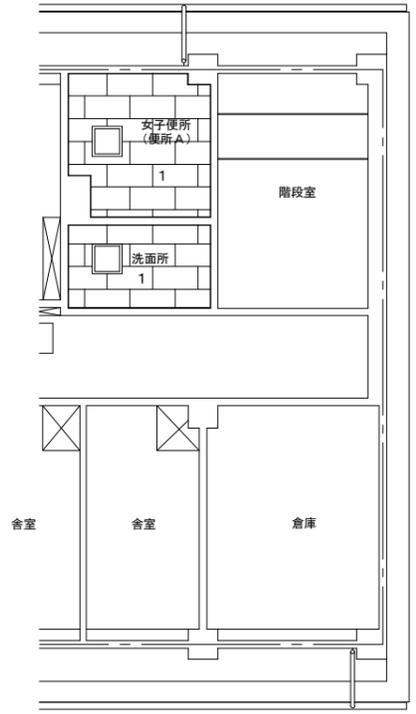


1階天井伏図（改修前） S=1/100

□ : 天井点検口 600×600 撤去

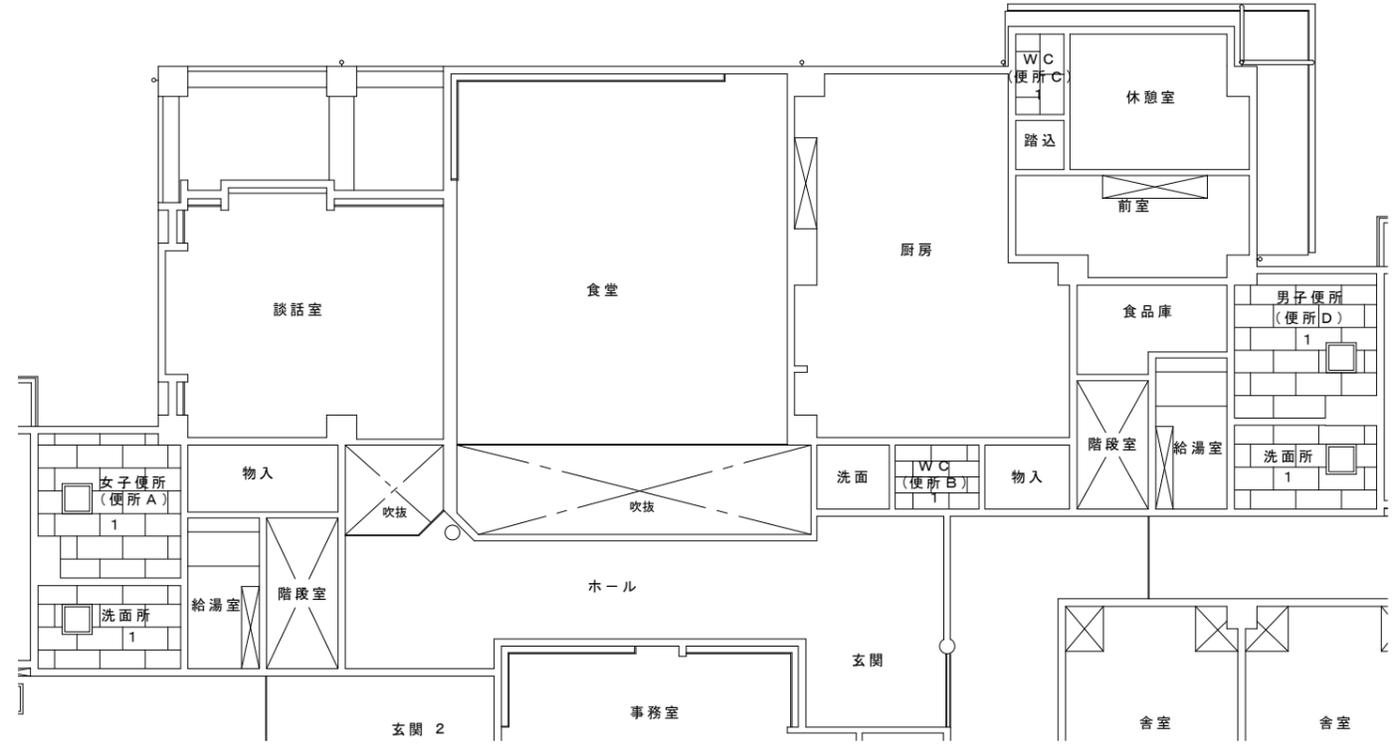
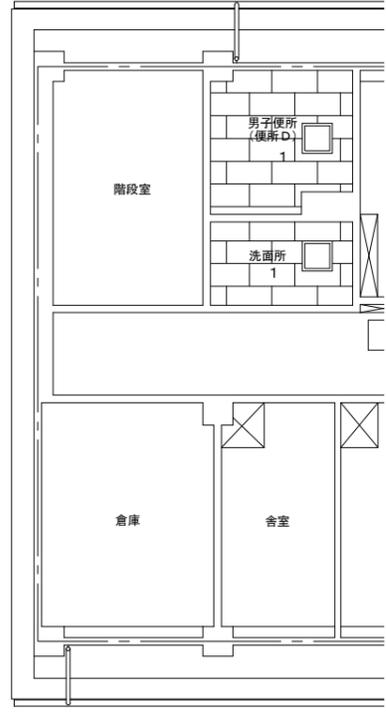


記号	仕上
1	化粧石コウボード(7)9.5 455×910 撤去(LGS下地共)
2	ケイカル板(7)6 底目張り V E 塗り 910×910 撤去(LGS下地共)



2階天井伏図 (改修後) S=1/100

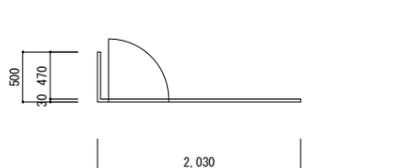
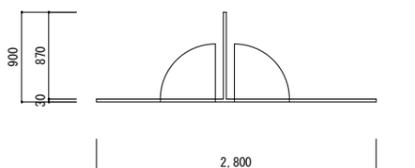
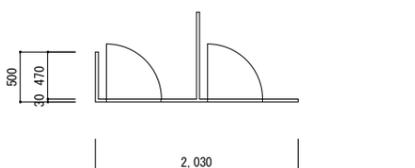
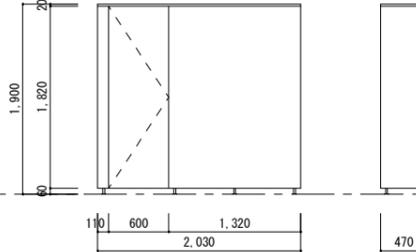
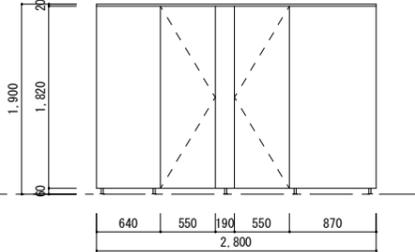
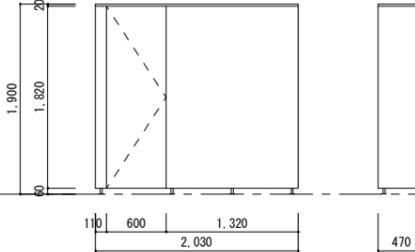
□ : 天井点検口 600×600 新設



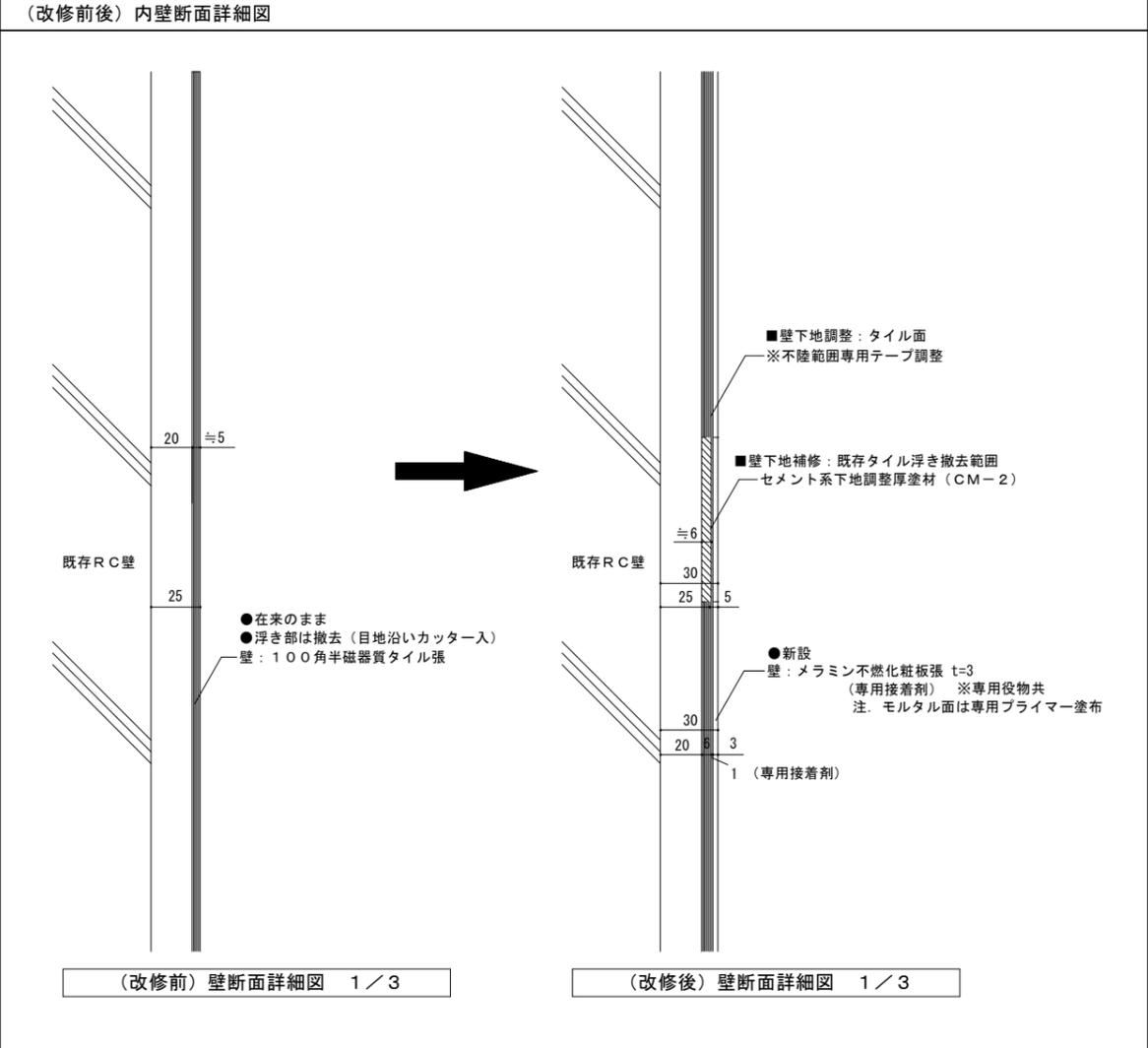
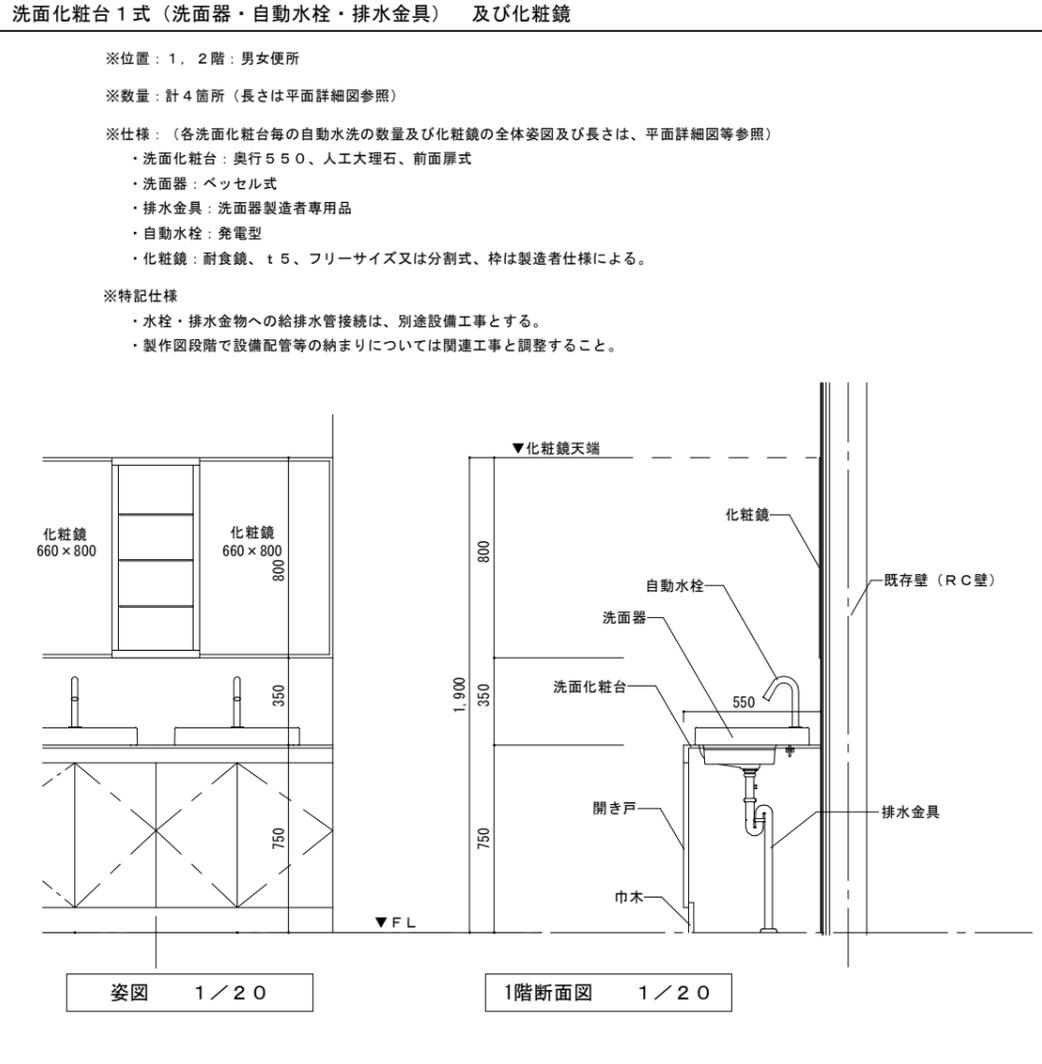
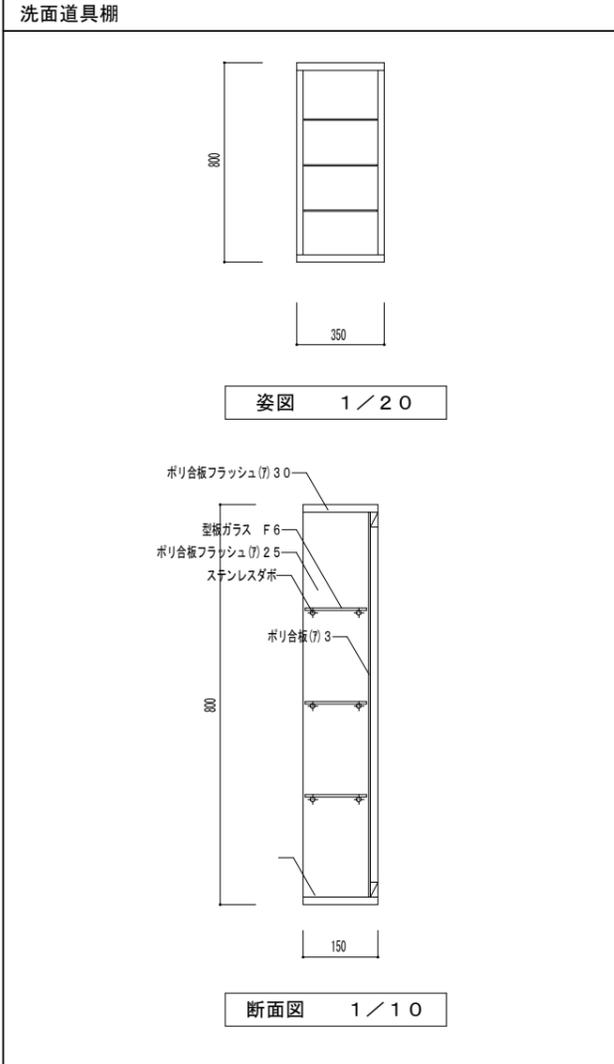
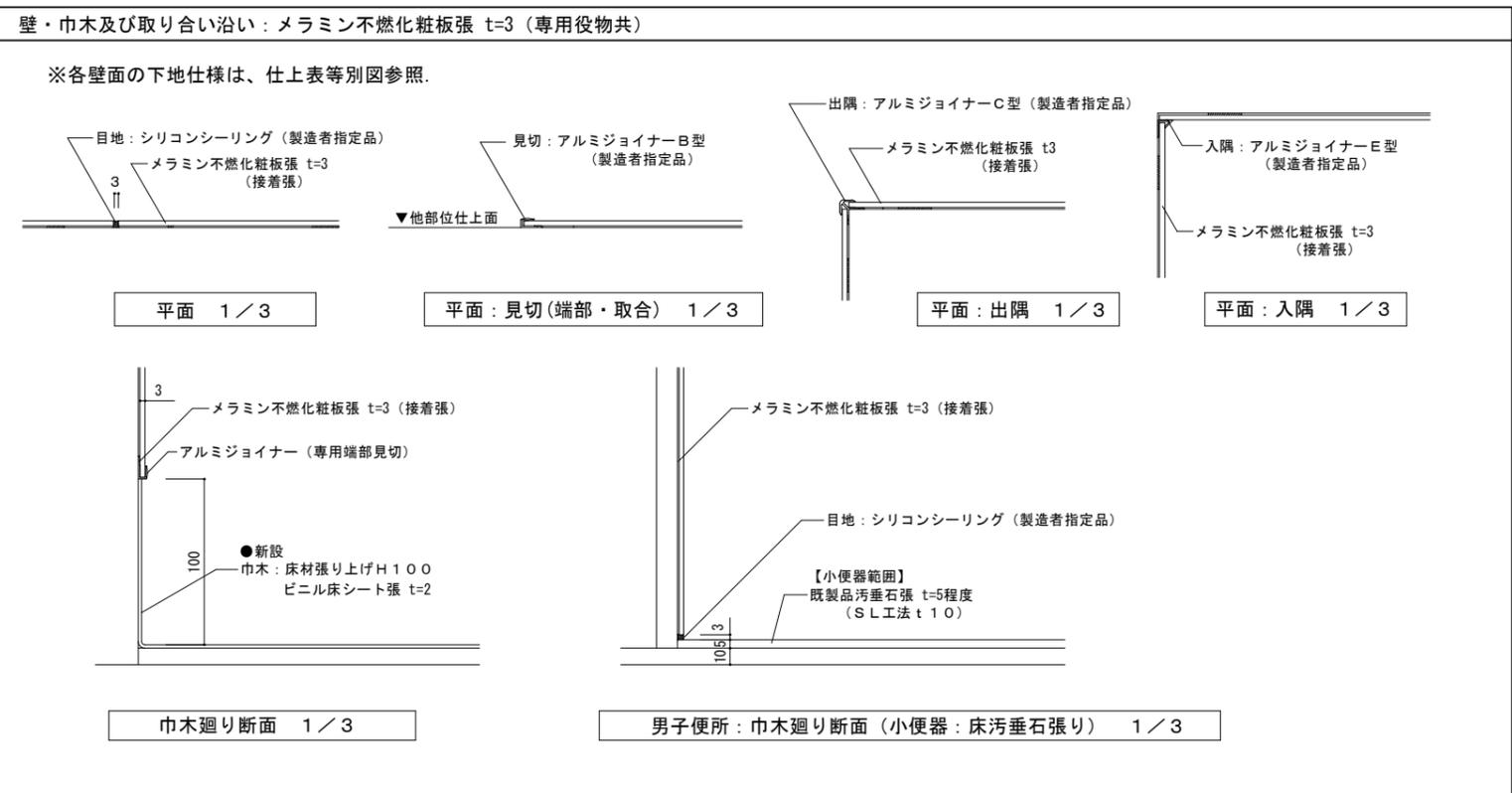
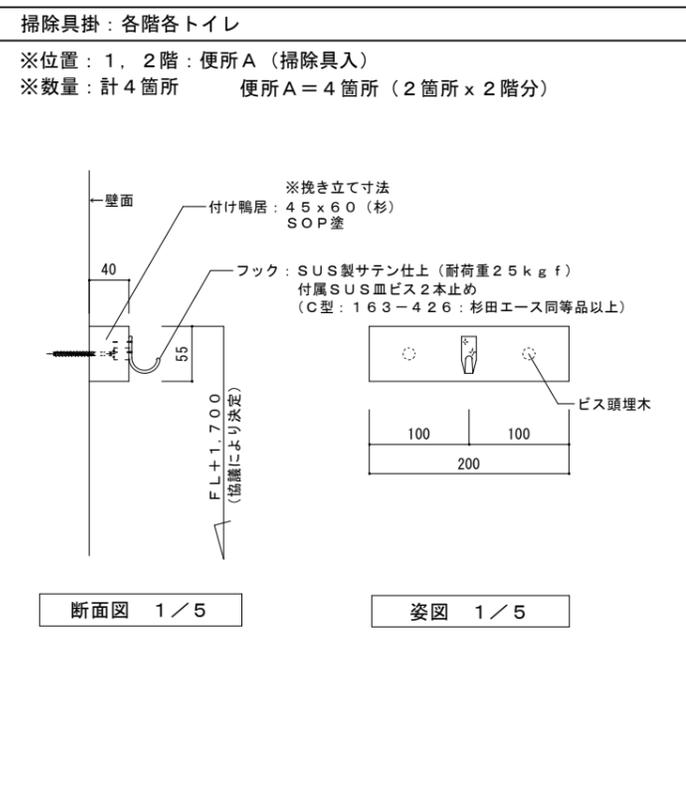
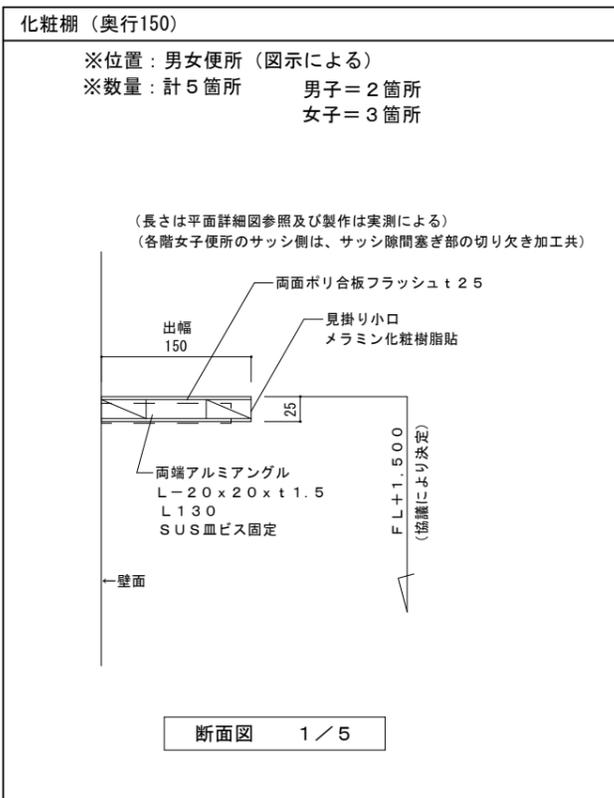
1階天井伏図 (改修後) S=1/100

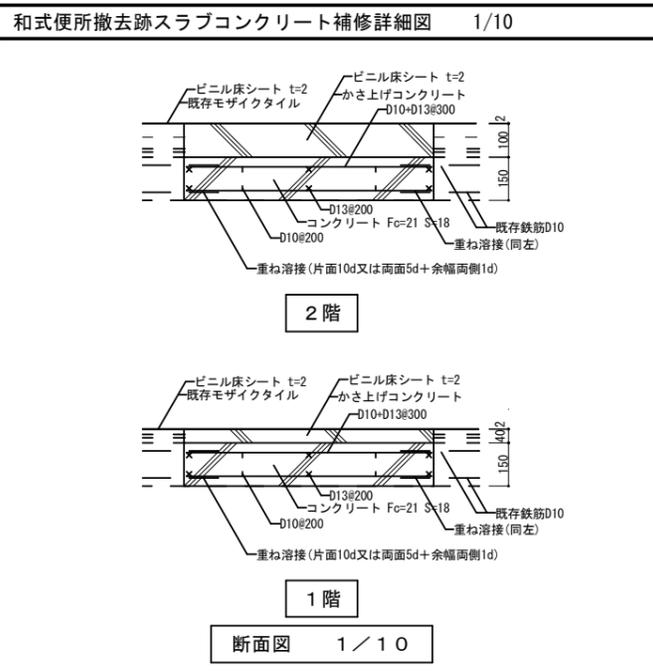
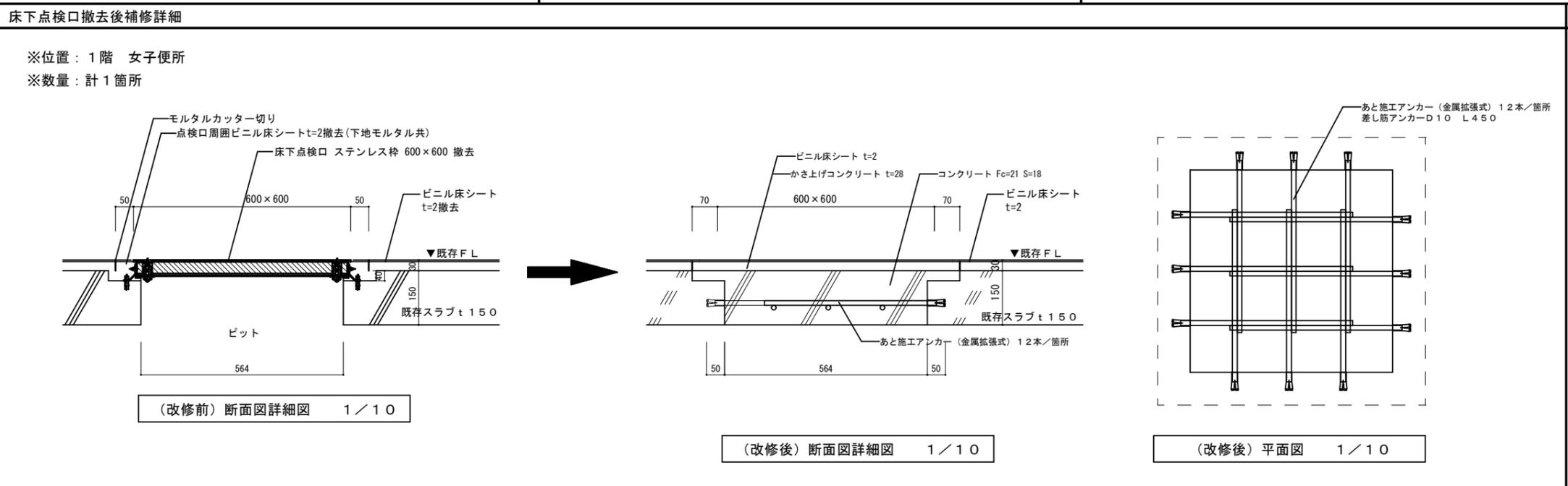
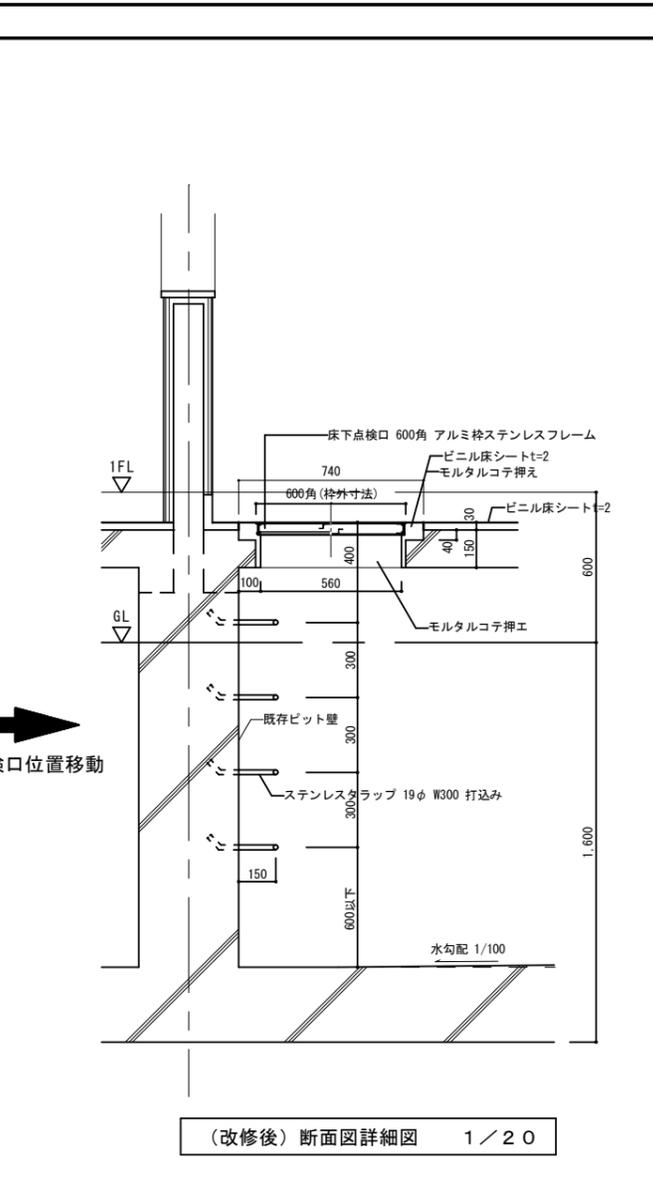
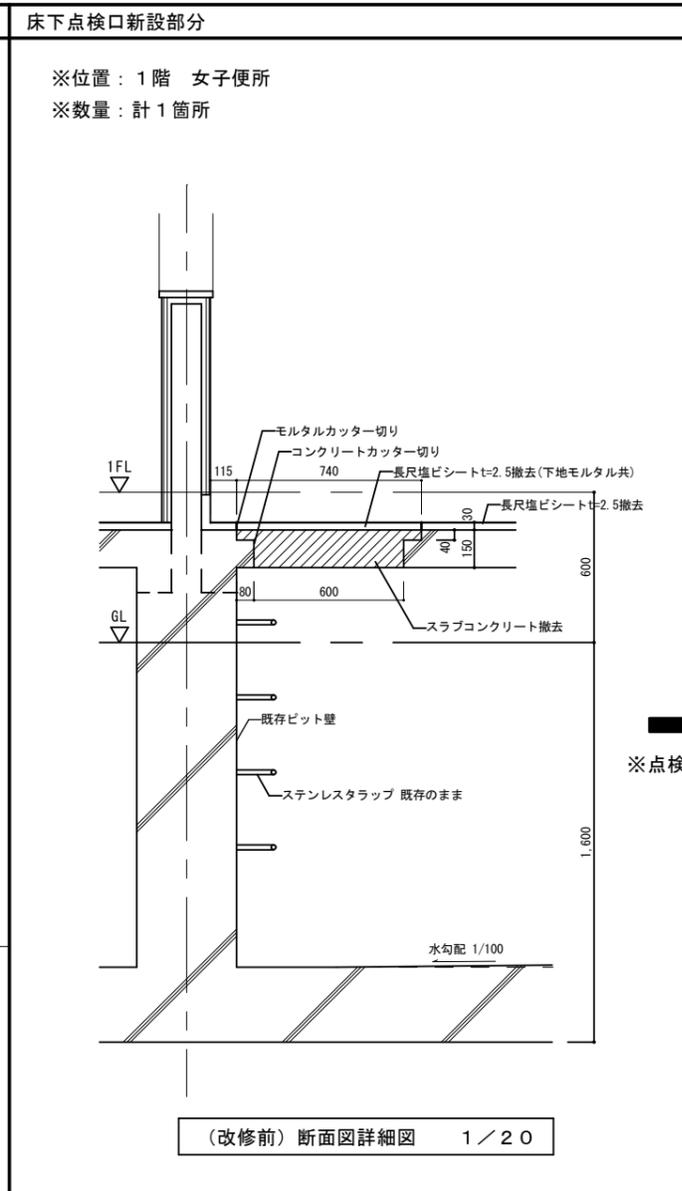
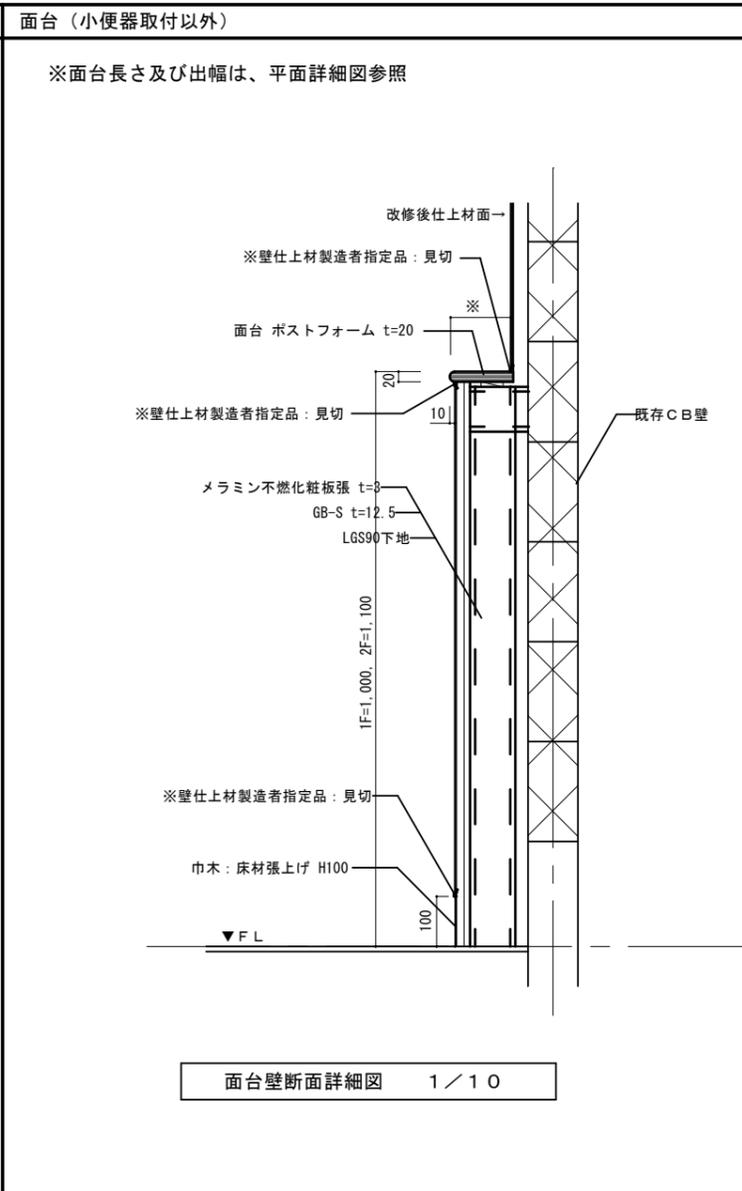
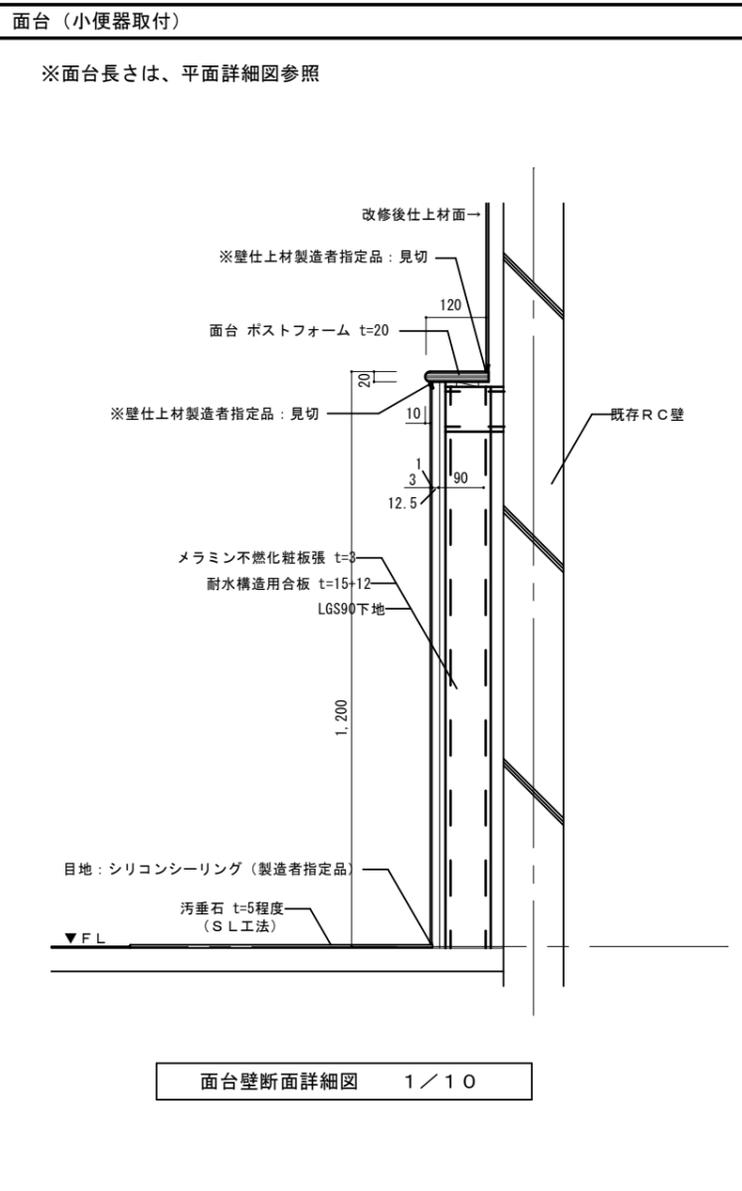
□ : 天井点検口 600×600 新設

記号	仕上
1	化粧石コウボード(7)9.5 455×910 (LGS下地共)

凡例	TB 1	TB 2	TB 3
姿 (外 観)			
▽FL			
名 称	トイレブース	トイレブース	トイレブース
使用箇所	1 階便所 A (女子便所)	1. 2 階便所 A (女子便所)、1. 2 階便所 D (男子便所)	2 階便所 A (女子便所)
数 量	1	4	1
見 込	30	同左	同左
材 種	パーティクルボードメラミン化粧合板一体成形	同左	同左
硝 子	—	—	—
塗 装	—	—	—
金 物	アルミエッジ、戸当り、表示錠、ラバトリーヒンジ	同左	同左
備 考			

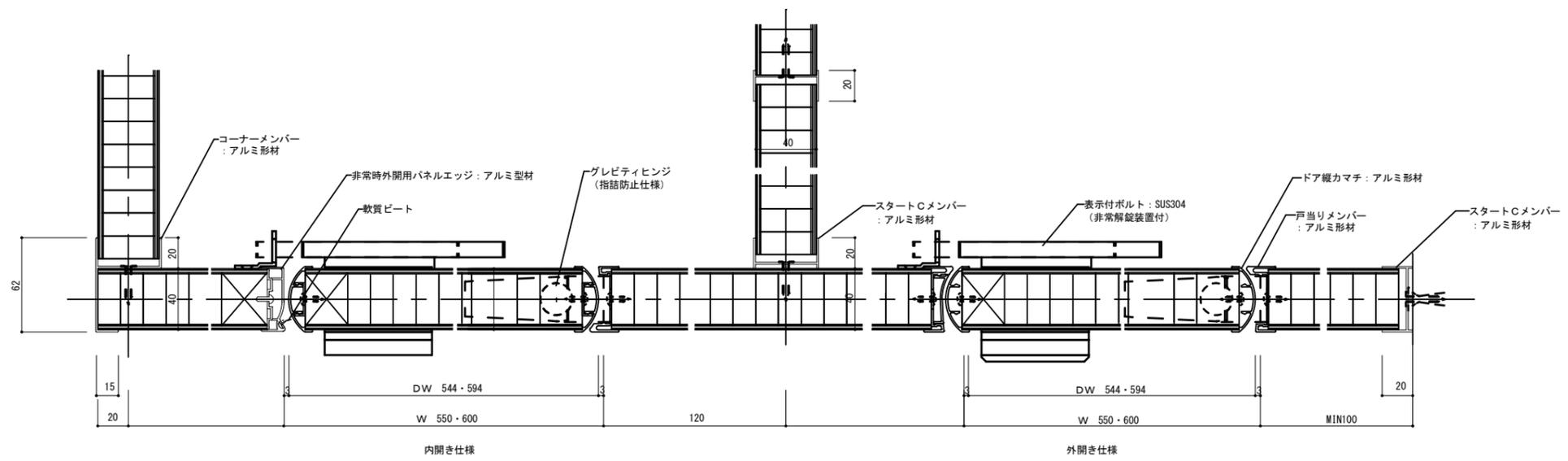
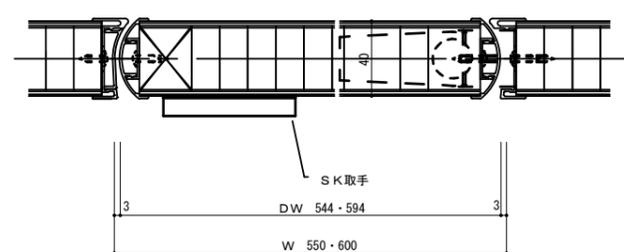
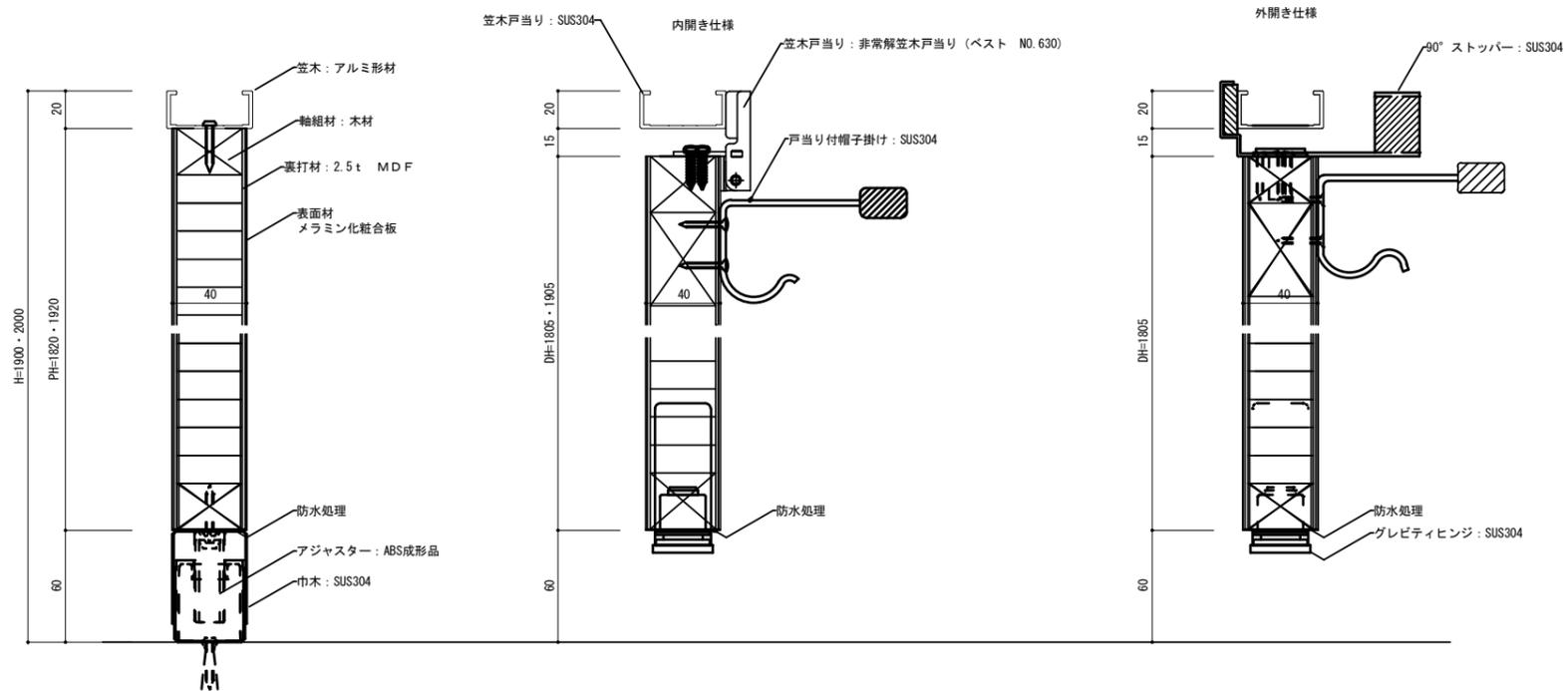
凡例	(TB) 1	(TB) 2	(TB) 3	(TB) 4
姿 (外觀)				
▽FL				
名称	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース
使用箇所	1階女子便所	1階女子便所	1階男子便所	1階男子便所
数量	1	1	1	1
見込	40	同左	同左	同左
材種	高圧メラミン樹脂化粧板(下地:MDF)※標準柄木目含む	同左	同左	同左
硝子	-	-	-	-
塗装	-	-	-	-
金物	表示錠(非常時外開装置付)、戸当り、プレビティヒンジ、アルミ笠木	同左	同左	同左
備考	ステンレス巾木HL、フック	同左	同左	同左
凡例	(TB) 5	(TB) 6	(TB) 7	(TB) 8
姿 (外觀)				
▽FL				
名称	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース
使用箇所	2階女子便所	2階女子便所	2階男子便所	2階男子便所
数量	1	1	1	1
見込	40	同左	同左	同左
材種	高圧メラミン樹脂化粧板(下地:MDF)※標準柄木目含む	同左	同左	同左
硝子	-	-	-	-
塗装	-	-	-	-
金物	表示錠(非常時外開装置付)、戸当り、プレビティヒンジ、アルミ笠木	同左	同左	同左
備考	ステンレス巾木HL、フック	同左	同左	同左

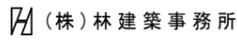


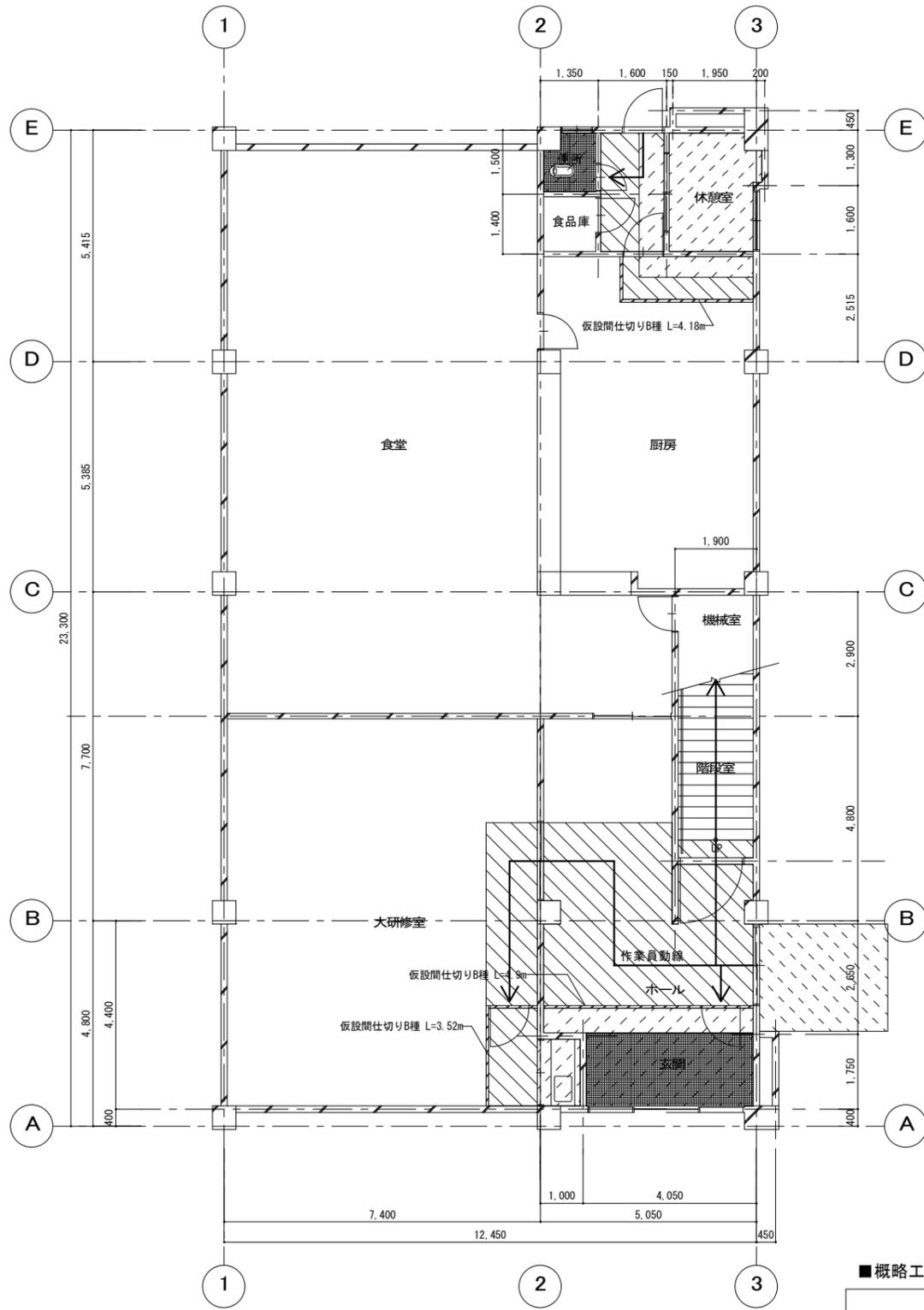


徳島県土整備部営繕課	工事名 R7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若點察等トイレ改修工事建築	図面番号 A-19	通し番号 25	<p>(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425</p>
設計 R6.06	竣工	図面名 (若點察)部分詳細図2	縮尺 1/10, 1/20	

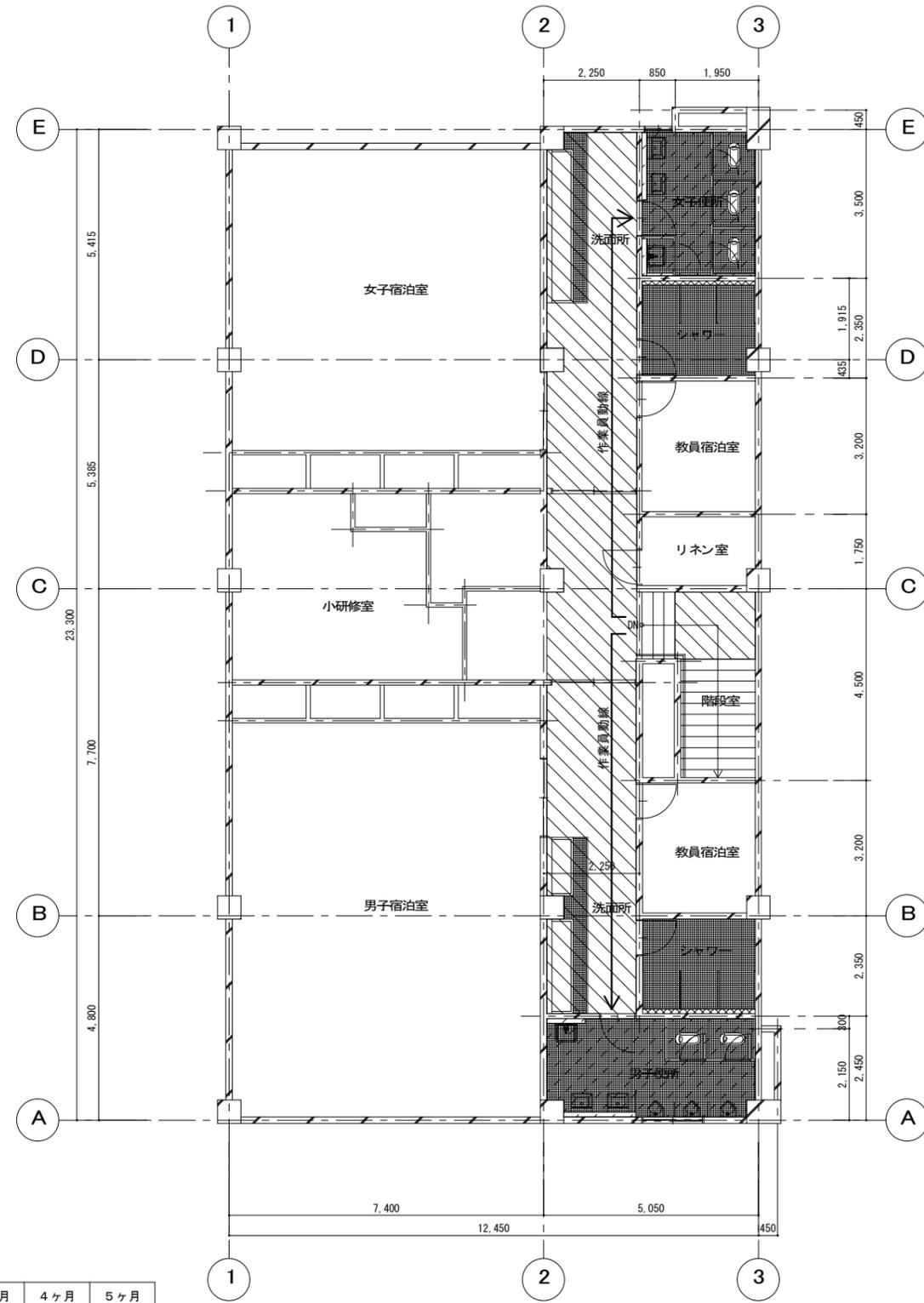
参考図



徳島県土整備部営繕課		工事名 R7 宮崎 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮等トイレ改修工事建築	図面番号 A-20	通し番号 26	 (株) 林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 トイレブース詳細図 (参考図)	縮尺 NO SCALE		



1階仮設計画 SC=1/100



2階仮設計画 SC=1/100

【凡例】

- 改修範囲
- 作業員動線
- 通路養生 床：普通合板 t=3+塩化ビニル製床養生シート
- 外部養生 床：ゴムマット
- 仮設間仕切り壁：LGS(65型)下地 GB-Rt=9.5 片面 素地 仮設片開き扉：W900 H2000 木製合板貼程度鍵付

■概略工程表(参考)

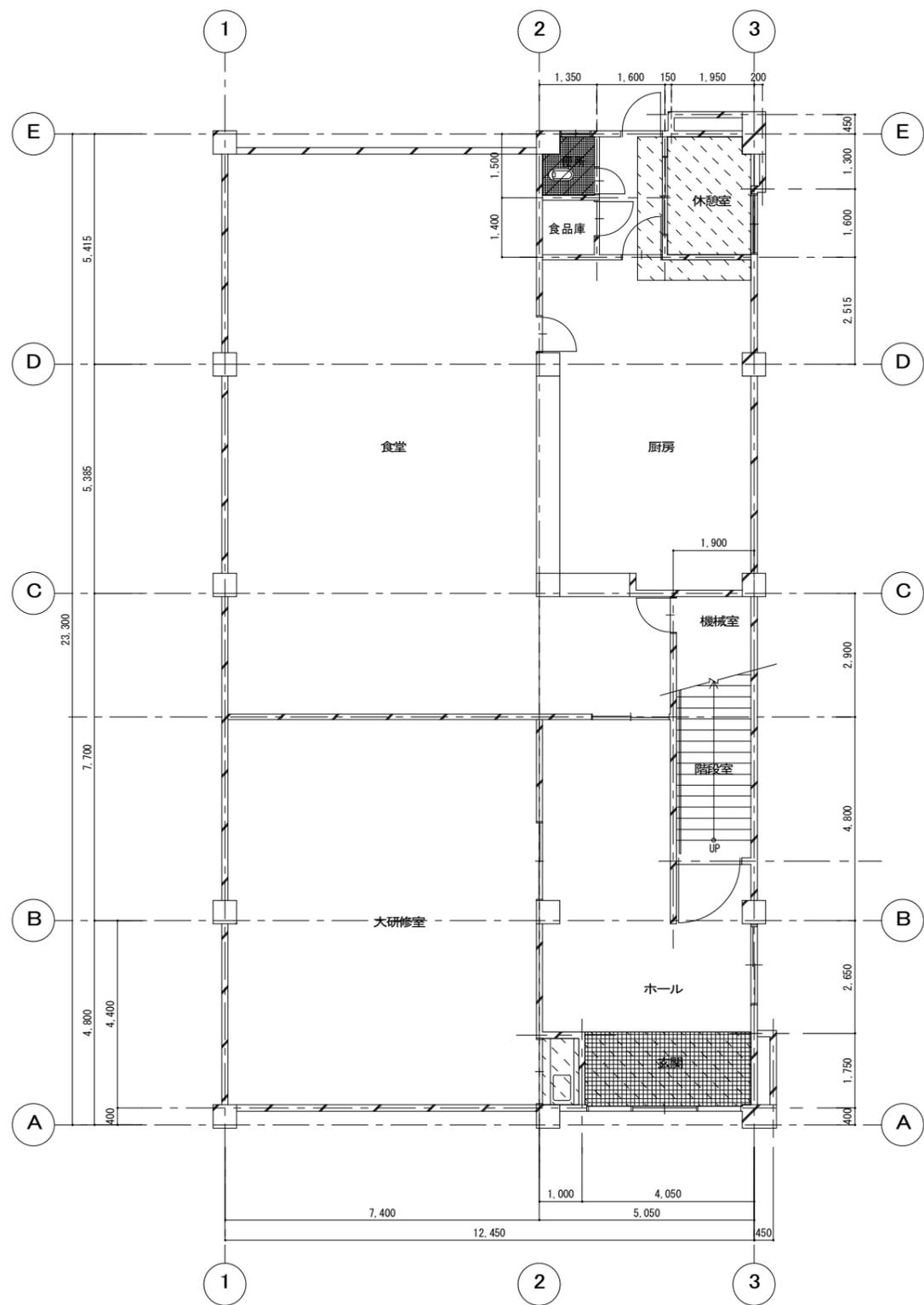
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月
準備工事	仮設間仕切り工事 準備工事(事前調査、施工図作成、承認、製作他)				
2F 男女便所			○	→	→
1F 便所			○	→	→
1F 工事部分 天井等			○	→	→

徳島県土木整備部管轄課  
設計 R6.06 竣工

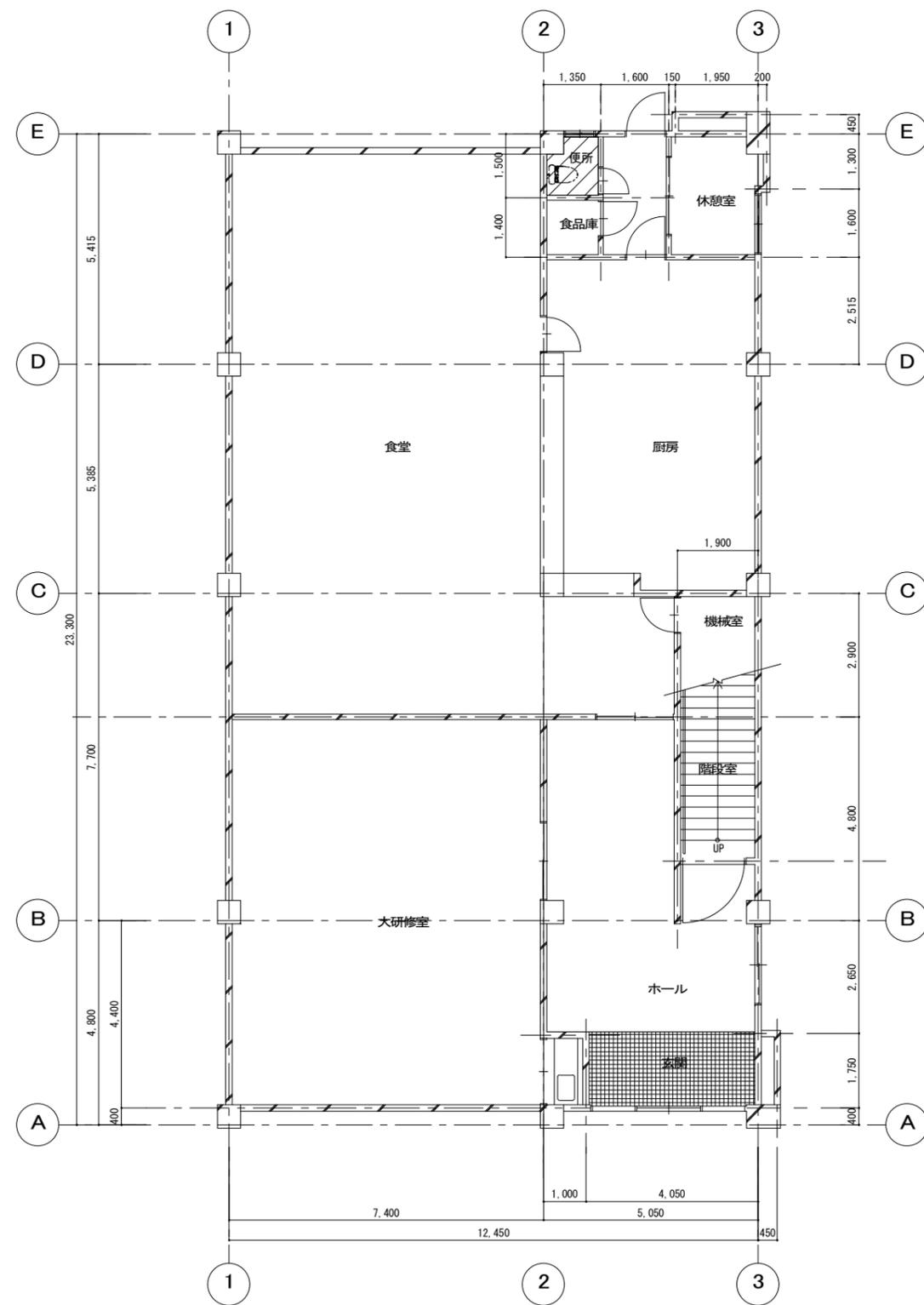
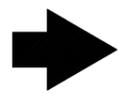
工事名 R7宮縄 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若松寮等トイレ改修工事建築  
図面名 (ヒナハウス)建物内仮設計画図

図面番号 A-21 通し番号 27  
縮尺 1/100

(株)林建築事務所  
〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359  
一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425



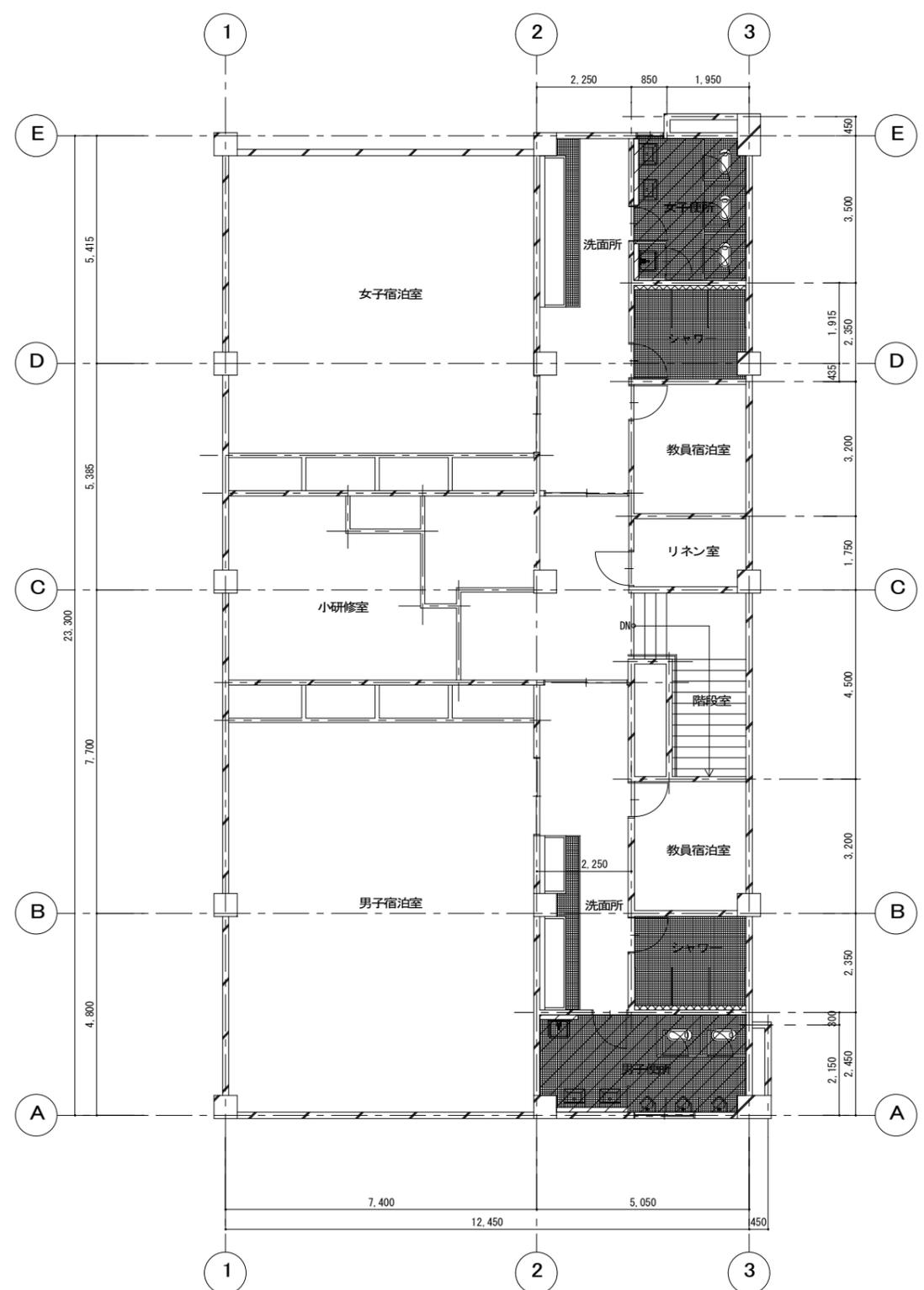
1階平面図 (改修前) SC=1/100



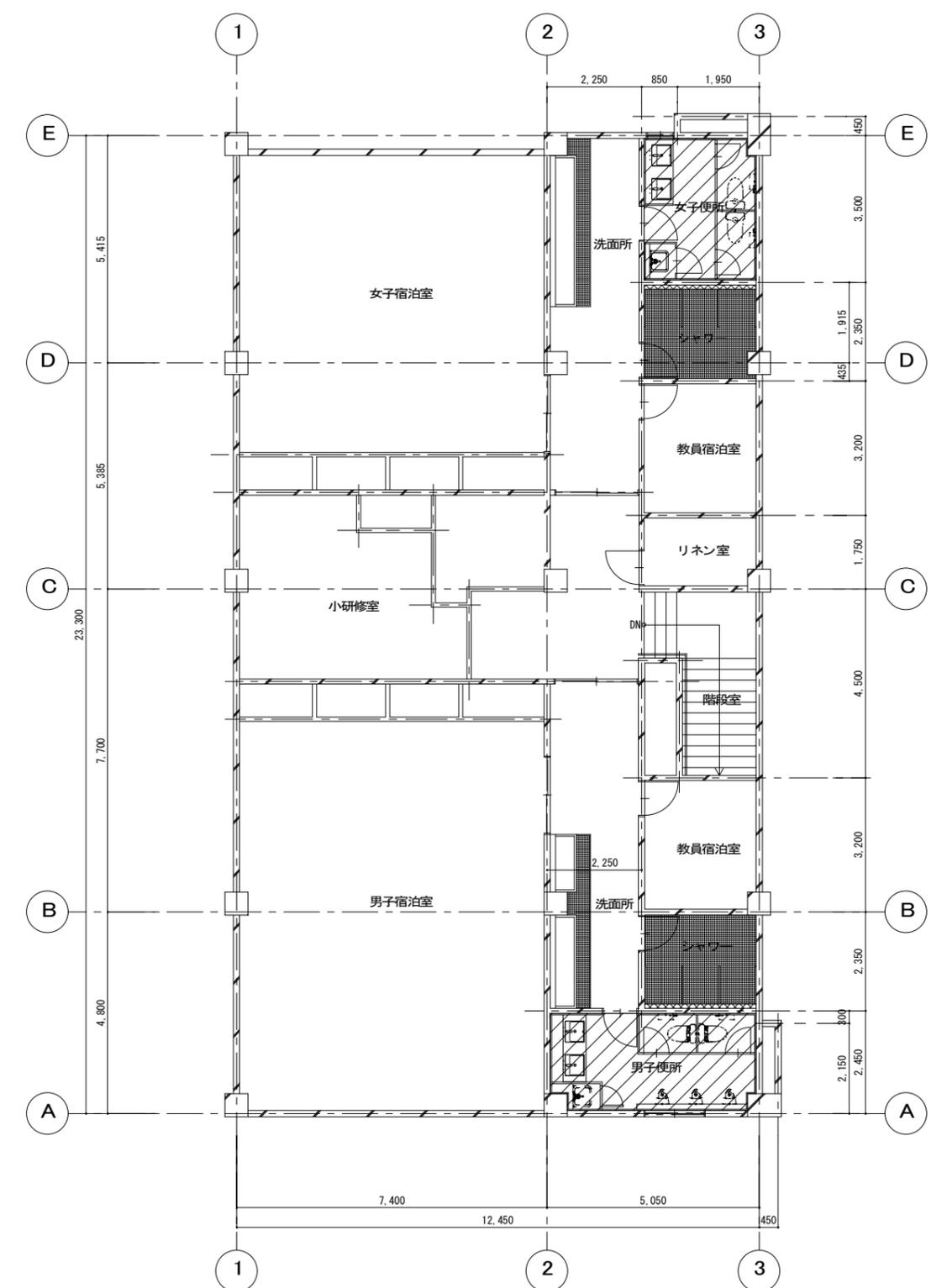
1階平面図 (改修後) SC=1/100

- 【凡例】
- : 改修範囲を示す
  - : 天井改修範囲を示す

徳島県県土整備部営繕課		工事名 R7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若點寮等トイレ改修工事建築	図面番号 A-22	通し番号 28	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 (セミナーハウス) 1階平面図 (改修前後)	縮尺 1/100		



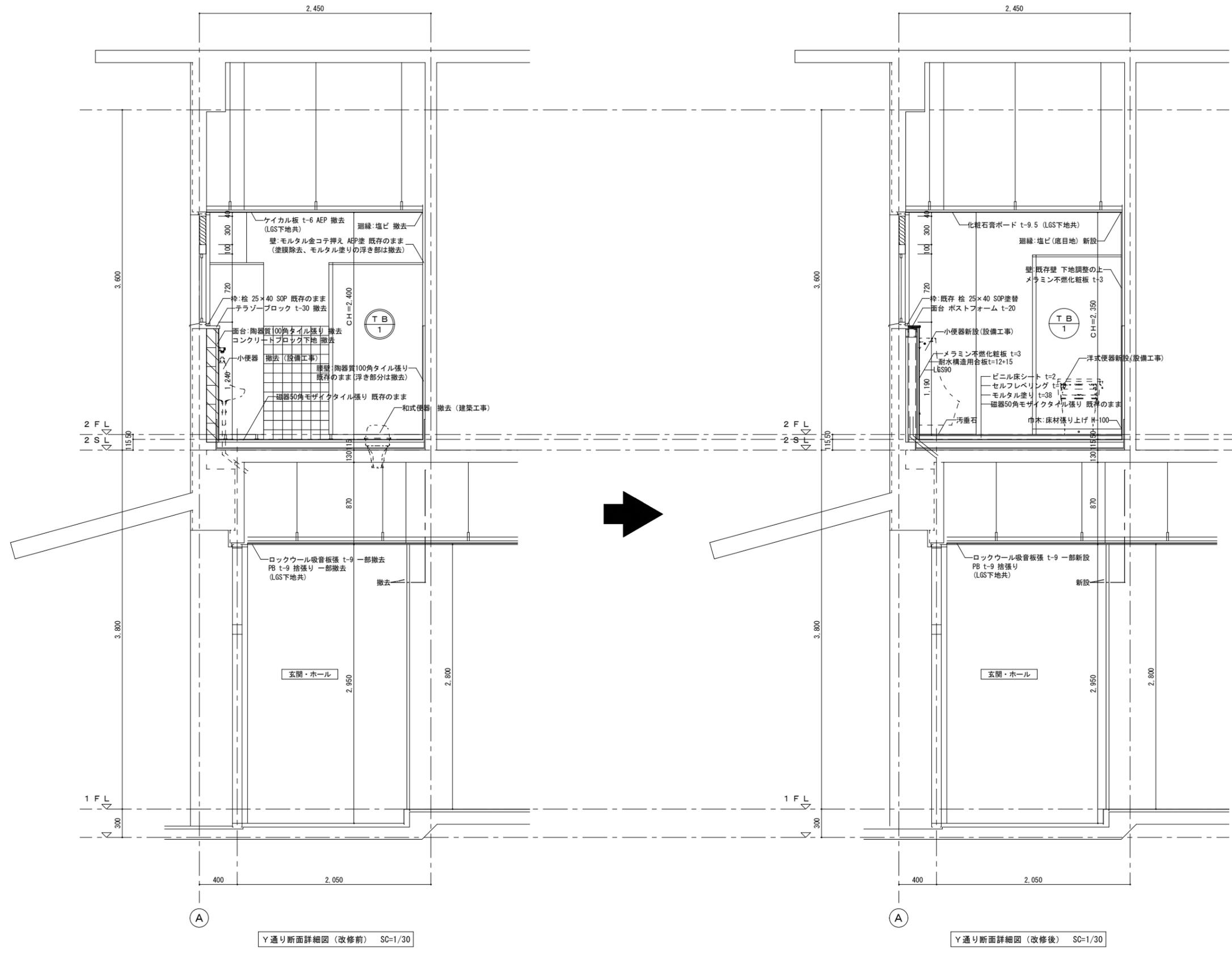
2階平面図 (改修前) SC=1/100



2階平面図 (改修後) SC=1/100

- 【凡例】
- : 改修範囲を示す
  - : 天井改修範囲を示す

徳島県土整備部営繕課		工事名 R7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若點寮等トイレ改修工事建築	図面番号 A-23	通し番号 29	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 (セミナーハウス) 2階平面図 (改修前後)	縮尺 1/100		

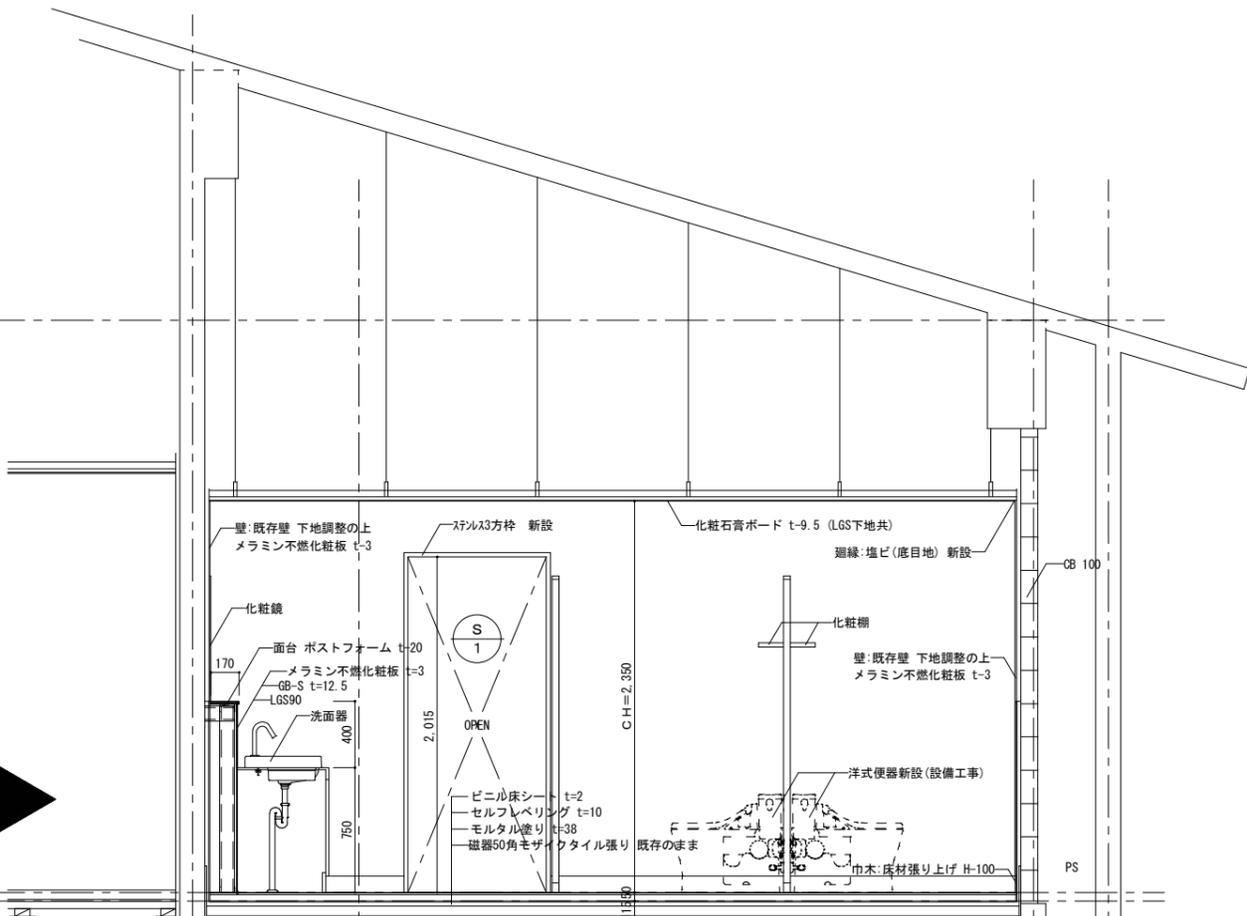
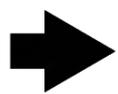
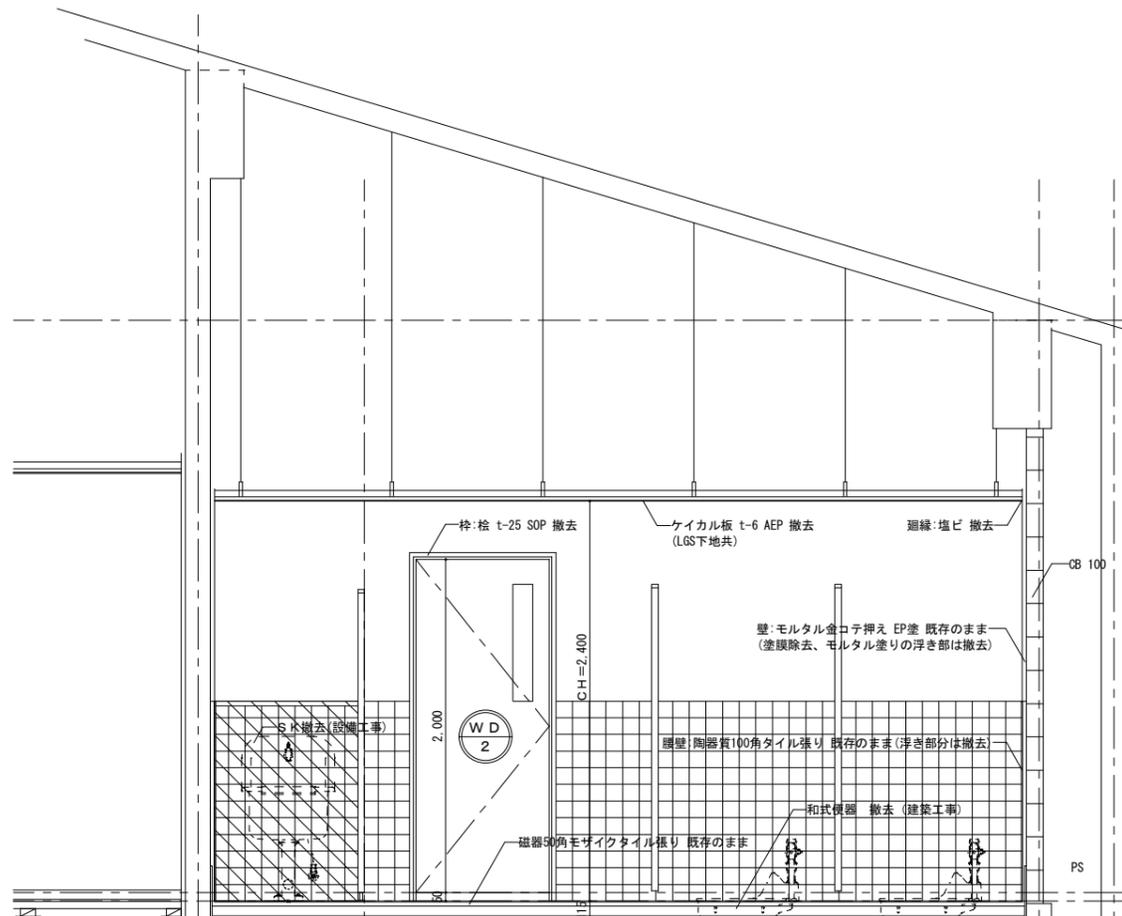


【共通凡例】  
 面台C B壁 撤去

Y通り断面詳細図 (改修前) SC=1/30

Y通り断面詳細図 (改修後) SC=1/30

徳島県県土整備部営繕課		工事名 R7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若松寮等トイレ改修工事建築	図面番号 A-24	通し番号 30	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 (セミナーハウス)男子便所 断面詳細図1 (改修前後)	縮尺 1/30		



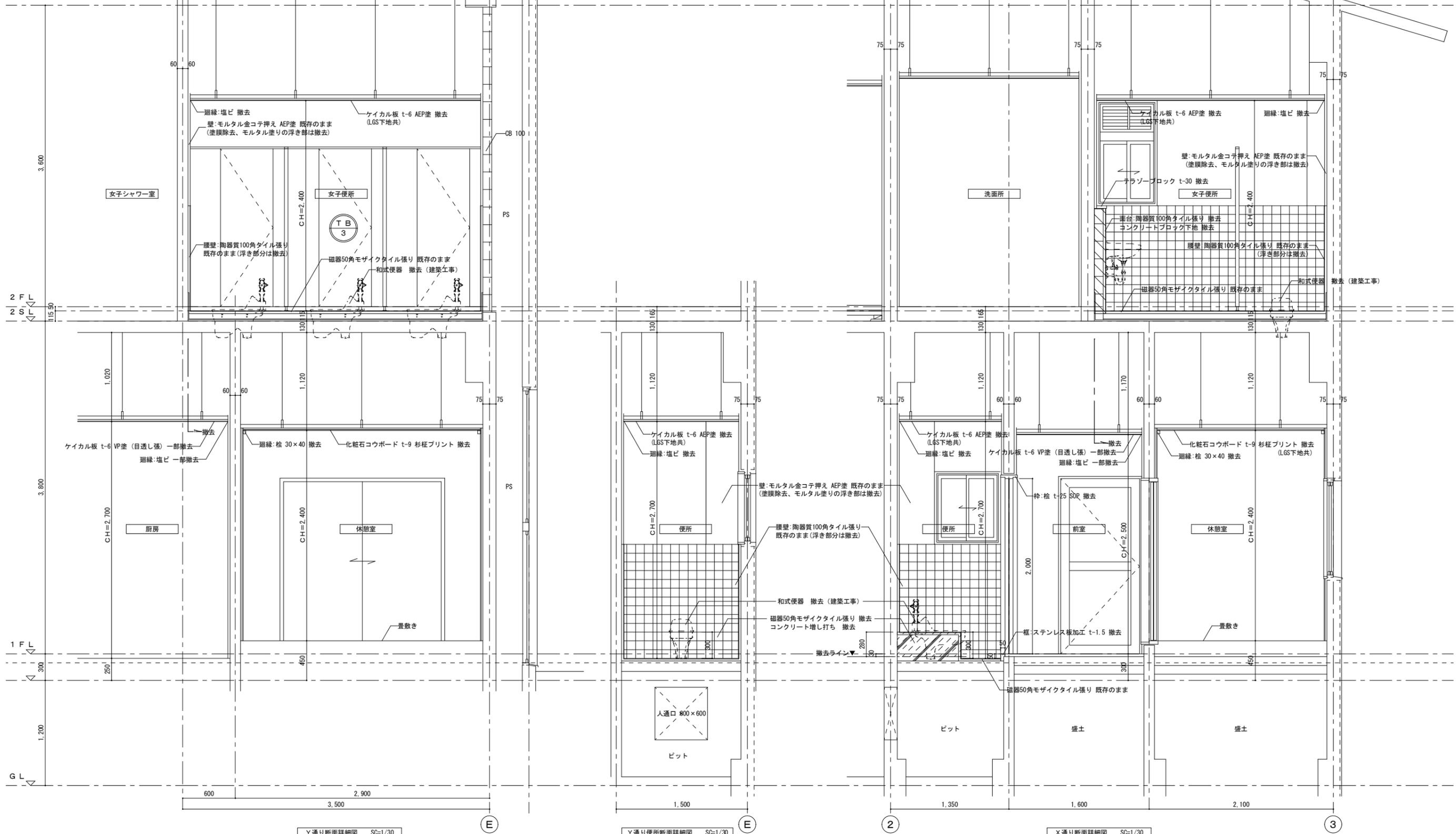
【共通凡例】  
 面台CB壁 撤去

X通り断面詳細図 (改修前) SC=1/30

X通り断面詳細図 (改修後) SC=1/30

徳島県土整備部営繕課		工事名 R7 宮崎 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若點寮等トイレ改修工事建築	図面番号 A-25	通し番号 31	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 (トイレ)男子便所 断面詳細図2 (改修前後)	縮尺 1/30		

- 【共通凡例】
- 磁器50角モザイクタイル張り 撤去
  - コンクリート増し打ち 撤去
  - 面台CB壁 撤去

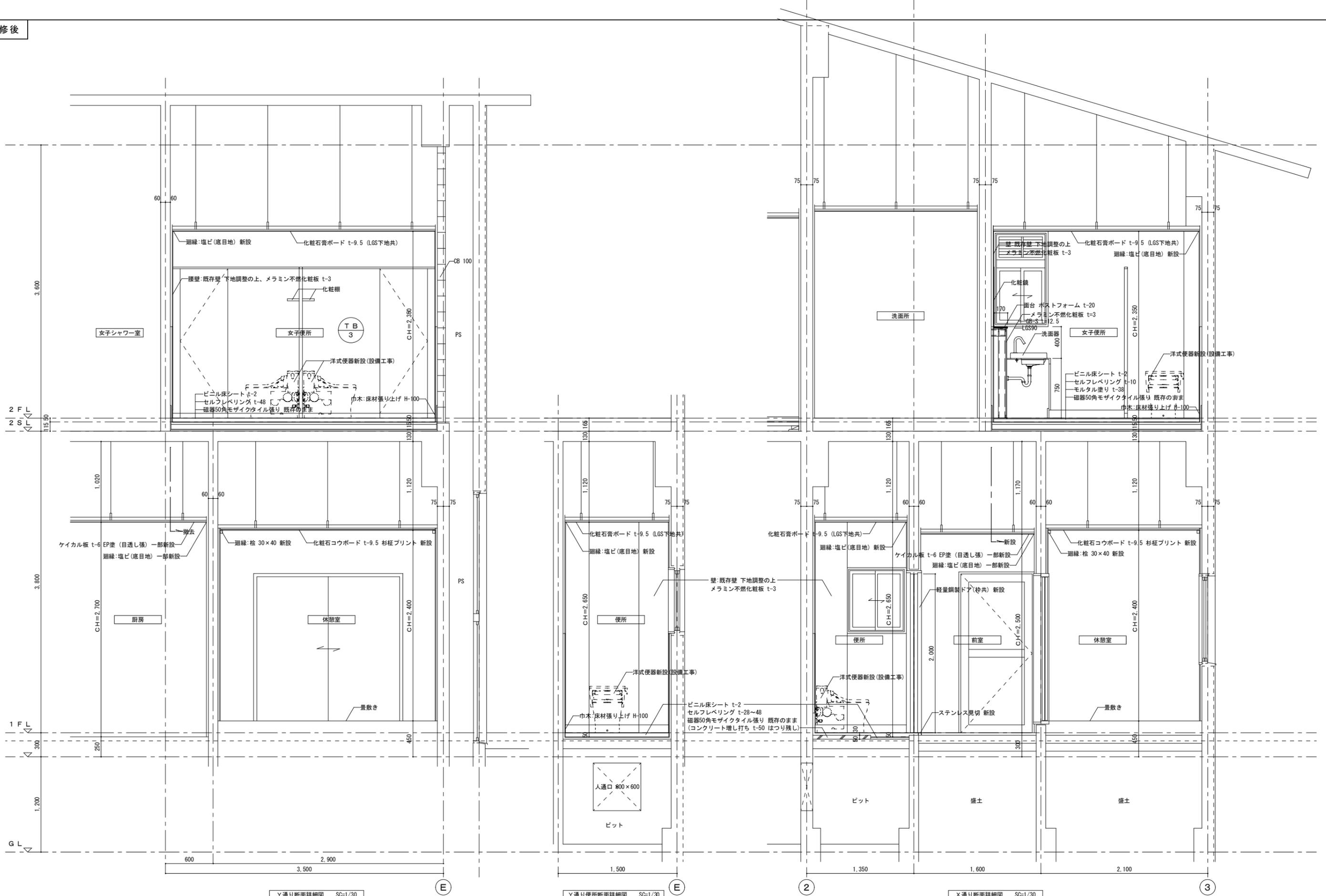


Y通り断面詳細図 SC=1/30

Y通り便所断面詳細図 SC=1/30

X通り断面詳細図 SC=1/30

徳島県土整備部営繕課		工事名 R7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮等トイレ改修工事建築	図面番号 A-26	通し番号 32	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 (セミナーハウス)女子便所 1階便所 断面詳細図 (改修前)	縮尺 1/30		

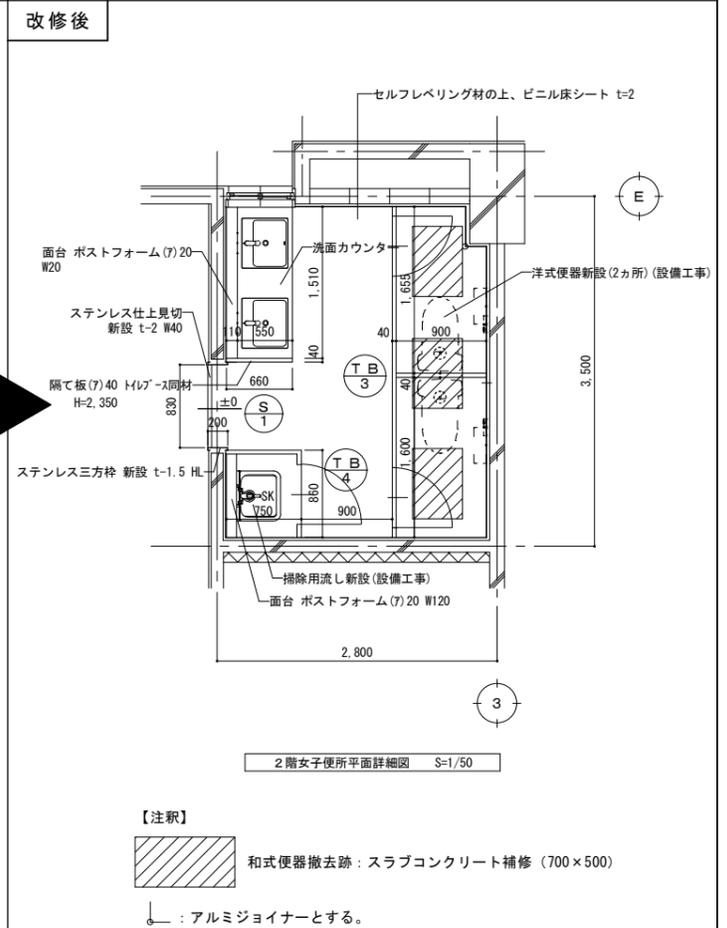
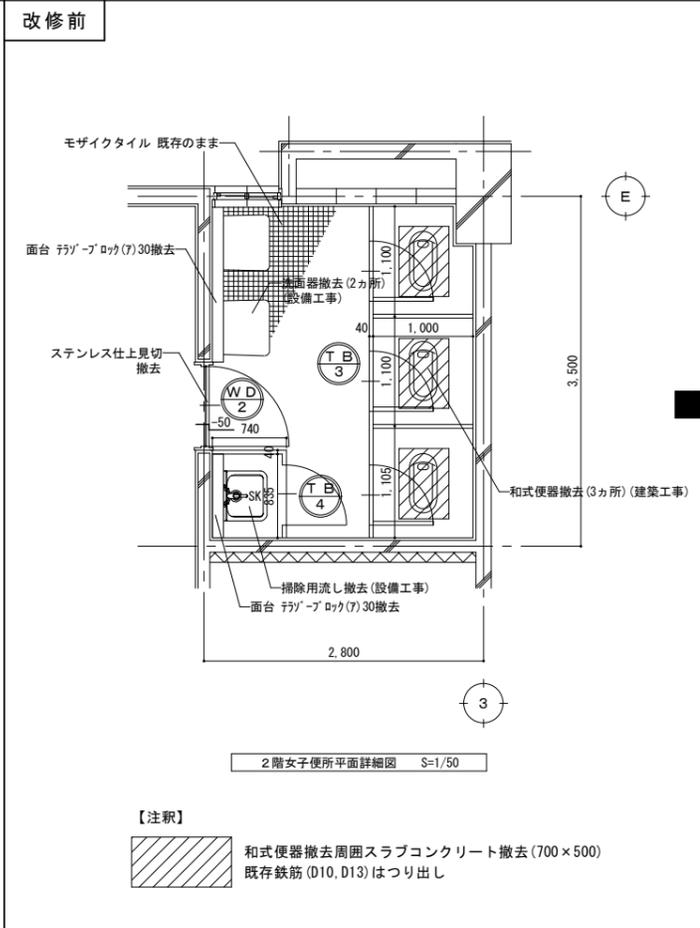
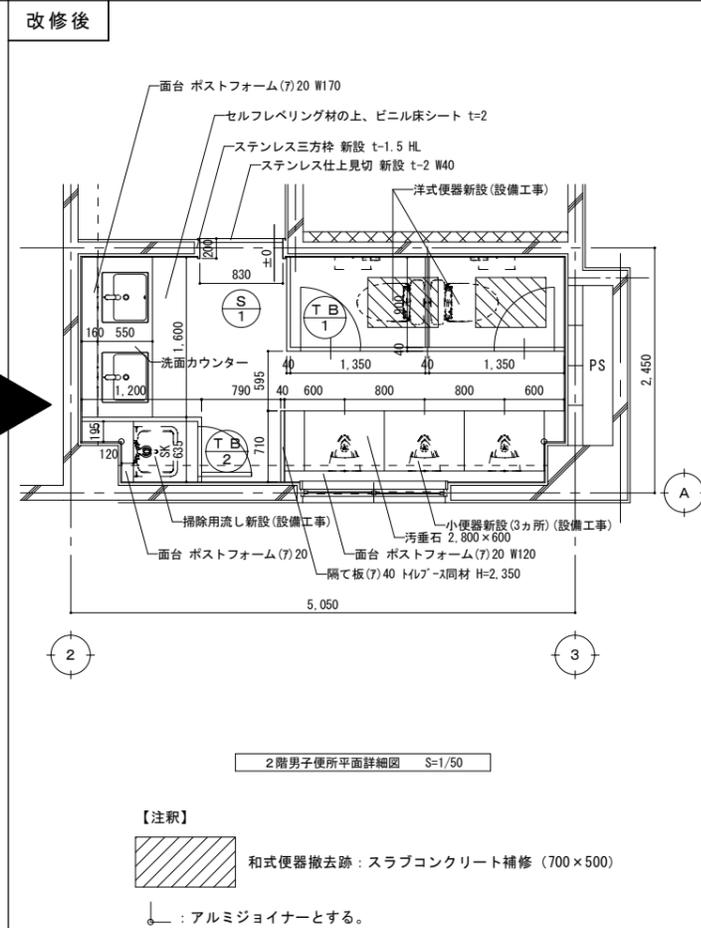
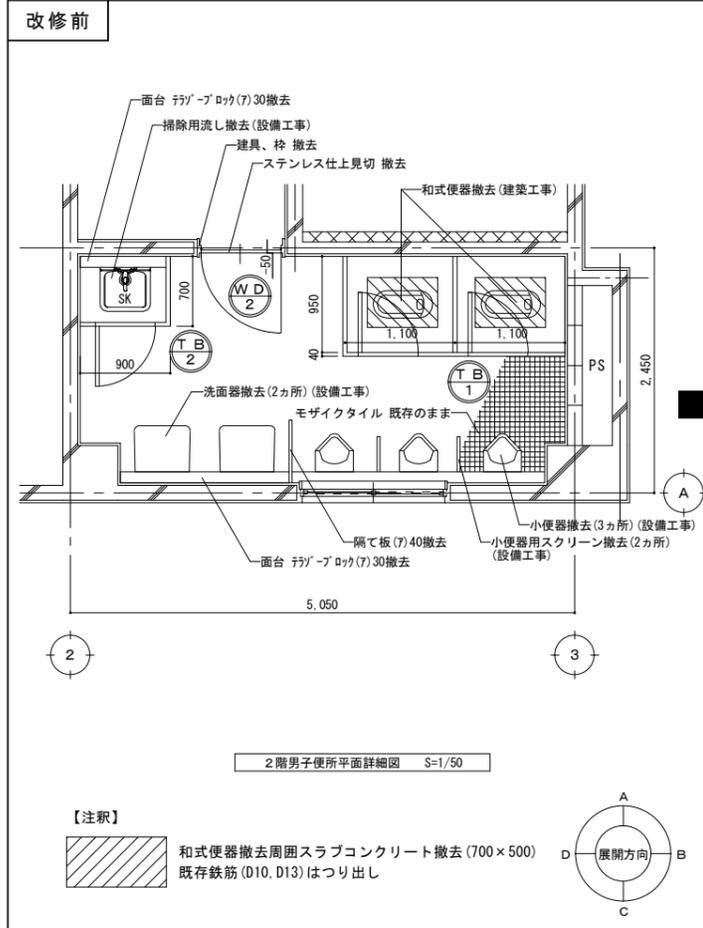
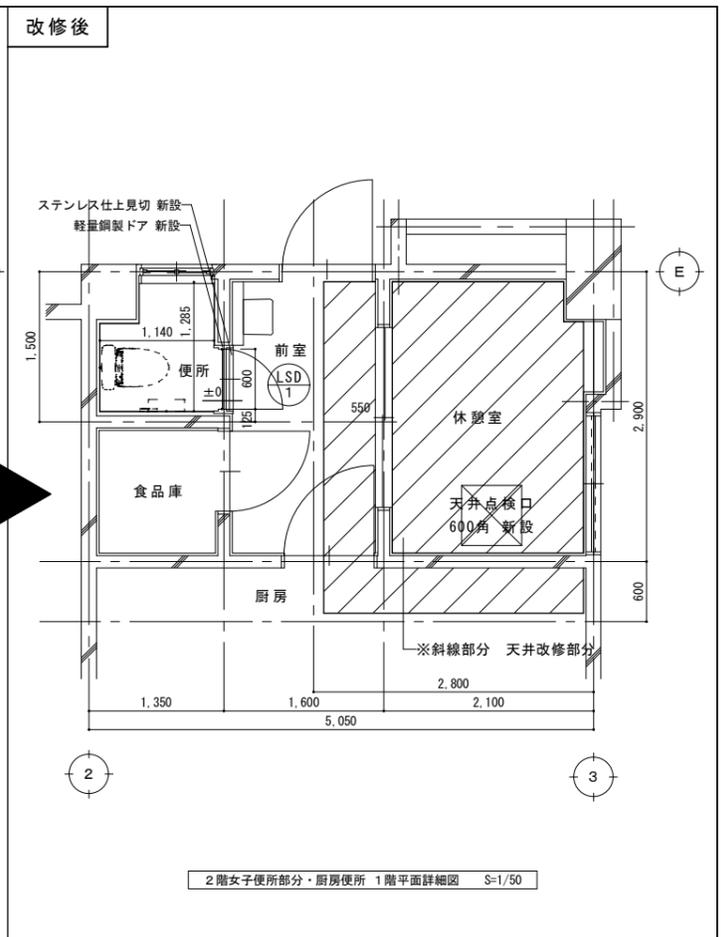
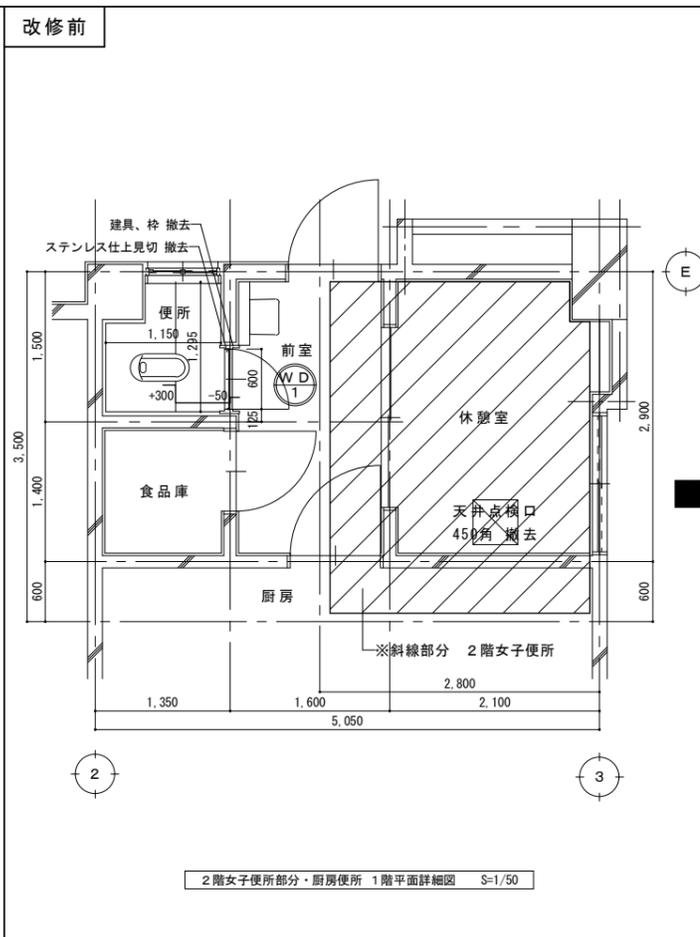
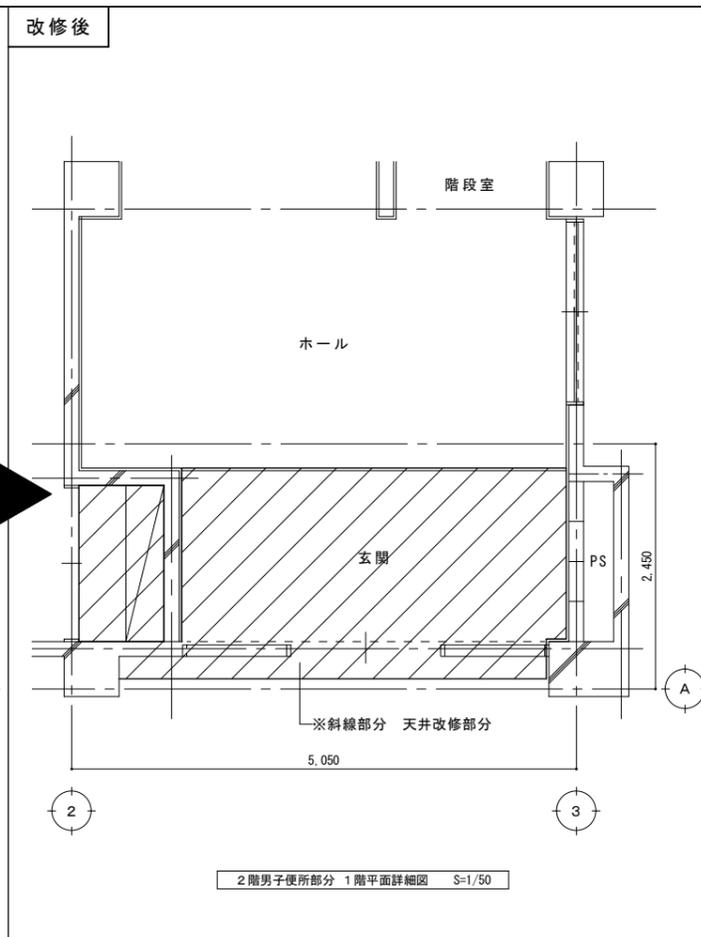
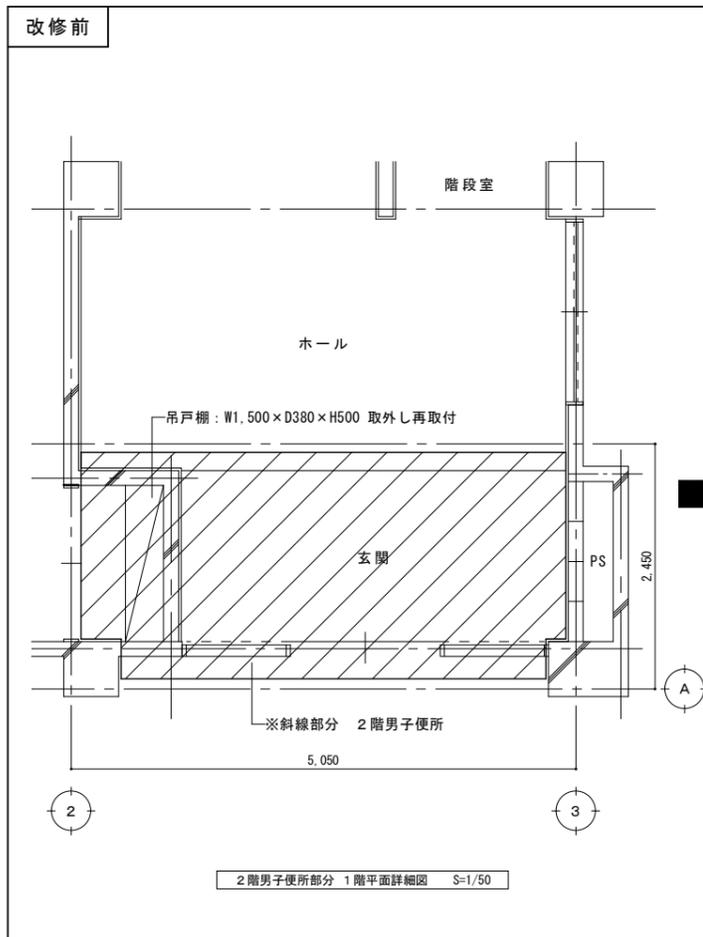


Y通り断面詳細図 SC=1/30

Y通り便所断面詳細図 SC=1/30

X通り断面詳細図 SC=1/30

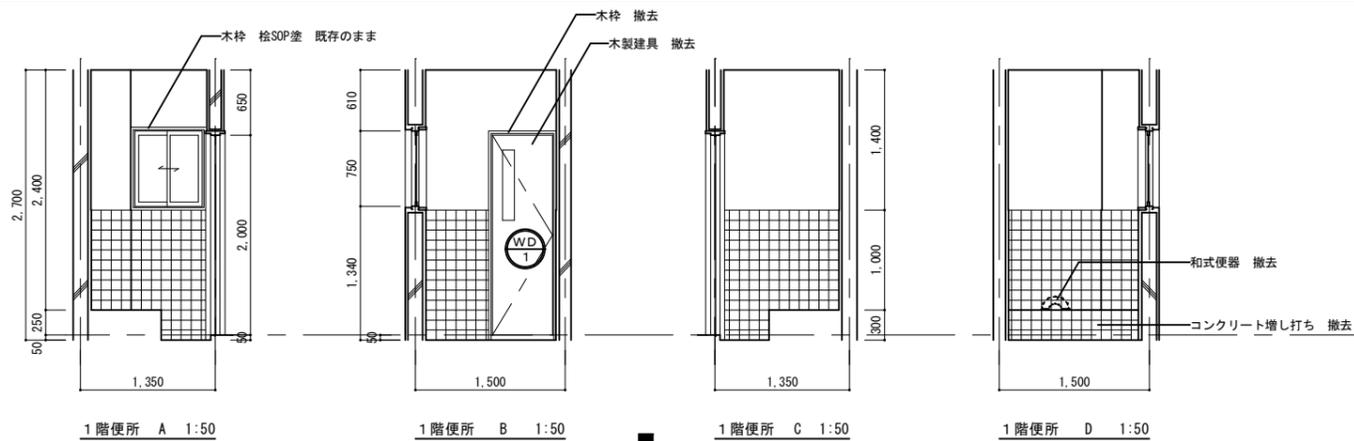
徳島県土整備部営繕課		工事名 R7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若松寮等トイレ改修工事建築	図面番号 A-27	通し番号 33	 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 (セミナーハウス)女子便所 1階便所 断面詳細図 (改修後)	縮尺 1/30		



徳島県土整備部営繕課	工事名 R7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若点検等トイレ改修工事建築	図面番号 A-28	通し番号 34	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 (セミナーハウス)平面詳細図(改修前後)	縮尺 1/50	

改修前 1階便所

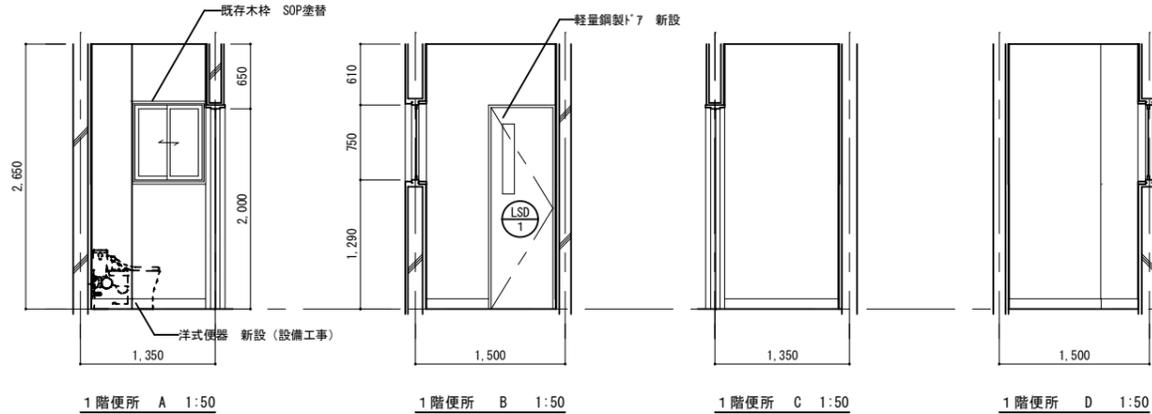
天井	ケイカル板 t=6 底目張り AEP塗 撤去 (下地共)
廻縁	塩ビ 撤去
腰壁	陶器質100角タイル張り 既存のまま (打診によりタイル浮き部分撤去)
壁	モルタル金コテ押え AEP塗 既存のまま
巾木	-
床	モザイクタイル50角 既存のまま 和式便器撤去周囲: タイル撤去



タイル浮き撤去  
 撤去跡: セメント系下地調整厚塗材 (CM-2)  
 面台C B壁 撤去

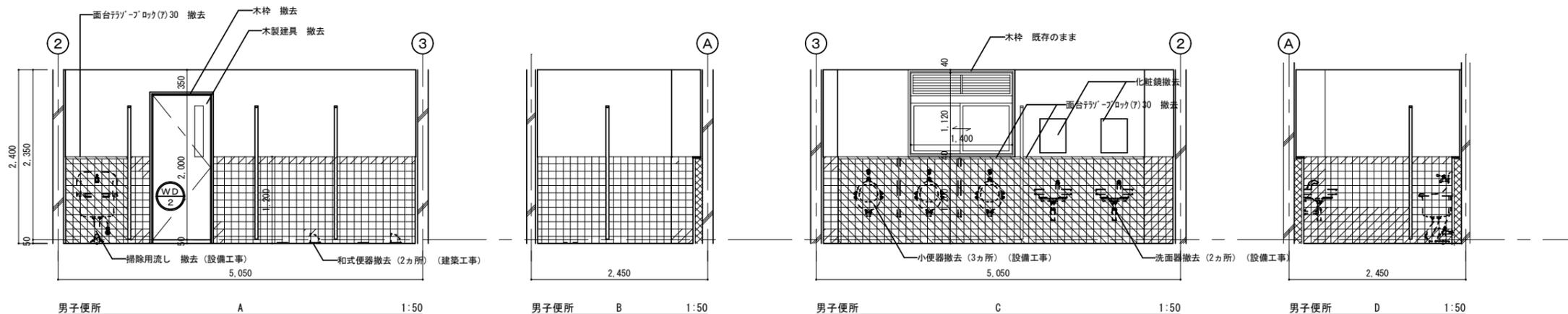
改修後 1階便所

天井	化粧石膏ボード t=9.5
廻縁	塩ビ
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	ABS樹脂+ステンレス箔 HL t=2 H60
床	ビニル床シート t=2



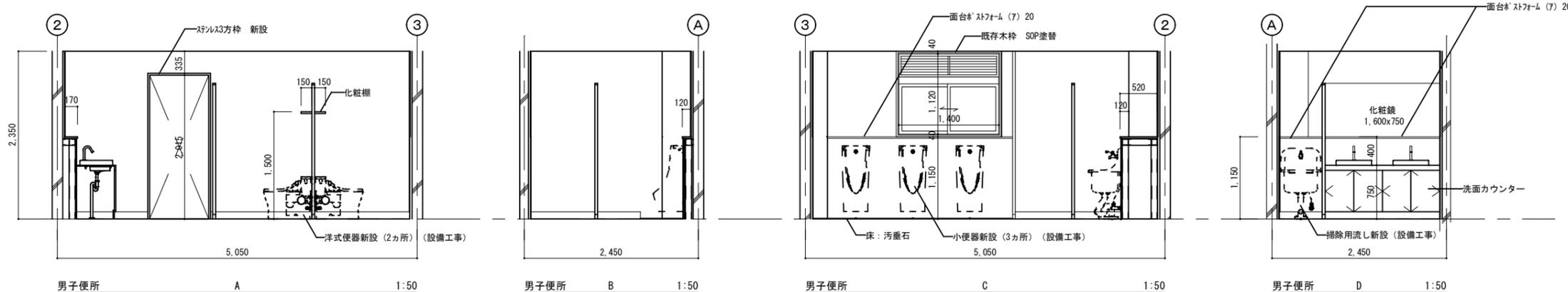
改修前 男子便所

天井	ケイカル板 t=6 底目張り AEP塗 撤去 (下地共)
廻縁	塩ビ 撤去
腰壁	陶器質100角タイル張り 既存のまま (打診によりタイル浮き部分撤去)
壁	モルタル金コテ押え AEP塗 既存のまま
巾木	-
床	モザイクタイル50角 既存のまま 和式便器撤去周囲: タイル撤去



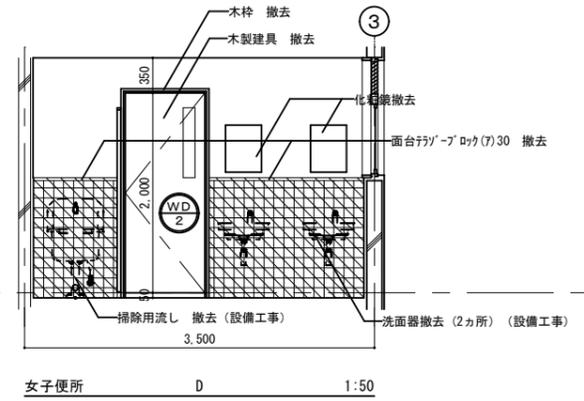
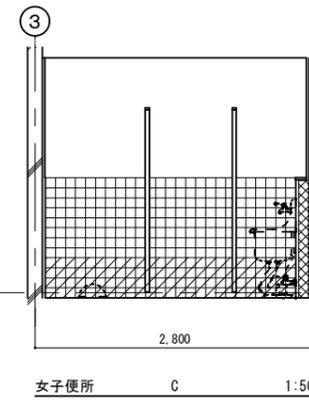
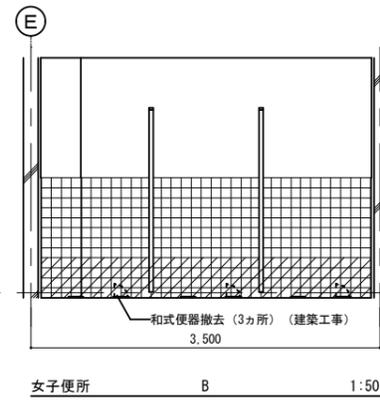
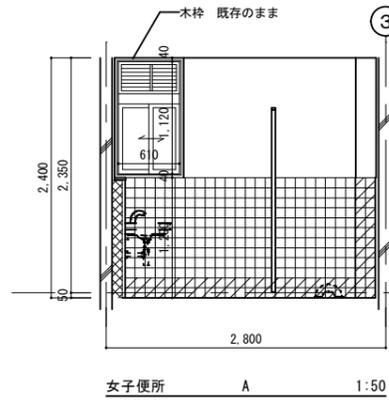
改修後 男子便所

天井	化粧石膏ボード t=9.5
廻縁	塩ビ
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	床材張上げ H=100
床	ビニル床シート t=2、一部汚重石



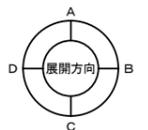
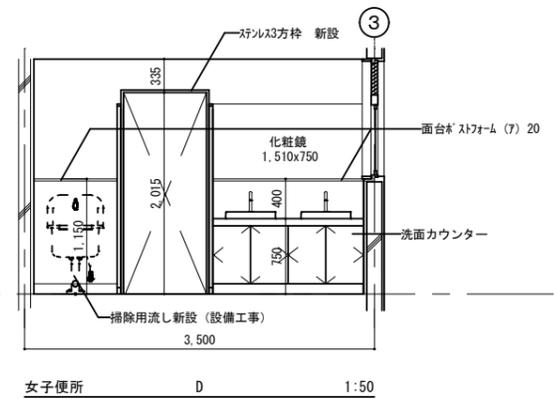
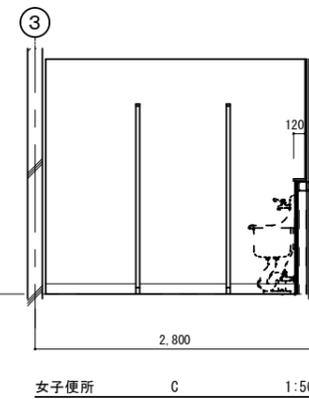
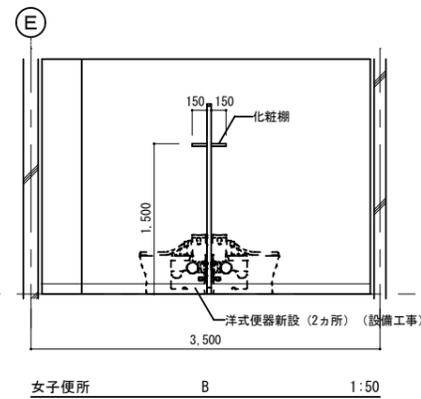
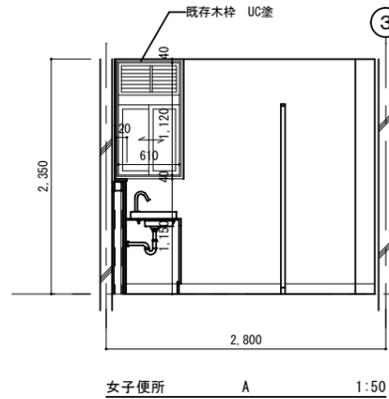
改修前 女子便所

天井	ケイカル板 t=6 底目張り AEP塗 撤去 (下地共)
廻縁	塩ビ 撤去
腰壁	陶器質100角タイル張り 既存のまま (打診によりタイル浮き部分撤去)
壁	モルタル金コテ押え AEP塗 既存のまま
巾木	-
床	モザイクタイル50角 既存のまま 和式便器撤去周囲：タイル撤去



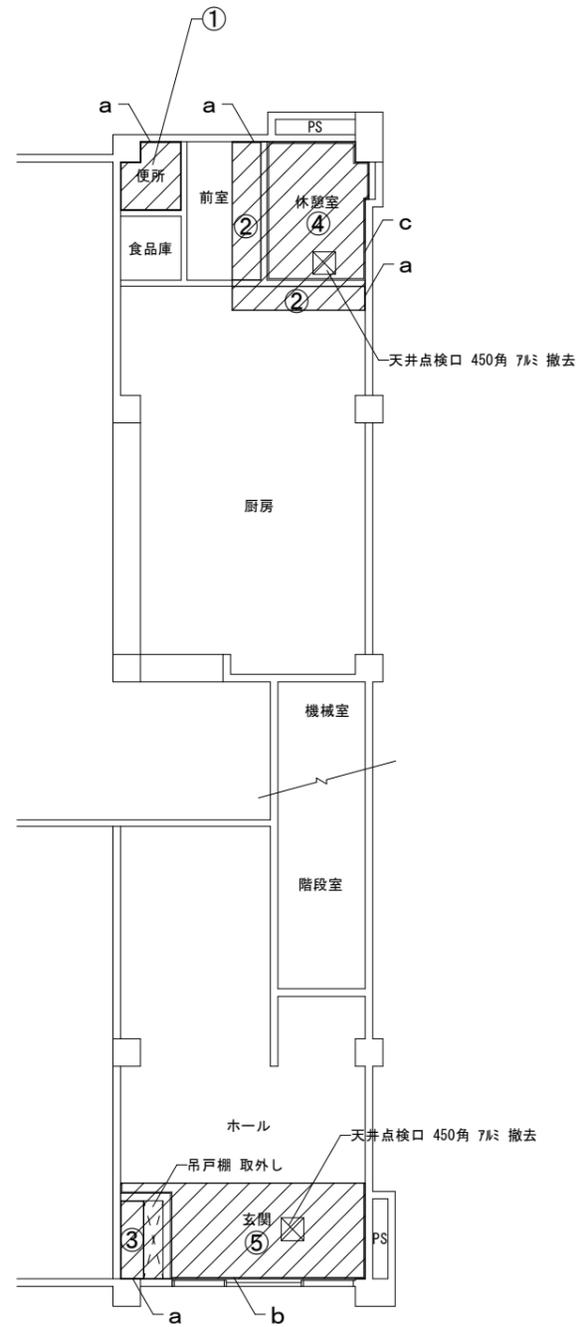
改修後 女子便所

天井	化粧石膏ボード t=9.5
廻縁	塩ビ
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	床材張上げ H=100
床	ビニル床シート t=2

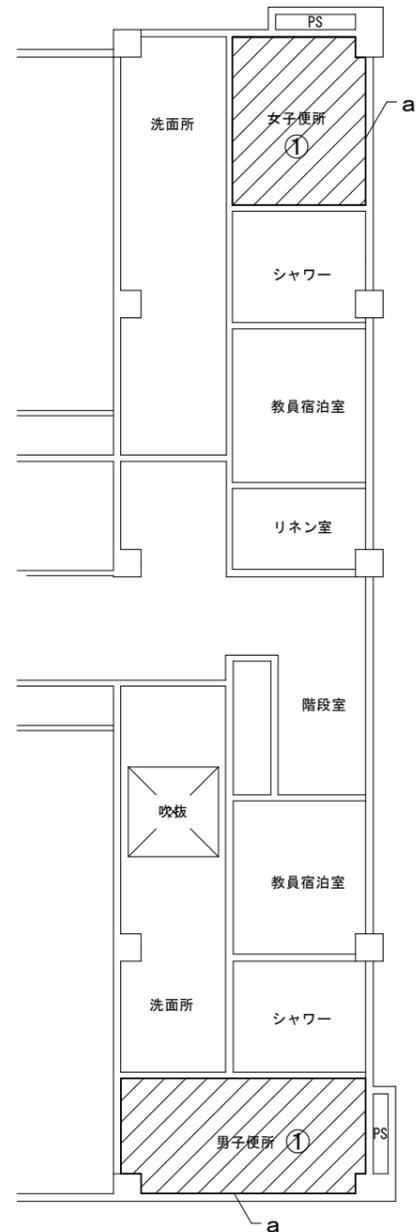


- タイル浮き撤去
- 撤去跡：セメント系下地調整厚塗材 (CM-2)
- 面台C B壁 撤去

改修前



1階天井伏図 SC=1/100



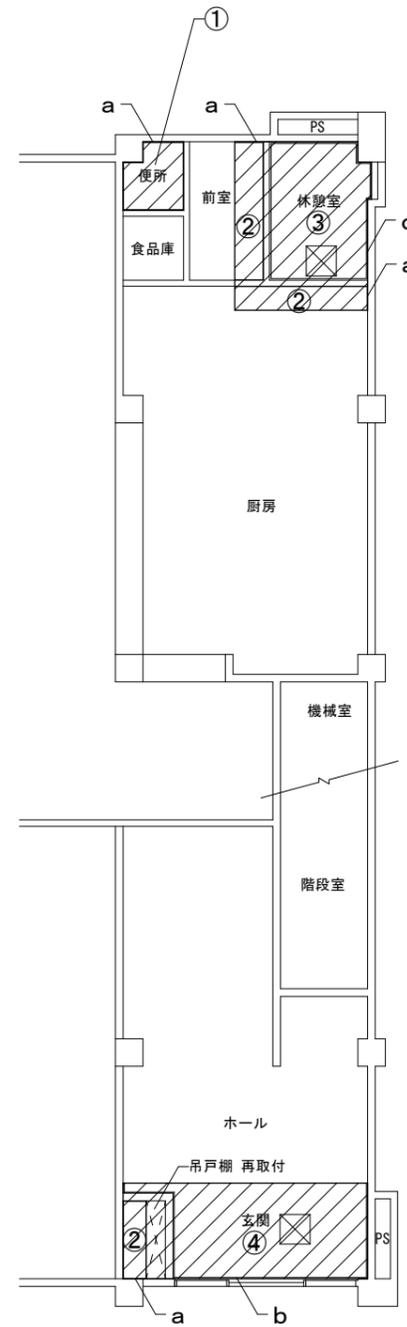
2階天井伏図 SC=1/100

【凡例】

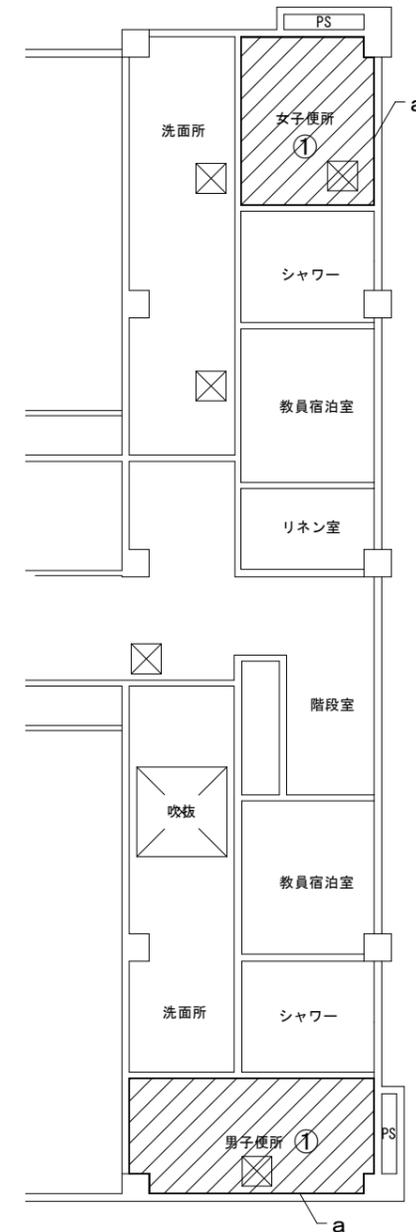
: 改修範囲を示す

記号	仕上	記号	仕上
1	ケイカル板 t=6 A E P 塗り撤去 (LGS下地共)	5	石膏ボード t=9の上、ロックウール吸音板 t=9 撤去
2	ケイカル板 (7) 6 V E 塗り 撤去	a	塩ビ廻り縁 撤去
3	ケイカル板 (7) 6 V P 塗り 撤去	b	廻り縁 桧 30×30 撤去
4	化粧石コウボード (7) 9 杉柾プリント 撤去	c	廻り縁 桧 30×40 撤去

改修後



1階天井伏図 SC=1/100



2階天井伏図 SC=1/100

【凡例】

: 改修範囲を示す 天井点検口 600角 7㉞ 新設

記号	仕上	記号	仕上
1	化粧石膏ボード t=9.5 (LGS下地共)	a	塩ビ廻り縁 底目地
2	ケイカル板 t=6 E P 塗り	b	廻り縁 桧 30×30
3	化粧石コウボード t=9.5 杉柾プリント	c	廻り縁 桧 30×40
4	石膏ボード t=9.5の上、ロックウール吸音板 t=9		

徳島県土整備部営繕課  
設計 R6.06

工事名 R7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮等トイレ改修工事建築  
図面名 (てびーわす) 天井伏図 (改修前後)

図面番号 A-31  
縮尺 1/50

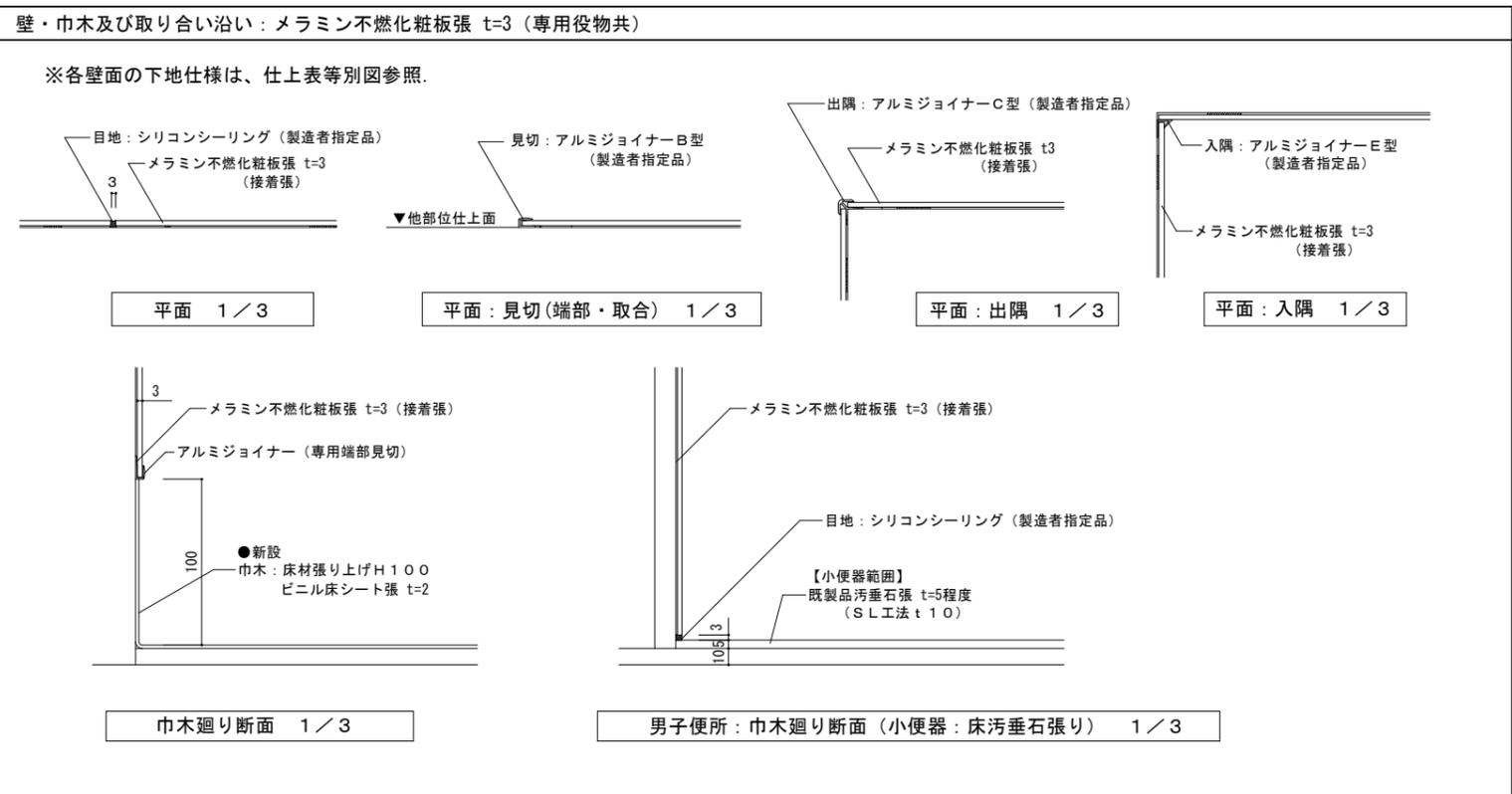
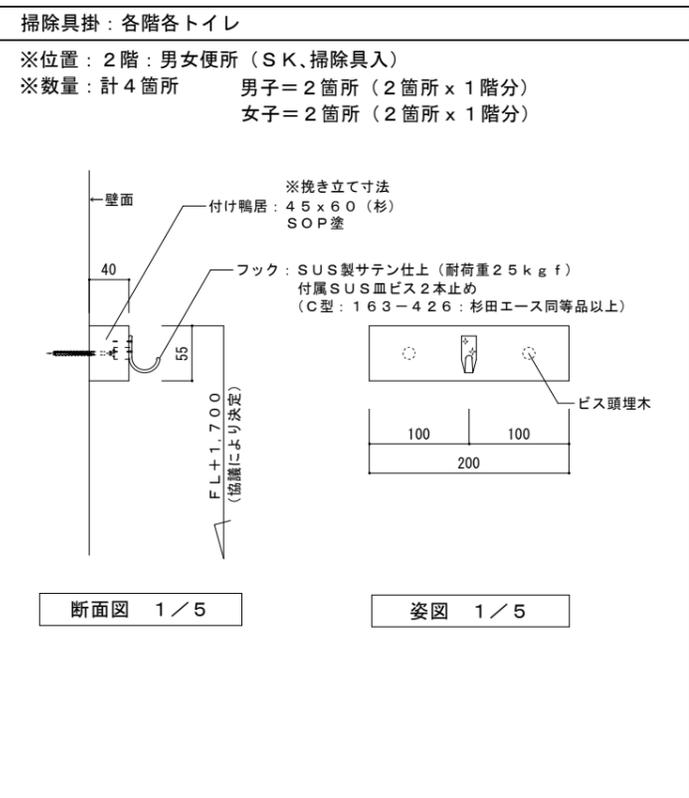
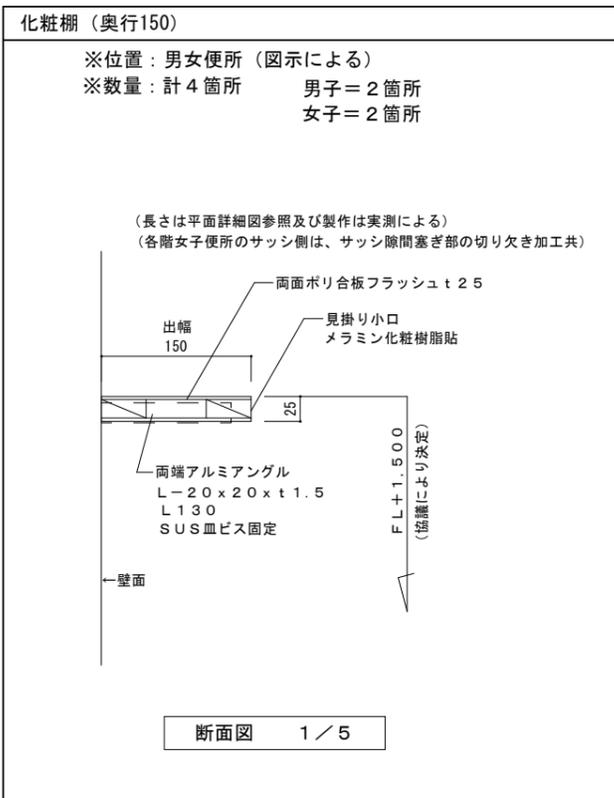
通し番号 37  
(株) 林建築事務所  
〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359  
一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425

改修前建具表 (撤去) SC:1/50

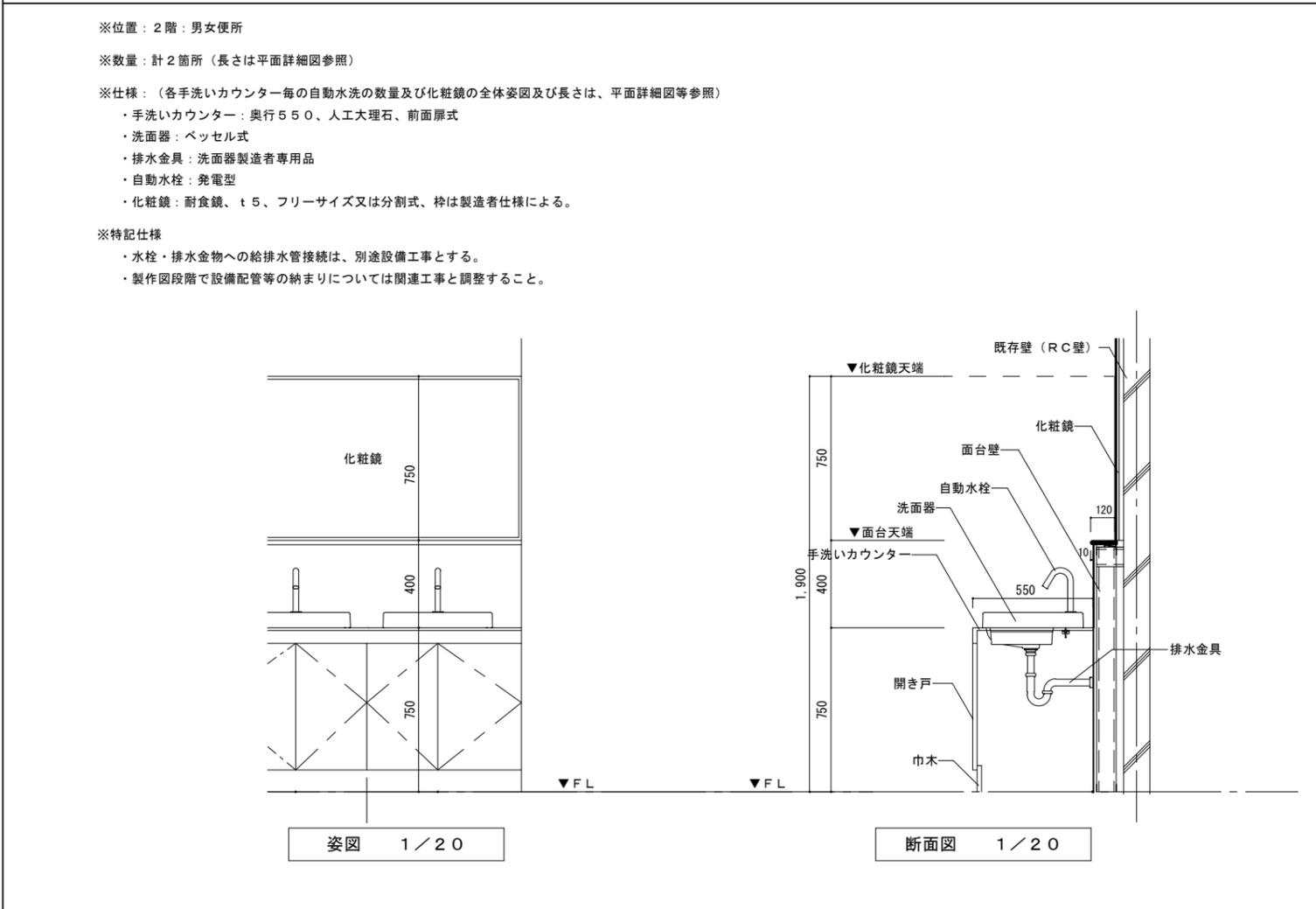
凡例	WD 1	WD 2	TB 1	TB 2	TB 3	TB 4
姿 (外)						
▽FL						
名称	片開きフラッシュ戸	片開きフラッシュ戸	トイレブース	S K、掃除具入	トイレブース	S K、掃除具入
使用箇所	1階トイレ (厨房休憩室)	2階男子、女子便所	2階男子便所	2階男子便所	2階女子便所	2階女子便所
数量	1	2	1	1	1	1
見込	36	36	40	同左	同左	同左
材種	ポリ合板	ポリ合板	ポリ合板	同左	同左	同左
硝子	型ガラス t-4	型ガラス t-4	-	-	-	-
塗装	枠廻 SOP	枠廻 SOP	-	-	-	-
金物	シリンダー表示錠、丁番、戸当り	空錠、丁番、戸当り	ステンレス支持金物、ステンレス頭つなぎ、ラバトリーヒンジ、表示錠、戸当り	ステンレス支持金物、ステンレス頭つなぎ、ラバトリーヒンジ、ドアノブ	ステンレス支持金物、ステンレス頭つなぎ、ラバトリーヒンジ、表示錠、戸当り	ステンレス支持金物、ステンレス頭つなぎ、ラバトリーヒンジ、ドアノブ
備考	ステンレス沓摺	ステンレス沓摺、ストッパー				

改修後建具表 (新設) SC:1/50

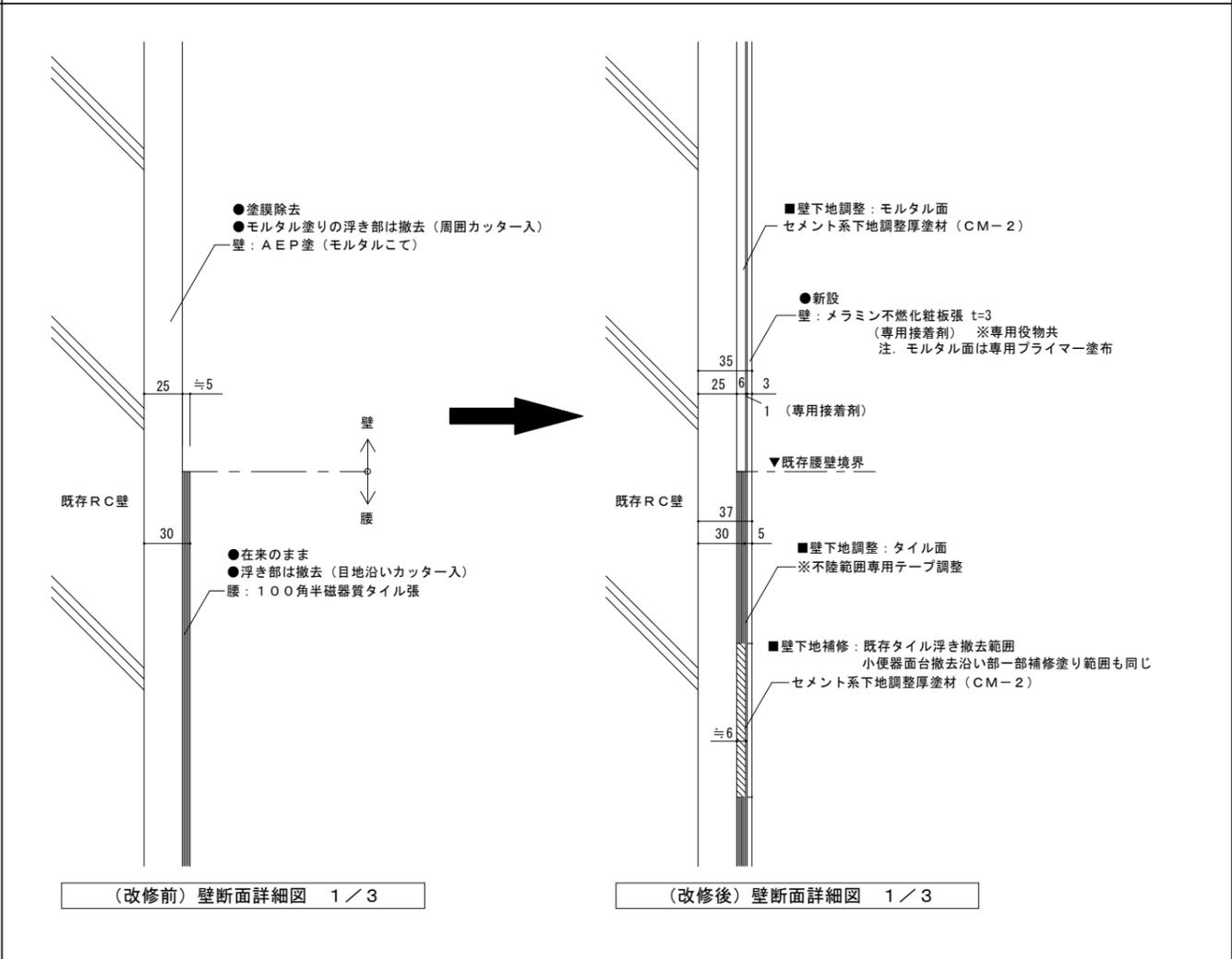
凡例	LSD 1	S 1	TB 1	TB 2	TB 3	TB 4
姿 (外)						
▽FL						
名称	軽量鋼製ドア	軽量鋼製ドア	ステンレス三方枠	S K、掃除具入	トイレブース	S K、掃除具入
使用箇所	1階トイレ (厨房休憩室)	2階男子、女子便所	2階男子便所	2階男子便所	2階女子便所	2階女子便所
数量	1	2	1	1	1	1
見込	40	200	40	同左	同左	同左
材種	溶融亜鉛メッキ鋼板	ステンレス SUS304 H L	高圧メラミン樹脂化粧板 (下地: MDF) ※標準柄木目含む	同左	同左	同左
硝子	型ガラス t-3	-	-	-	-	-
塗装	メラミン樹脂焼付塗装	-	-	-	-	-
金物	表示錠、戸当り、丁番、レバーハンドル		表示錠 (非常時外開装置付)、戸当り、プレビティヒンジ	ケースハンドル、プレビティヒンジ、アルミ笠木、フック	表示錠 (非常時外開装置付)、戸当り、プレビティヒンジ、アルミ笠木、ステンレス巾木HL、フック	ケースハンドル、プレビティヒンジ、アルミ笠木、フック
備考	ステンレス沓摺、ドアクローザー		アルミ笠木、ステンレス巾木HL、フック	ステンレス巾木HL		ステンレス巾木HL



**手洗いカウンター1式 (洗面器・自動水栓・排水金具) 及び化粧鏡**

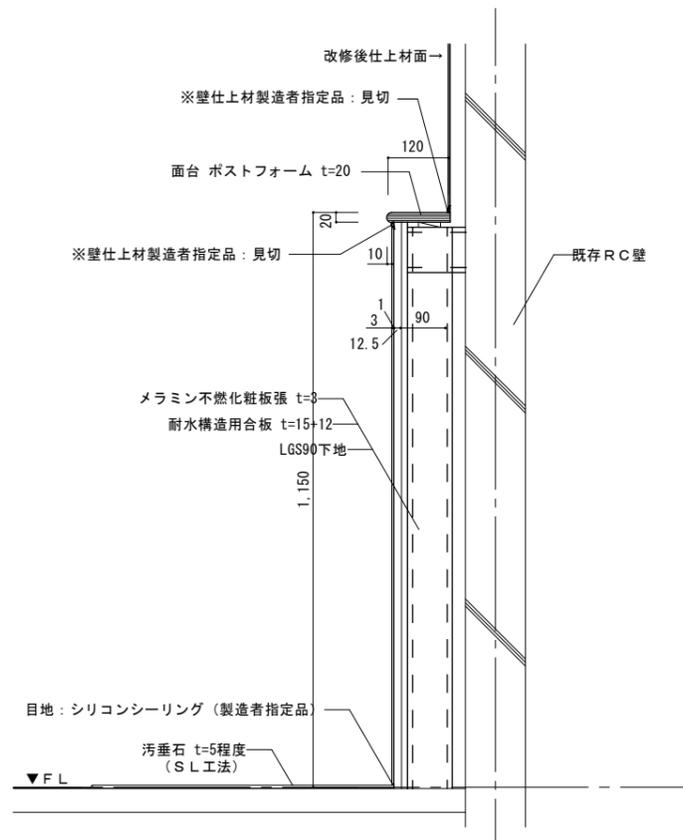


**(改修前後) 内壁断面詳細図**



面台（小便器取付）

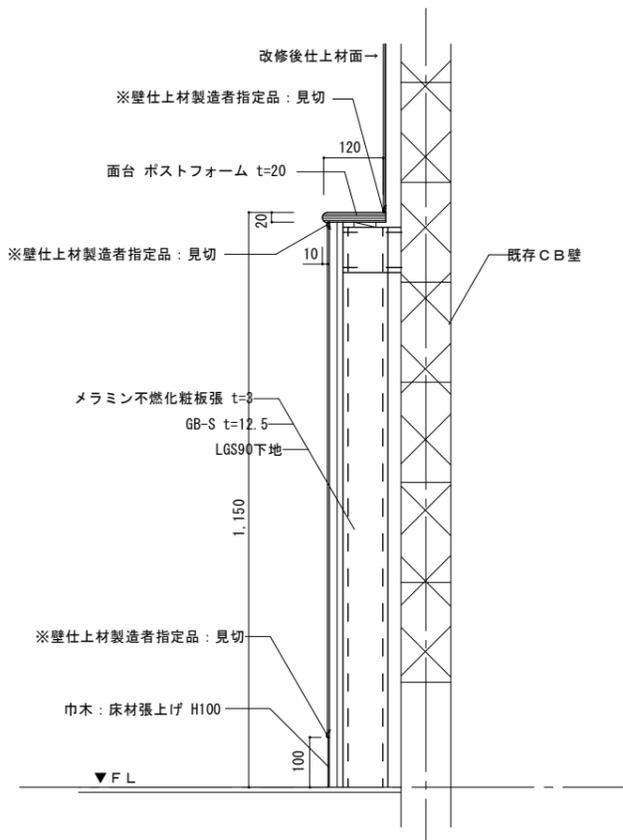
※面台長さは、平面詳細図参照



面台壁断面詳細図 1 / 10

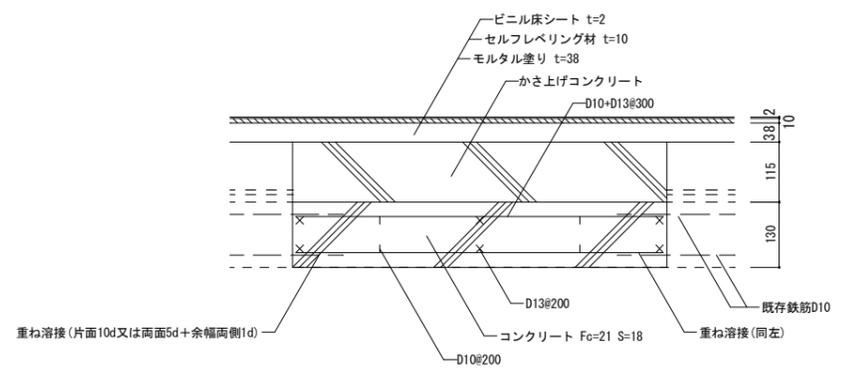
面台（洗面カウンター等取付）

※面台長さは、平面詳細図参照



面台壁断面詳細図 1 / 10

和式便所撤去跡スラブコンクリート補修詳細図



断面図 1 / 10

徳島県土木整備部営繕課		工事名 R7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮等トイレ改修工事建築	図面番号 A-34	通し番号 40
設計 R6.06	竣工	図面名 (トイレハウス)部分詳細図2	縮尺 1/3、1/5、1/20	

徳島県土木整備部営繕課		工事名 R7 営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮等トイレ改修工事建築	図面番号 A-34	通し番号 40
設計 R6.06	竣工	図面名 (トイレハウス)部分詳細図2	縮尺 1/3、1/5、1/20	

(株)林建築事務所  
〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359  
一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425

# III. 電気設備工事特記仕様書

## 1章 一般共通事項

### 1. 官公署その他への届出手続等

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。  
官公署その他への届出手続等は（標仕<I> 1.1.3）により行う。なお、監理指針<I>1.1.3を参考とする。  
・自家用電気工作物の保安規程（・本工事に關し定める ○ 既存施設の保安規程を適用（改修・増築等））  
・既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務（・本工事 ○ 別途）  
・本受電後引渡しまでの基本料金（・本工事 ○ 別途）
- 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

### 2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。  
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。  
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート 圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ 施工 表装	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和 機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

### 3. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表」による。

### 4. 施工条件

- ◎施工条件は次による。
- 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
  - 本工事においては、8:00～17:00までとする。
  - 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。
  - また休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
  - 本工事においては、騒音等の施設運営に支障となる解体工事は、事前に施設管理者と日程の協議を行うこと。
  - 資機材の搬入・搬出経路については別図のとおりとする。なお、図示以外の経路を必要とする場合は、施設管理者に協議し承諾を得ること。
  - 施設内では、別図に示す作業員動線図に基づき移動し、工事区域外への立入りには十分注意すること。
  - 現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。
  - その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

## 5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<I>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

### (1) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優 良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜,円)	単 位
コンクリート (無筋)	和青藍 (中間処分)		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	16.7	700	t
コンクリート (有筋)	和青藍 (中間処分)		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	16.7	700	t
金属(処分)	虎尾商事(有)		阿南市橋町東中浜174番地 阿南市橋町東中浜174番地	25.2	0	t
廃プラ	(財)徳島県環境 整備公社(橋)		阿南市橋町小勝187番の地先 阿南市橋町小勝187番の地先	23.7	35,000	t

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産業廃棄物処理業者」という。）」であることを示す。

- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産業廃棄物処理業者に変更すること。ただし、諸該の事情により優良産業廃棄物処理業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

### (2) 建設発生土の処理

- 構外に搬出し適切に処理 ※土壌検査を本工事で（・ 行う（ 箇所） ・ 行わない） ・ 構内敷きならし
  - 構内の指示場所（図示）に集積
- なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。  
[最終処分場の指定] ※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。  
・ 処分場名：虎尾商事(有) ・ 所在地：阿南市橋町東中浜174番地  
・ 処分単価（税抜）： 6,200円/t ・ 運搬距離：25.2kmを見込んでいる。

### (3) 有価材の処理

- 有価材（・ 鉄骨/軽量鉄骨 ・ スチールサッシ ・ アルミサッシ）
- 古物商で適切に処理すること。

## 6. 養生等

- 本工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。
- 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	保 管 場 所	注 意 事 項

## 7. 機材の品質等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。  
①品質及び性能に関する試験データを整備していること。  
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。  
③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。  
④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。  
⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（OA盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（CW形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式（定格出力300kVA以下のもの）、ラインインタラクティブ方式 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型）
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、 太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

## 8. 施工調査

- 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

## 2章 共通工事・関連工事

### 1. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。  
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。  
・設計用水平地震力  
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。  
・設計用鉛直地震力  
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。  
・施設の種類、地域係数  
・施設の種類（○ 特定の施設 ・ 一般の施設） ・ 地域係数（○ 1.0 ・ 0.9）  
・重要機器  
・ 配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機  
・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・

設計用標準水平震度	特定の施設		一般の施設			
	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋		機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
		防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階		水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
		機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
		防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
1階及び地下階		水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
		機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
		防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
		水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

- （注） ・上層階の定義は次のとおりとする。  
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階  
・水槽類にはオイルタンク等を含む。

- 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けないものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

### 2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。  
（ ・ ・ ・ ）  
・試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。  
・試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。

### 3. 非破壊検査

- はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

### 4. 風圧力及び積雪荷重の適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。  
・風圧力 風速Vo＝（・ 36 ・ 38）m/s ・積雪荷重 平成12年建設省告示1455号における区域 別表（三十五）

### 5. 仮設工事

- 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。  
・既存電力利用（○ できる ・ できない）、電力料金（○ 有償 ・ 無償）  
・既存水利用（○ できる ・ できない）、水料金（○ 有償 ・ 無償）
- 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。  
・同用地は、（○ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて）設けること。

	徳島県県土整備部営繕課	工事名 R7宮緒 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮等トイレ改修工事建築	図面番号 電特-01	通し番号 41	（株）林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
		図面名 電気設備工事特記仕様書 1	縮尺 NON		

### 3章 電灯設備

#### 1. LED照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

#### 2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

#### 3. 照明制御の照度測定

明るさセンサにより照明制御を行う室は、照度を測定し、測定表を監督員に提出する。なお、明るさセンサの設定は、監督員の指示による。  
・照度測定時期 100%点灯時（夜間 昼間） 調光制御点灯時（夜間 昼間）

#### 4. 照明制御設定器

附属数（1個 個）

#### 5. 事前確認・施工後確認

・改修前の（照明回路 コンセント回路）について、絶縁測定を行う。  
・改修後の（照明回路 コンセント回路）について、絶縁測定を行う。

### 11章 その他

#### 1. 機器取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測 点	取付高(mm)	備 考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
コンセント（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
〃（台上）	台上～中心	150	
〃（土間）	床上～中心	800～1,300	
〃（車椅子用）	床上～中心	900	
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300	
〃（踊場）	床上～中心	2,000～2,600	
〃（鏡上）	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン（一般）	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン（一般）	床上～中心	1,300	
〃（外部受付）	床上～中心	標準図による	
〃（モニタ付）	床上～中心	1,400	
〃（カメラ付）	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
呼出ボタン（多機能便所）		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高を示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱	床上～中心	800～1,500	
発信器	床上～中心	800～1,500	
警報ベル	天井下～上端	200	
表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器（都市ガス）	天井下～下端	300	
〃（LPガス）	床上～下端	300	

#### 2. 配線図記号

- EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
  - (G16) (G22) … 厚鋼電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。
  - (16) (22) … PF管（単層管）（JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの）を示す。
  - (19) (25) … ねじなし電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。
- EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

#### (3) 交通誘導警備員の配置

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 日間配置すること。

- 警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている 義務付けられていない）。
- 警備員は、延べ（ ）人（昼（ ）人、夜（ ）人；うち検定合格警備員（ ）人）を見込んでいる。
- 警備業法を遵守するとともに、受注者は、交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

#### (4) 足場その他

足場及び作業構台の類を（本工事で設置する 関連工事が位置するものを無償で使用できる）。

- 外部足場（種類：、仕様： 帆布、D= cm、シート仕様：）
- ※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建築標仕<2>2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし、監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
- 内部足場（種類：、仕様： 帆布、D= cm）

### 9. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極の材料（寸法mm）
・ 共同接地（A・C・D種）	EA・C・D	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連-2組
・ 共同接地（A・B・C・D種）	EA・B・C・D	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連-2組
・ A種	EA	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連-2組
・ B種	EB	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×2連-2組
・ C種	EC	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連-2組
・ D種	ED	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ ELCB用	EELCB	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 雷保護用	ELA	Ω以下	・ EP=0.6×2 ・ EB（D=14又はW=40）× 連- 組
・ 高圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連-2組
・ 交換機場極用	Et	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連-1組
・ 本配線盤保安装置用	EAt	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連-2組
・ 拡声増幅器用	EDt	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 各種通信機器用	EDa	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 保安器用	ELt	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 測定用補助	EO	—	EB（D=14又はW=30）×1

（備考） EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。

接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

### 10. その他共通事項

#### (1) 配管工事

- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4）
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、（ステンレス製 鋼板製）とし、（メラミン焼付塗装 溶融亜鉛めっき 無塗装）とする。
- 屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。

#### (2) 配線工事

- 高圧ケーブルの種類（EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル）は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）」によるものとする。

#### (3) 塗装工事

- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（屋内（機械室・いんべい部を除く）屋外）
- 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。

#### (4) 配線器具

- 図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、（新金属製 樹脂製）とする。

#### (5) 支持金物等

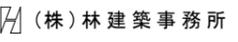
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。

#### (6) 用途別表示

- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。（標仕<2>2.2.10、<2>2.12.5）
- なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。

#### (7) その他

- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

	工事名 R7宮緒 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮等トイレ改修工事建築	図面番号 電特-02	通し番号 42	 (株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
	図面名 電気設備工事特記仕様書 2	縮尺 NON		

新設照明器具姿図																					
A 30	LED直付型 20形 W150		A 65	LED直付型 40形 W150		B	LEDウォールライト 20形		C	LEDダウンライト 100形		D	LEDスクエアベースライト 埋込型 下面開放型 □600								
LSS9-2-30LN			2		LSS9-4-65LN			4		LBF3MP/RP-2-13LN		12		LRS1-08LN		12		LRS15-6-58LN		1	

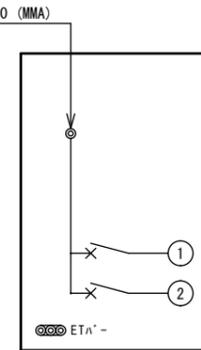
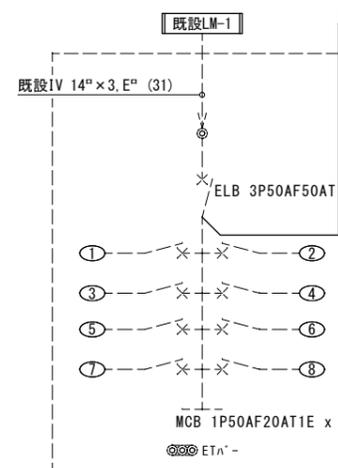
記号	名称・仕様
	照明器具
	換気扇 別途空調工事
	天井取付センサ付自動スイッチ親機(明るさセンサ付) 8A, AC100V 10Sec~30Min可変形 検知後換気扇連続動作時間10Sec~30Min可変形
	天井取付熱線センサ付自動スイッチ器5mA 12V DC
	天井取付熱線センサ付自動スイッチ器 1A, AC100V 換気扇100W 検知後換気扇連続動作時間10Sec~30Min可変形
	熱線センサ付自動スイッチ用操作ユニット 2回路用(照明、換気扇)
	熱線センサ付自動スイッチ用操作ユニット 2回路用(照明、換気扇)
	ハイロトランプ
	位置ボックス アウトレットボックス中浅
	壁面溝はつり補修
	壁貫通はつり補修

記号	器具仕様		既設器具リスト								備考	
			台数									
			セミナーハウス		若點寮				計			
1階	2階	1階	2階	1階	2階	1階	2階					
[B]	FL20	4	埋込	1							1	撤去処分
[D]	FCL30x2	1	ペンダント	1							1	撤去処分
[E]	FL20	2	直付け	1							1	撤去処分
[T]	1L40	1	直付け	1							1	撤去処分
[I]	FL40	2	直付		2	2					4	撤去処分
[L]	FL20	1	壁付		2	2					4	撤去処分
[D]	FPL18	1	埋込						1		1	撤去処分
[E]	FPL27	1	埋込					1	6	6	25	撤去処分
[G]	FPL18	1	壁付					4	4	4	16	撤去処分

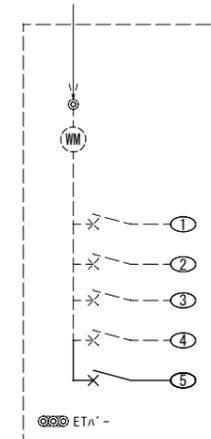
盤名称	既設L-1
構造	埋込型銅板製
設置場所	セミナーハウス2階廊下

盤名称	L-2WC
構造	露出型銅板製既製品標準色塗装
設置場所	セミナーハウス2階廊下

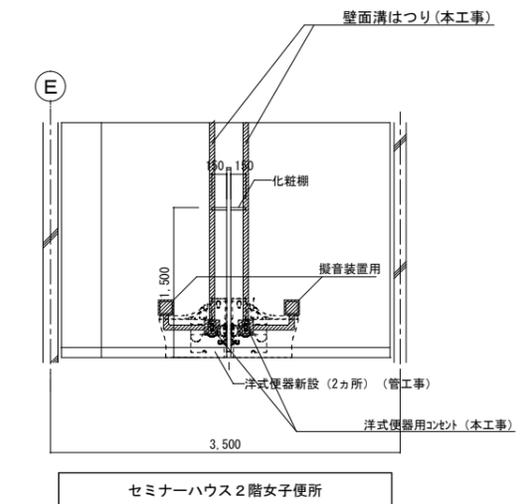
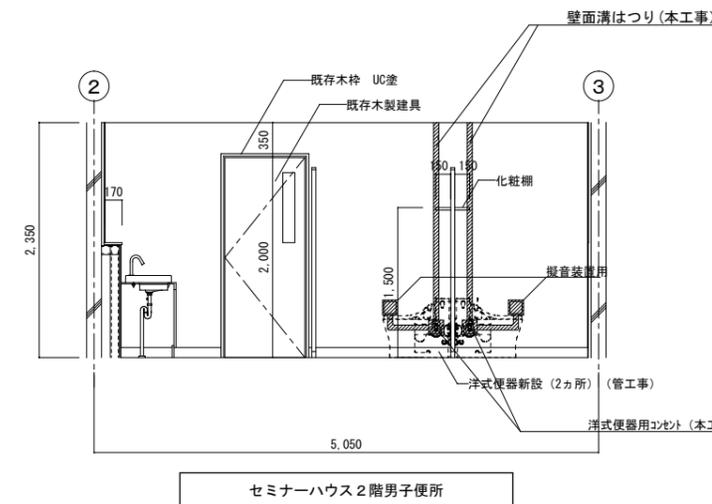
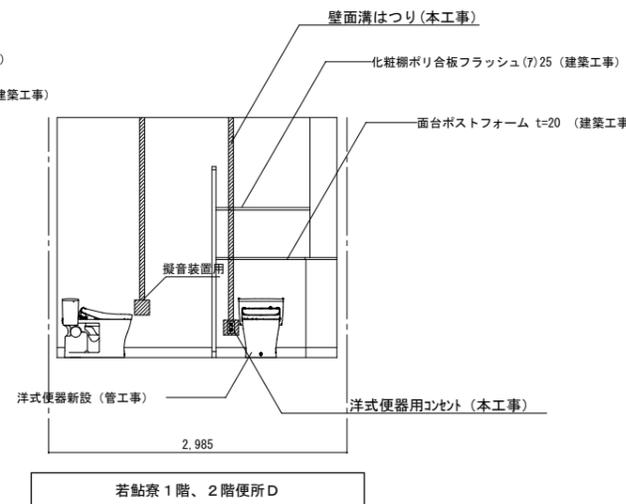
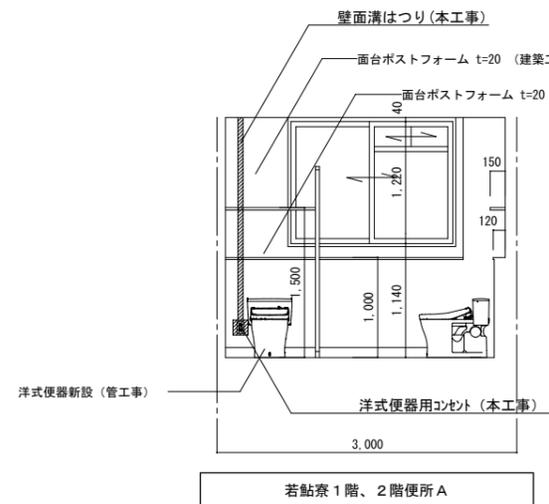
盤名称	既設LM-2
構造	露出型銅板製既製品
設置場所	休憩室



容量(KW)	配線用遮断器	負荷名称
800	ELB 2P30AF20AT1E	男子便所 コンセント
800	ELB 2P30AF20AT1E	女子便所 コンセント



容量(KW)	配線用遮断器	負荷名称
850	MCB 1P50AF20AT1E	厨房 電灯
300	MCB 1P50AF20AT1E	休憩室・食堂 コンセント
400	MCB 1P50AF20AT1E	厨房 コンセント
	MCB 1P50AF20AT1E	既設増設負荷
400	ELB 2P30AF20AT1E 増設	便所 コンセント



徳島県土木整備部営繕課	工事名 R7宮崎 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若點寮トイレ改修工事建築	図面番号 E-01	通し番号 43	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.7	竣工	図面名 照明器具姿図、器具表、盤結線図	縮尺 NON	

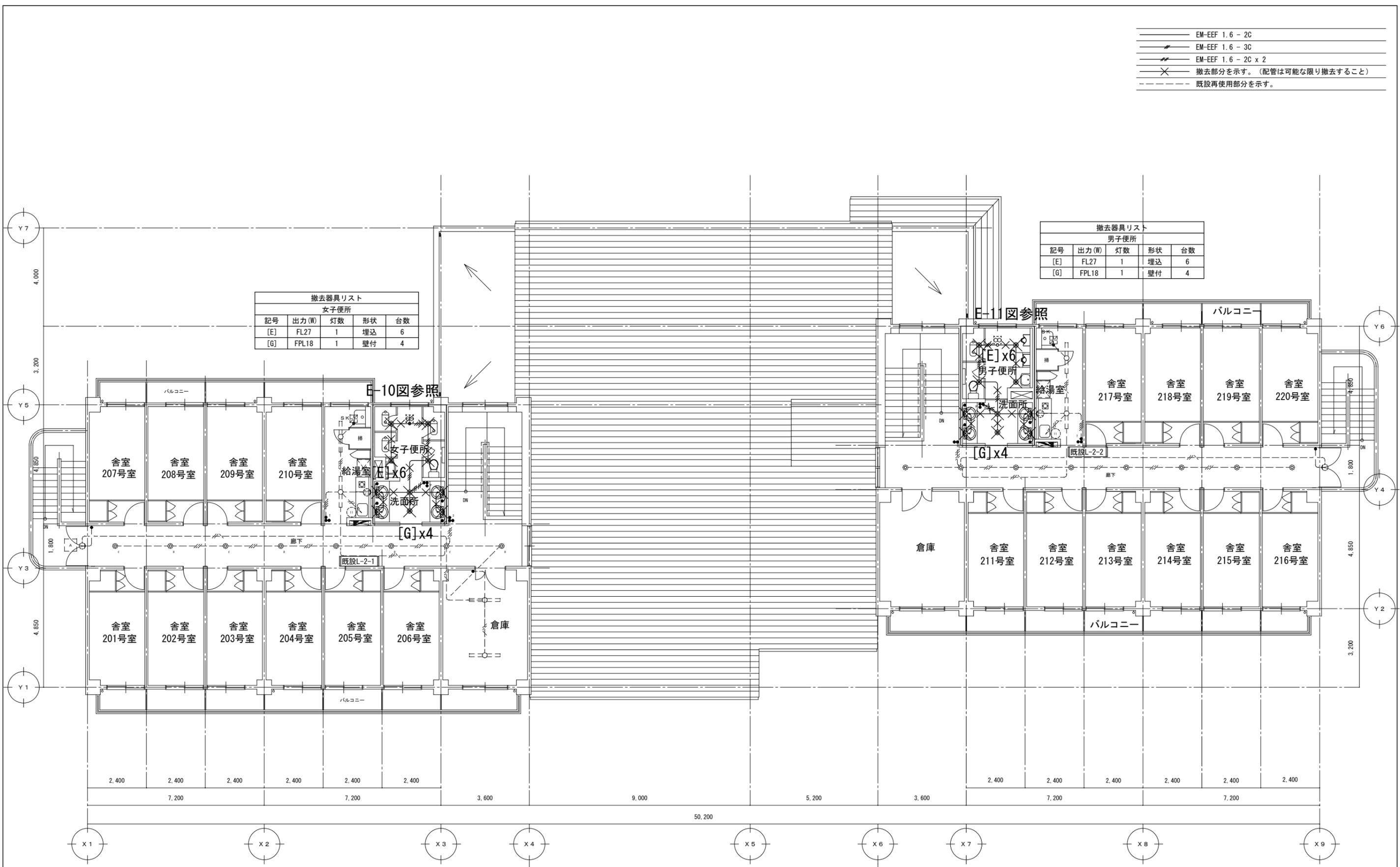




EM-EFF 1.6 - 2C
EM-EFF 1.6 - 3C
EM-EFF 1.6 - 2C x 2
✕ 撤去部分を示す。(配管は可能な限り撤去すること)
- - - 既設再使用部分を示す。

撤去器具リスト				
女子便所				
記号	出力(W)	灯数	形状	台数
[E]	FL27	1	埋込	6
[G]	FPL18	1	壁付	4

撤去器具リスト				
男子便所				
記号	出力(W)	灯数	形状	台数
[E]	FL27	1	埋込	6
[G]	FPL18	1	壁付	4

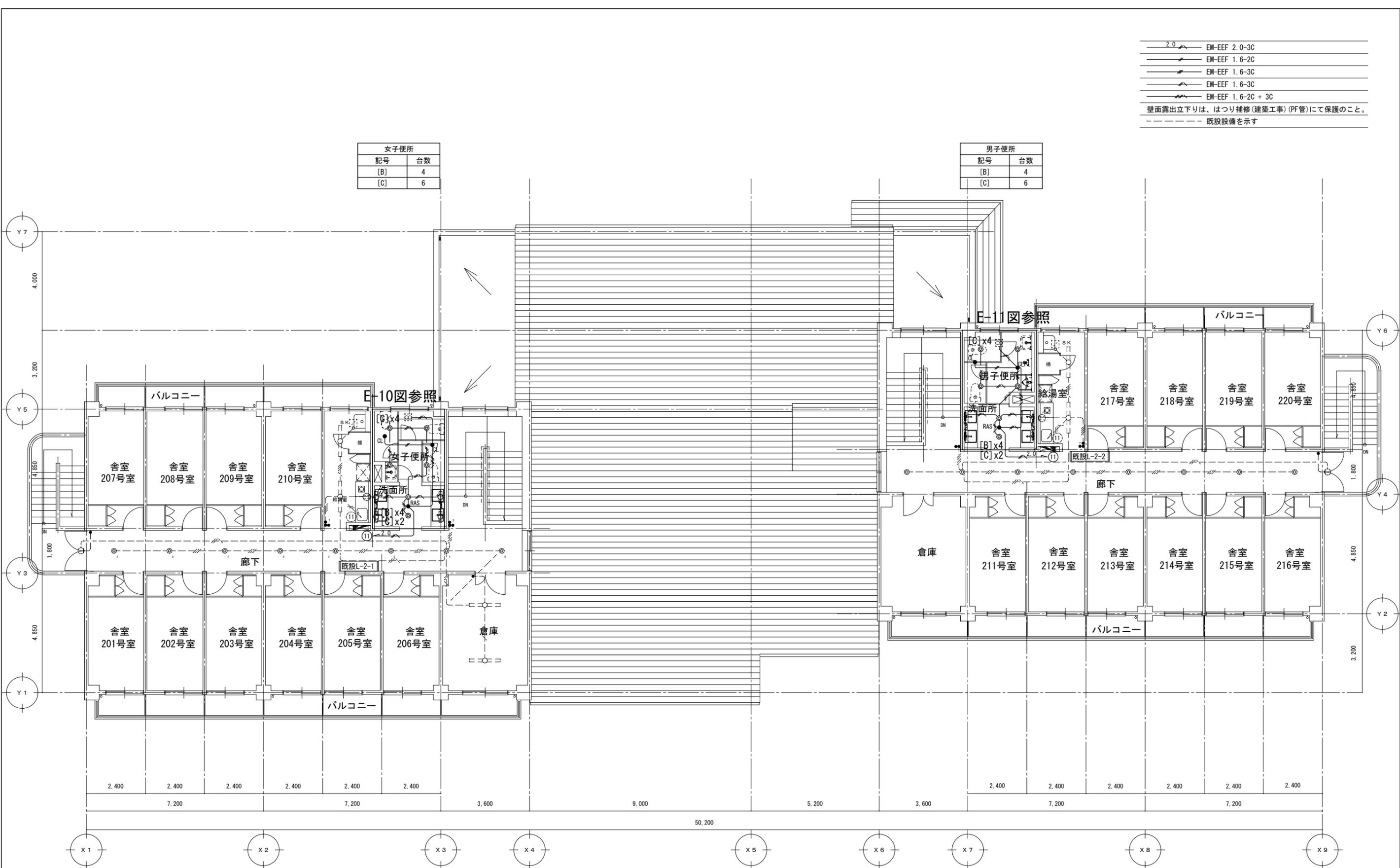


女子舎室 ← 電灯設備改修前2階平面図 S=1/100 → 男子舎室

- EM-EEF 2.0-3C
  - EM-EEF 1.6-2C
  - EM-EEF 1.6-3C
  - EM-EEF 1.6-3C
  - EM-EEF 1.6-2C + 3C
- 壁面露出立下りは、はつり補修(建築工事)(PF管)にて保護のこと。  
 --- 既設設備を示す

女子便所	
記号	台数
[B]	4
[C]	6

男子便所	
記号	台数
[B]	4
[C]	6

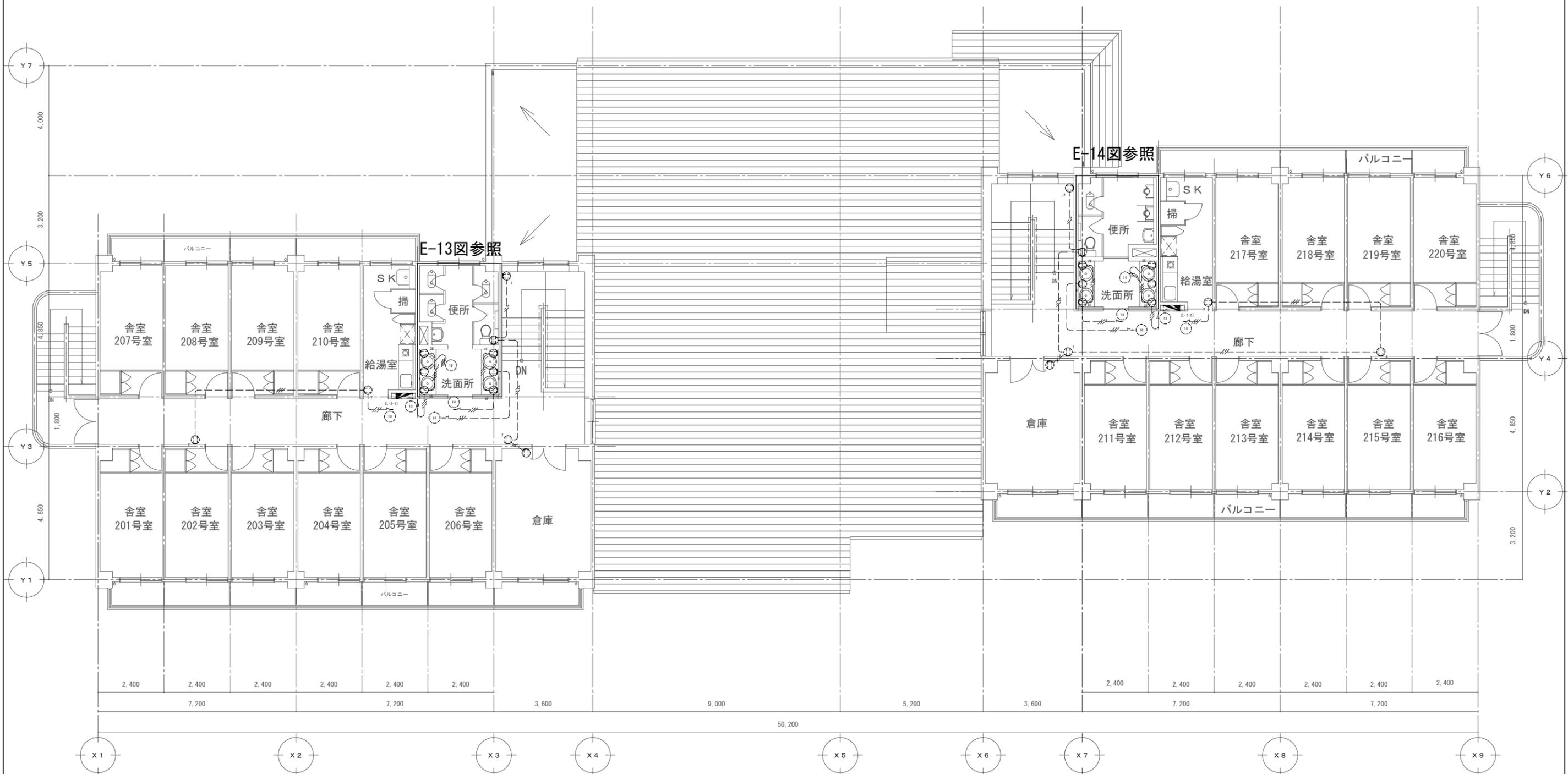


女子舎室 ← 電灯設備改修後 2階平面図 S=1/100 → 男子舎室





	VVF 2.0-2C
	VVF 2.0-3C
	撤去部分を示す。(配管は可能な限り撤去すること)
	既設再使用部分を示す。

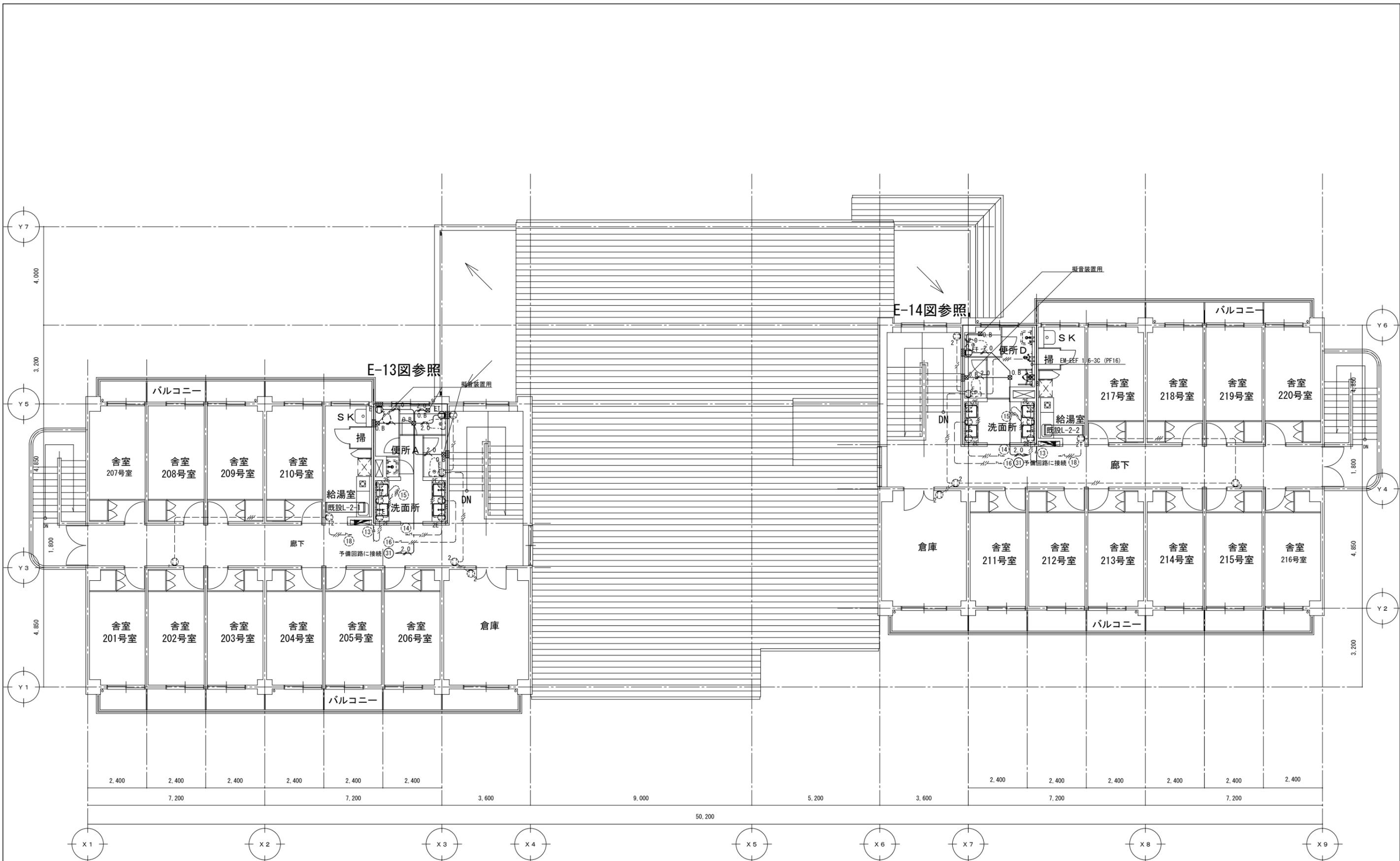


女子舎室

コンセント設備改修前2階平面図 S=1/100

男子舎室

徳島県土木整備部営繕課	工事名	図面番号	通し番号	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
	R7当館 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若鮎寮等トイレ改修工事建築 図面名 (若鮎寮) コンセント設備2階平面図(改修前)	E-08	50	
	縮尺	1/100		

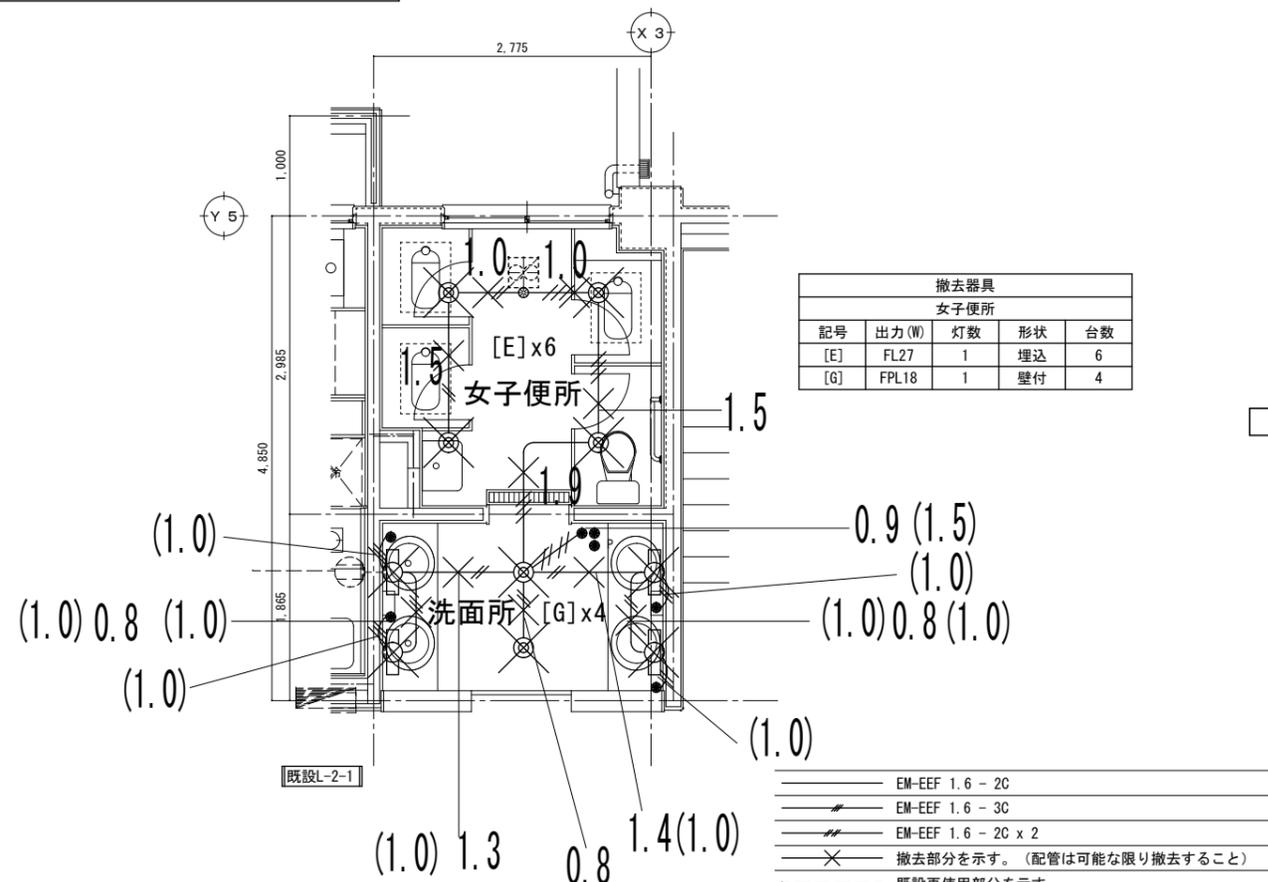


コンセント設備改修後2階平面図 S=1/100

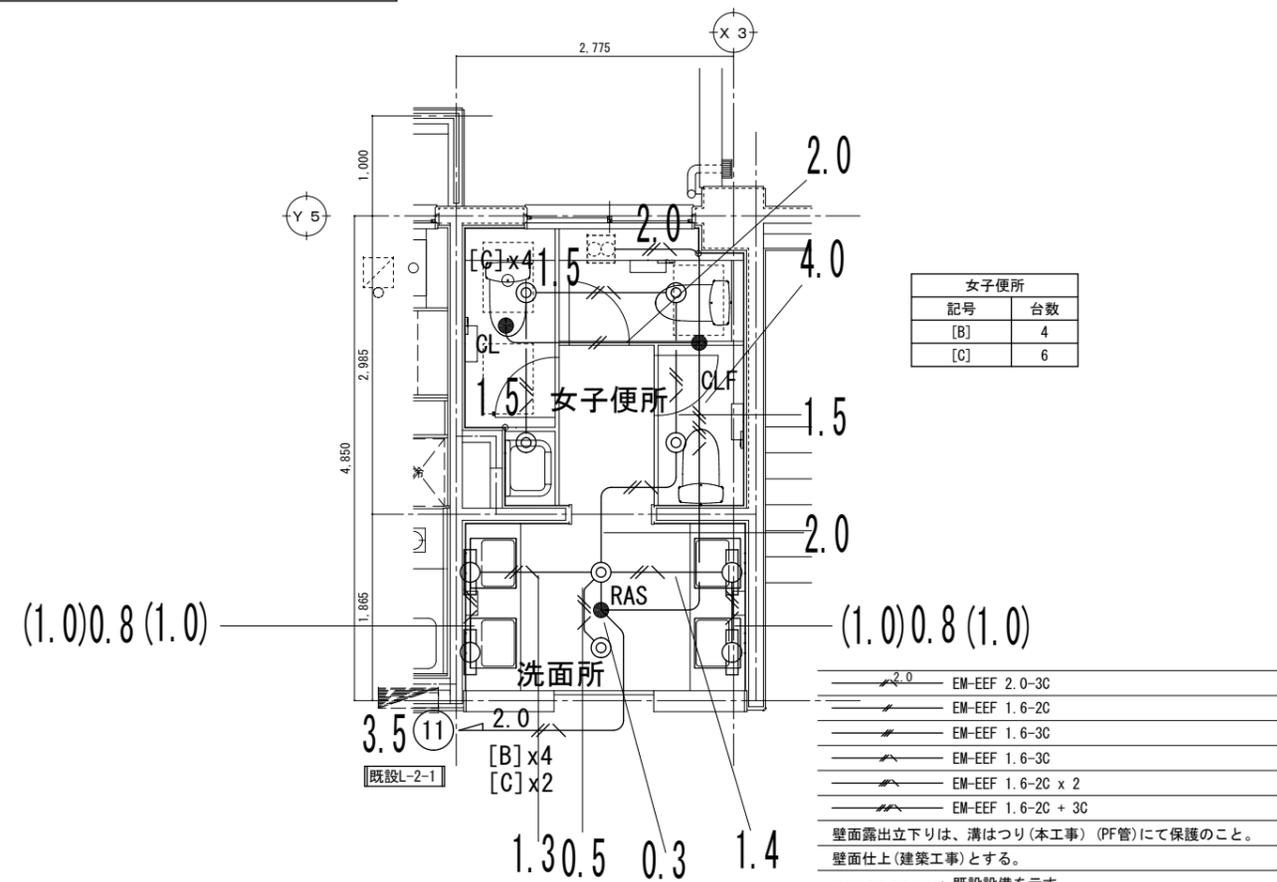
2.0 EM-EEF 2.0-3C  
 壁面露出立下りは、溝はつり(本工事) (PF管)にて保護のこと。  
 壁面仕上(建築工事)とする。  
 --- 既設設備を示す

徳島県県土整備部営繕課	工事名	図面番号	通し番号	 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
	図面名	縮尺	51	
	(若帖寮) コンセント設備2階平面図 (改修後)	1/100		

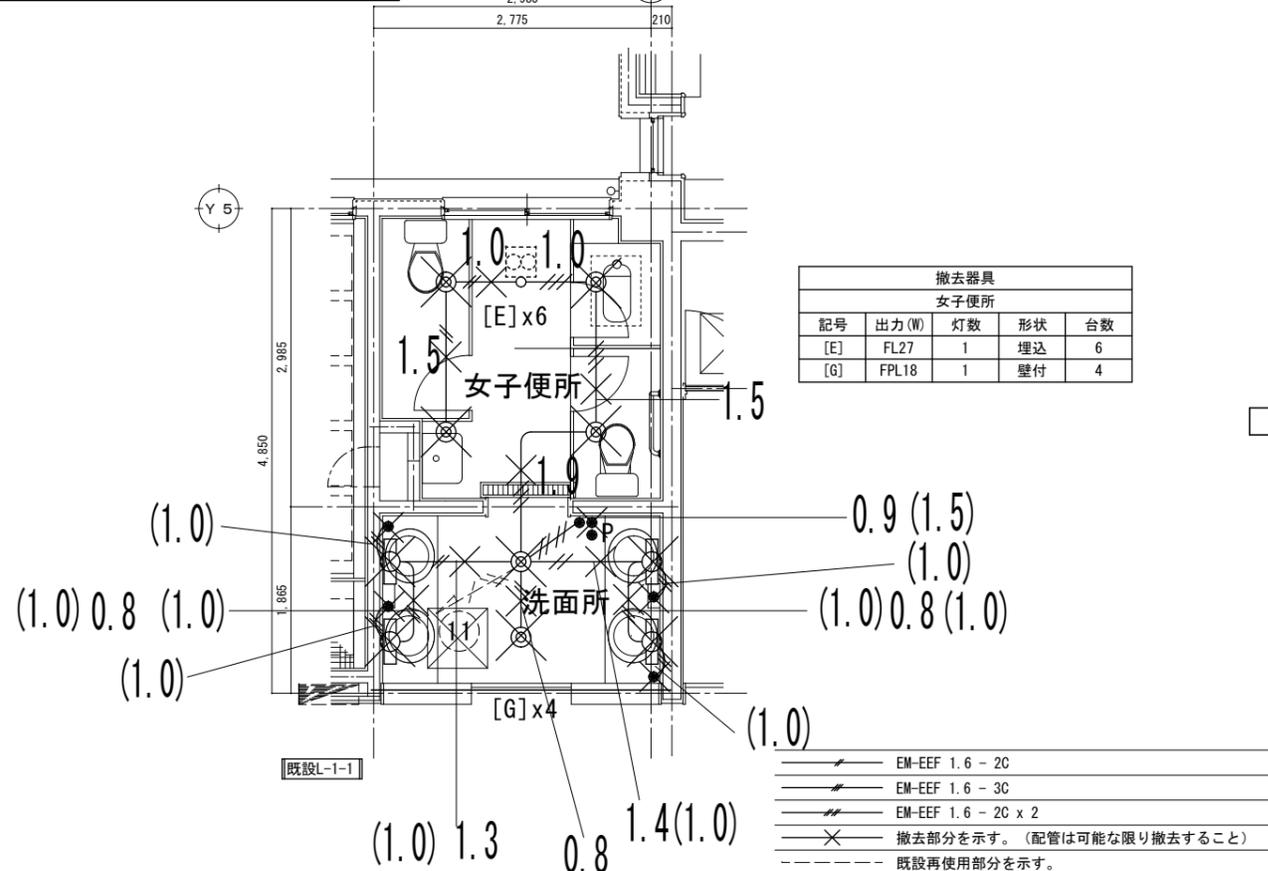
改修前 2階女子便所平面詳細図 S=1/50



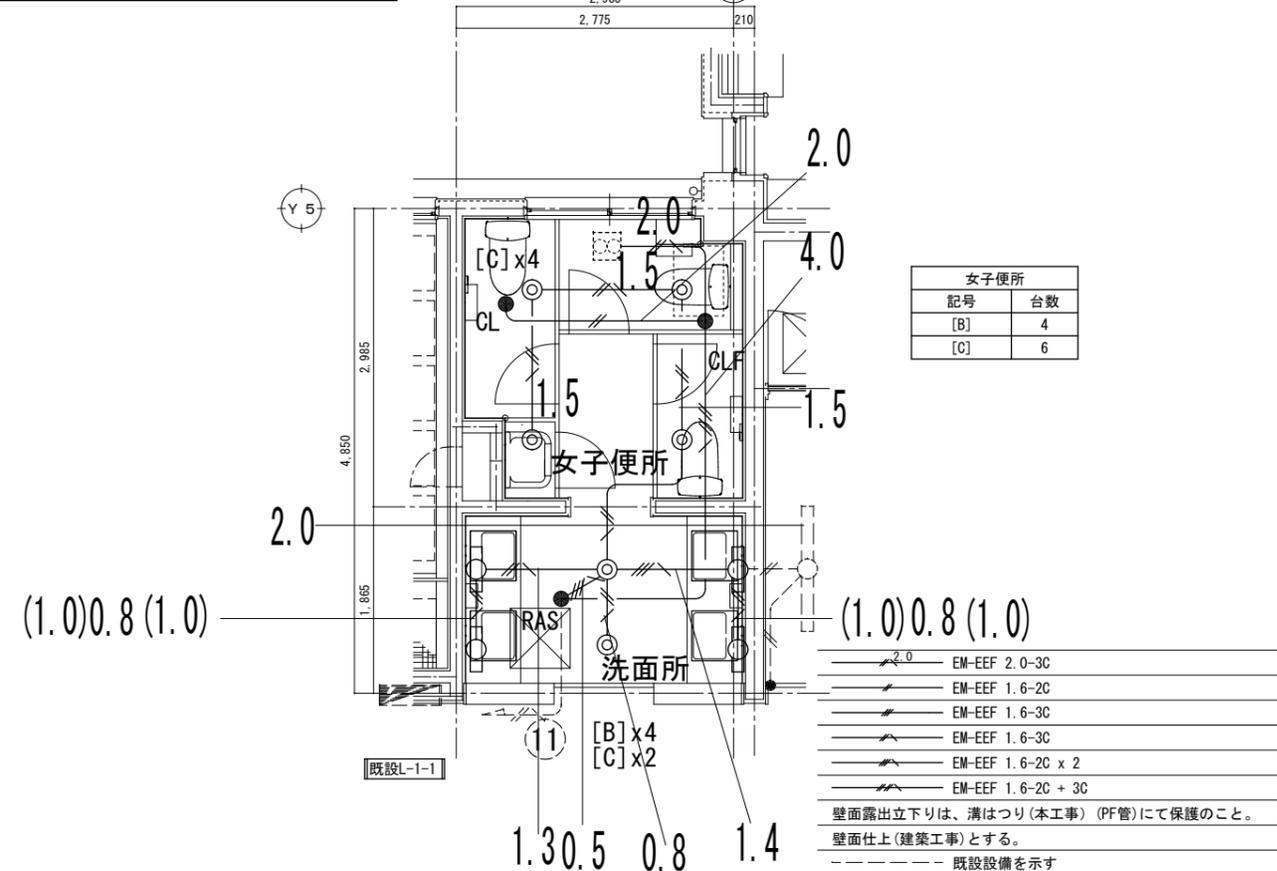
改修後 2階女子便所平面詳細図 S=1/50



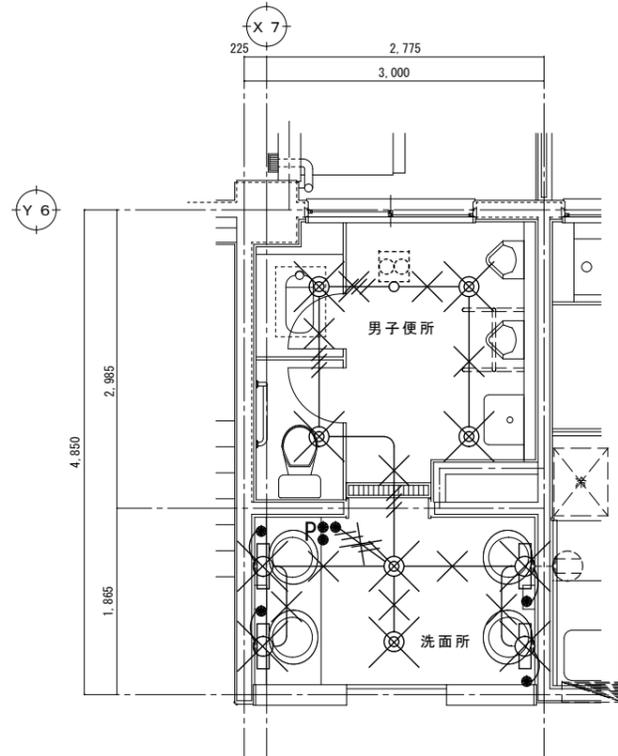
改修前 1階女子便所平面詳細図 S=1/50



改修後 1階女子便所平面詳細図 S=1/50



改修前 2階男子便所平面詳細図 S=1/50

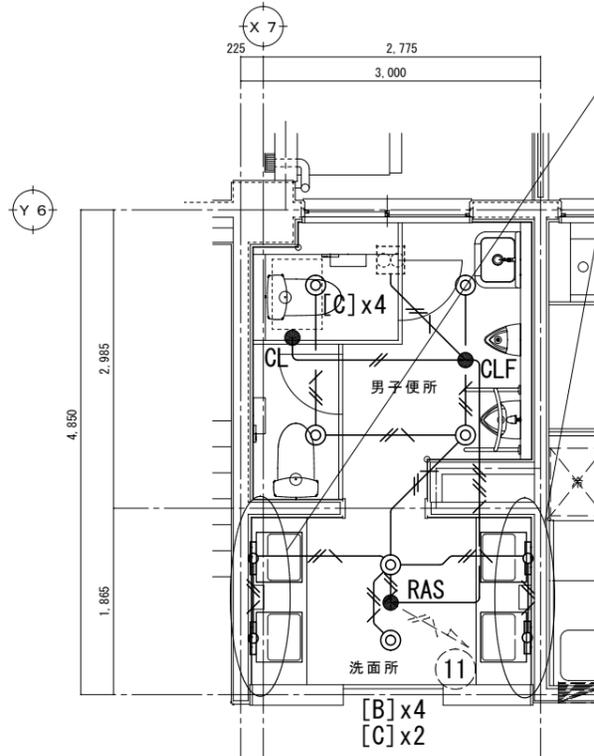


撤去器具リスト				
女子便所				
記号	出力(W)	灯数	形状	台数
[E]	FL27	1	埋込	6
[G]	FPL18	1	壁付	4

既設L-2-2

- EM-EEF 1.6 - 2C
- EM-EEF 1.6 - 3C
- EM-EEF 1.6 - 2C x 2
- 撤去部分を示す。(配管は可能な限り撤去すること)
- 既設再使用部分を示す。

改修後 2階男子便所平面詳細図 S=1/50

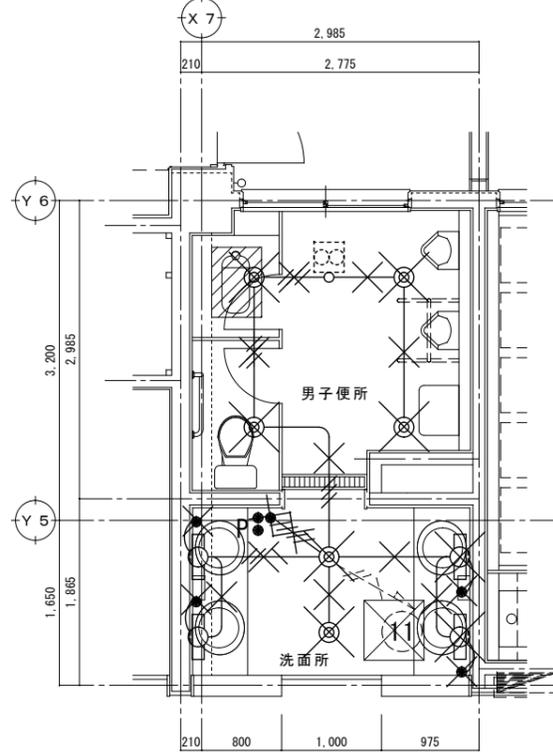


便所D	
記号	台数
[B]	4
[C]	6

既設L-2-2

- EM-EEF 2.0-3C
- EM-EEF 1.6-2C
- EM-EEF 1.6-3C
- EM-EEF 1.6-3C
- EM-EEF 1.6-2C + 3C
- 壁面露出立下りは、溝はつり(本工事) (PF管)にて保護のこと。
- 壁面仕上(建築工事)とする。
- 既設設備を示す

改修前 1階男子便所平面詳細図 S=1/50

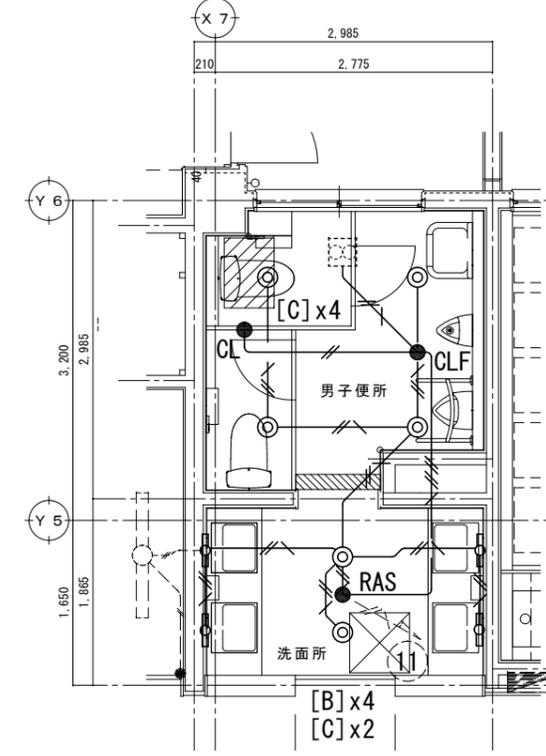


撤去器具リスト				
女子便所				
記号	出力(W)	灯数	形状	台数
[E]	FL27	1	埋込	6
[G]	FPL18	1	壁付	4

既設L-1-2

- EM-EEF 1.6 - 2C
- EM-EEF 1.6 - 3C
- EM-EEF 1.6 - 2C x 2
- 撤去部分を示す。(配管は可能な限り撤去すること)
- 既設再使用部分を示す。

改修後 1階男子便所平面詳細図 S=1/50

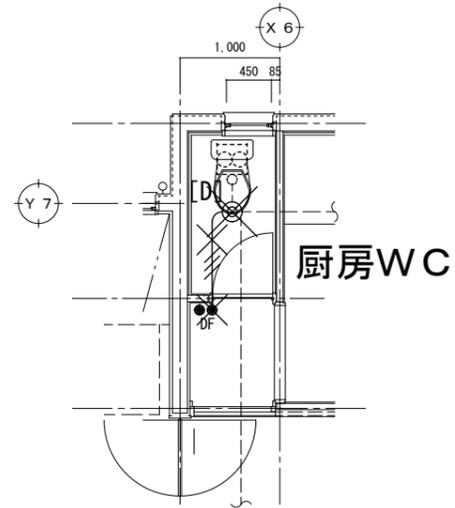


便所D	
記号	台数
[B]	4
[C]	6

既設L-1-2

- EM-EEF 2.0-3C
- EM-EEF 1.6-2C
- EM-EEF 1.6-3C
- EM-EEF 1.6-3C
- EM-EEF 1.6-2C + 3C
- 壁面露出立下りは、溝はつり(本工事) (PF管)にて保護のこと。
- 壁面仕上(建築工事)とする。
- 既設設備を示す

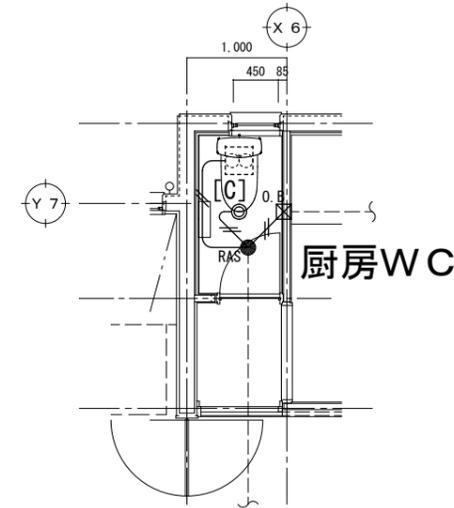
改修前 厨房便所平面詳細図 S=1/50



撤去器具リスト				
厨房WC				
記号	出力(W)	灯数	形状	台数
[D]	FL18	1	埋込	1

EM-EEF 2.0-3C	EM-EEF 1.6-2C	EM-EEF 1.6-3C	EM-EEF 1.6-3C	EM-EEF 1.6-3C	EM-EEF 1.6-2C + 3C
壁面立下りは、はつり補修(建築工事)(PF管)にて保護のこと。					
----- 既設設備を示す					

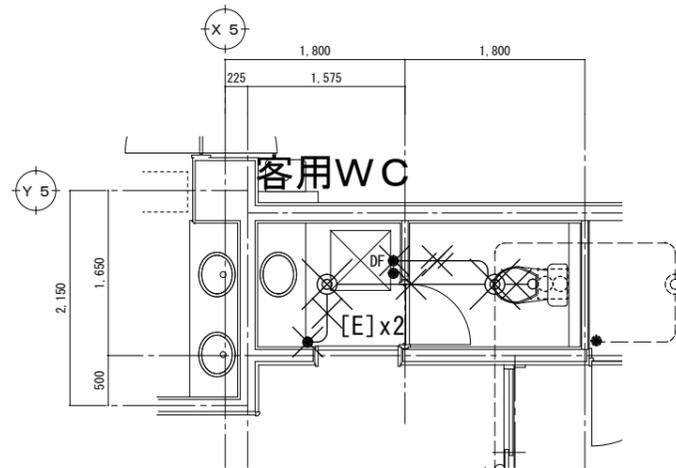
改修後 厨房便所平面詳細図 S=1/50



便所C	
記号	台数
[C]	1

EM-EEF 2.0-3C	EM-EEF 1.6-2C	EM-EEF 1.6-3C	EM-EEF 1.6-3C	EM-EEF 1.6-2C + 3C
壁面露出立下りは、溝はつり(本工事)(PF管)にて保護のこと。				
壁面仕上(建築工事)とする。				
----- 既設設備を示す				

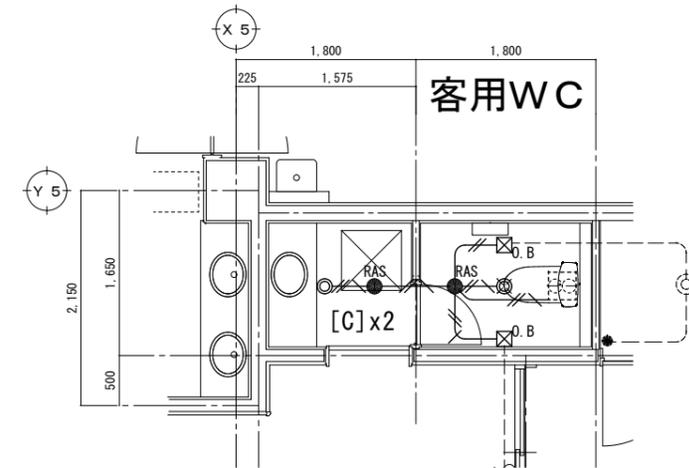
改修前 客用便所平面詳細図 S=1/50



撤去器具リスト				
客用WC				
記号	出力(W)	灯数	形状	台数
[E]	FL27	1	埋込	2

EM-EEF 2.0-3C	EM-EEF 1.6-2C	EM-EEF 1.6-3C	EM-EEF 1.6-3C	EM-EEF 1.6-3C	EM-EEF 1.6-2C + 3C
壁面立下りは、はつり補修(建築工事)(PF管)にて保護のこと。					
----- 既設設備を示す					

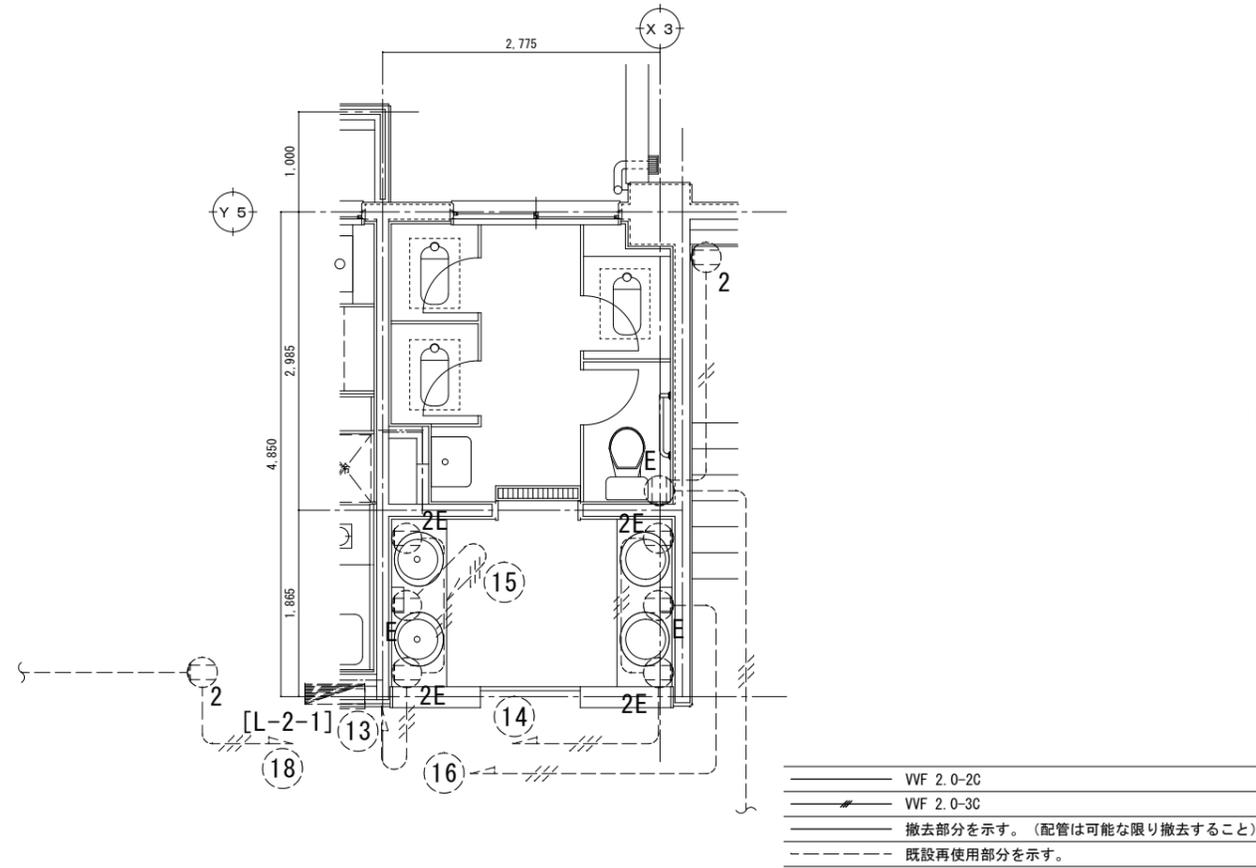
改修後 客用便所平面詳細図 S=1/50



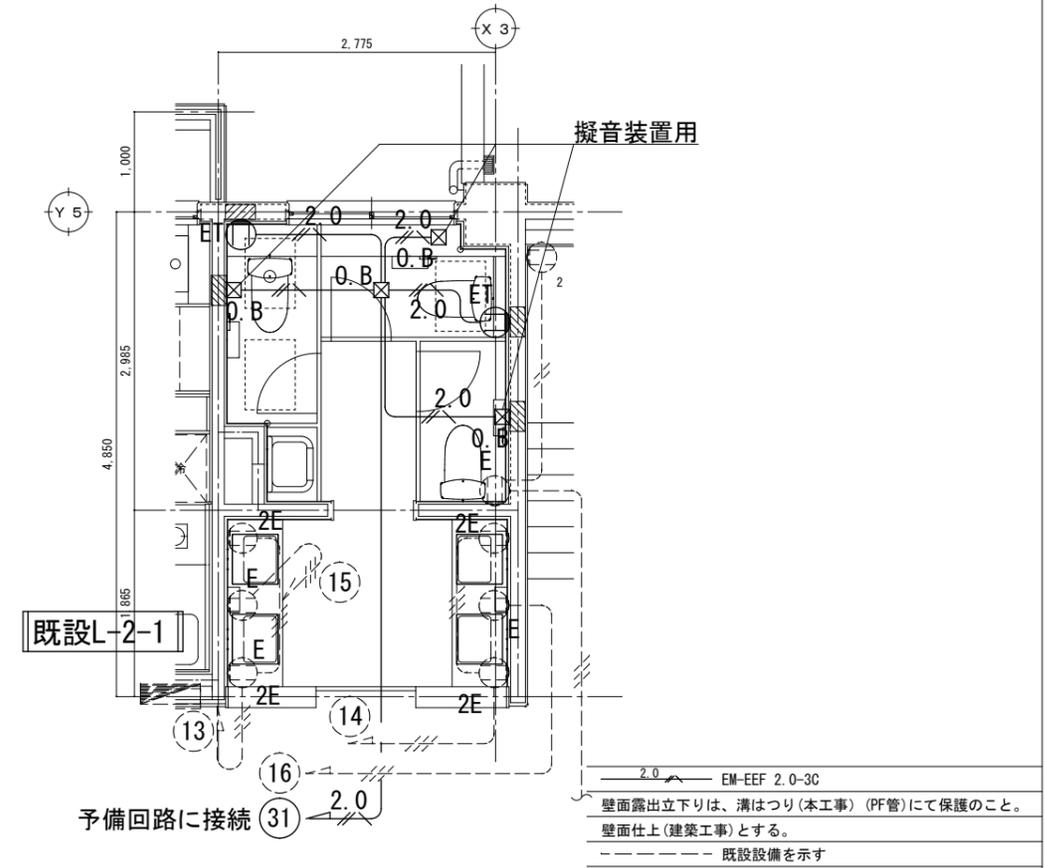
便所B	
記号	台数
[C]	2

EM-EEF 2.0-3C	EM-EEF 1.6-2C	EM-EEF 1.6-3C	EM-EEF 1.6-3C	EM-EEF 1.6-3C	EM-EEF 1.6-2C + 3C
壁面露出立下りは、溝はつり(本工事)(PF管)にて保護のこと。					
壁面仕上(建築工事)とする。					
----- 既設設備を示す					

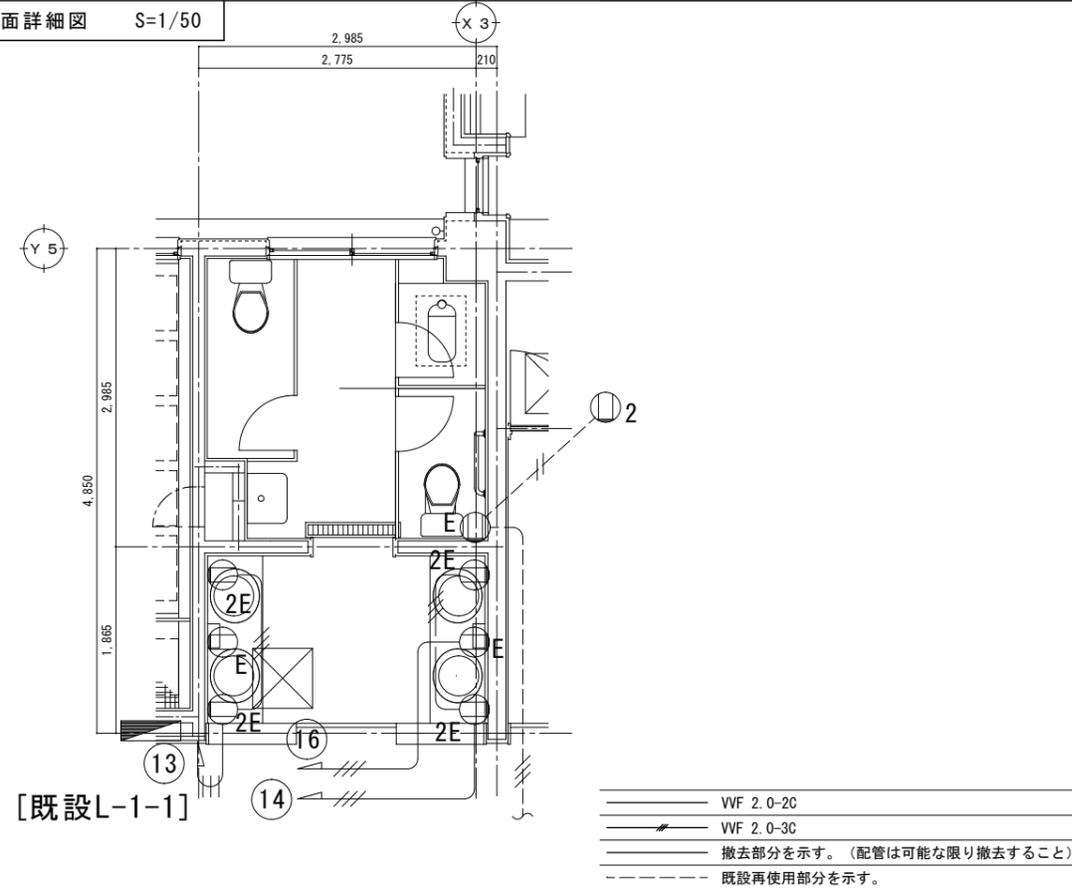
改修前 2階女子便所平面詳細図 S=1/50



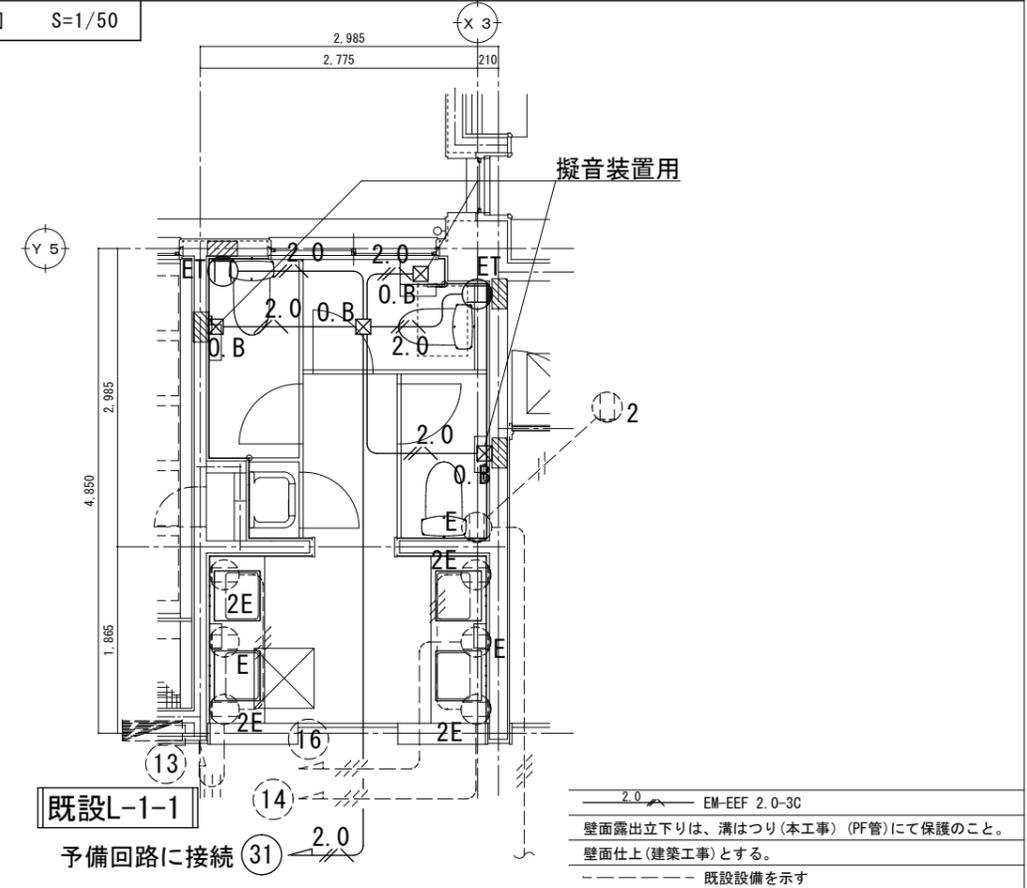
改修後 2階女子便所平面詳細図 S=1/50



改修前 1階女子便所平面詳細図 S=1/50

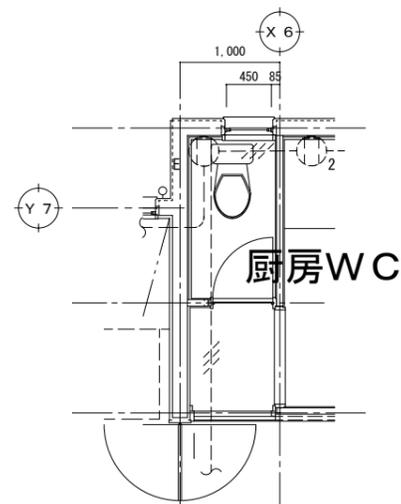


改修後 1階女子便所平面詳細図 S=1/50





改修前 厨房便所平面詳細図 S=1/50

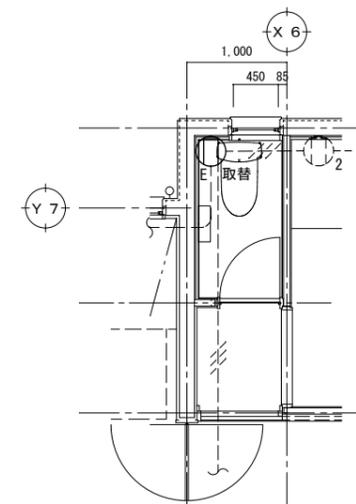


厨房WC

- VVF 2.0-2C
- VVF 2.0-3C
- 撤去部分を示す。(配管は可能な限り撤去すること)
- 既設再使用部分を示す。

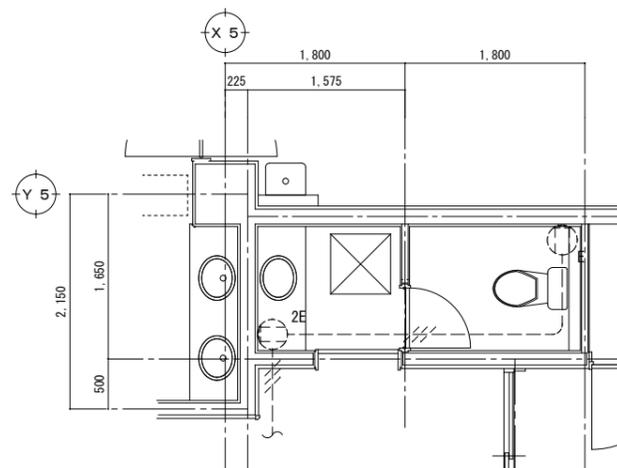


改修後 厨房便所平面詳細図 S=1/50



- 2.0 EM-EEF 2.0-3C
- 壁面露出立下りは、溝はつり(本工事) (PF管)にて保護のこと。
- 壁面仕上(建築工事)とする。
- 既設設備を示す

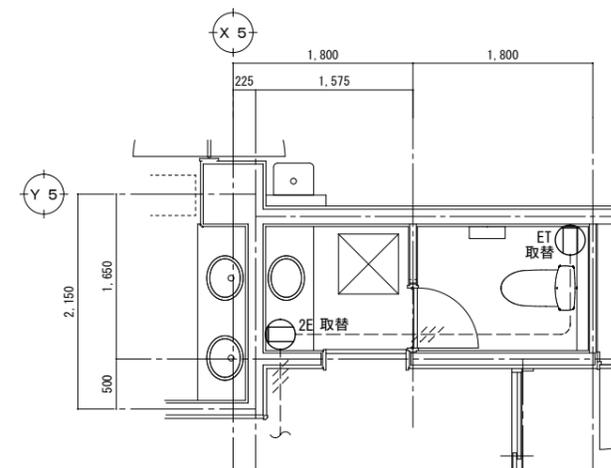
改修前 客用便所平面詳細図 S=1/50



- VVF 2.0-2C
- VVF 2.0-3C
- 撤去部分を示す。(配管は可能な限り撤去すること)
- 既設再使用部分を示す。

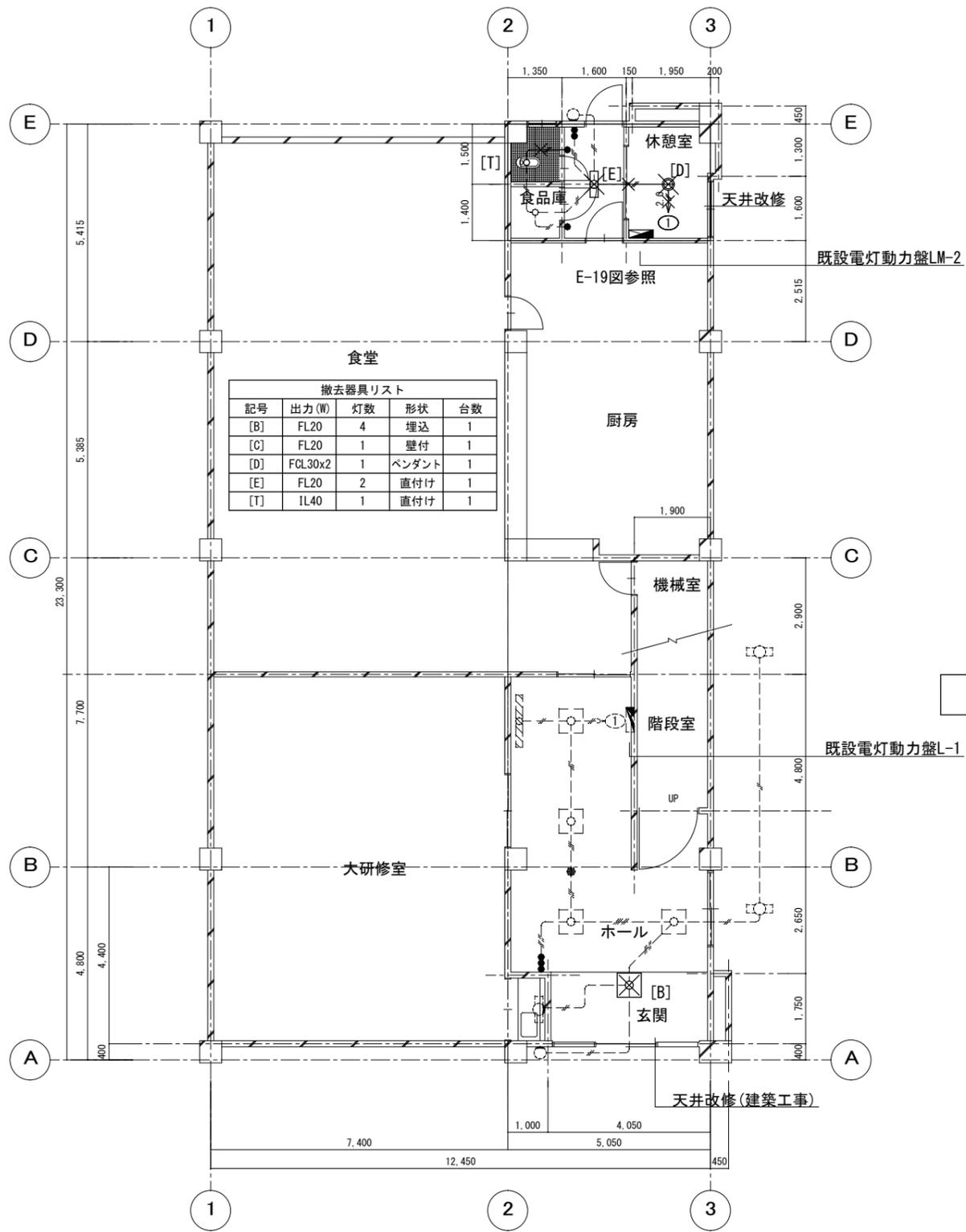


改修後 客用便所平面詳細図 S=1/50



- 2.0 EM-EEF 2.0-3C
- 壁面露出立下りは、溝はつり(本工事) (PF管)にて保護のこと。
- 壁面仕上(建築工事)とする。
- 既設設備を示す

徳島県土整備部営繕課		工事名 R7営繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 若點寮等トイレ改修工事建築	図面番号 E-15	通し番号 57	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.07	竣工 R0.00	図面名 (若點寮) コンセント設備 1階客用/厨房用便所平面詳細図 (改修前/後)	縮尺 1/50		

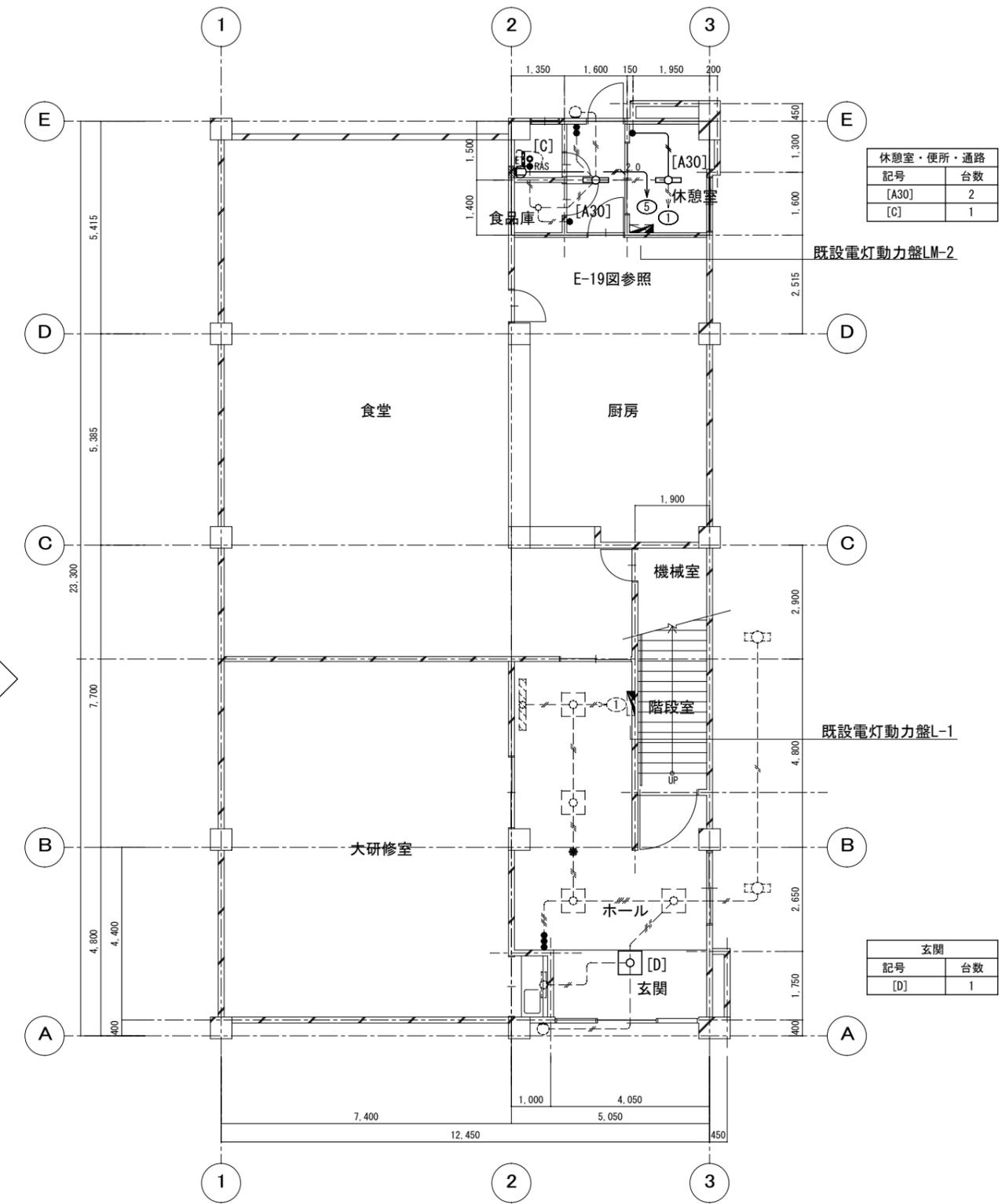


撤去器具リスト

記号	出力(W)	灯数	形状	台数
[B]	FL20	4	埋込	1
[C]	FL20	1	壁付	1
[D]	FCL30x2	1	ペンダント	1
[E]	FL20	2	直付け	1
[T]	1L40	1	直付け	1

電灯設備改修前 1階平面図 SC=1/100

- IV 1.6 x 2 (19)
- IV 1.6 x 3 (19)
- IV 2.0 x 2 (19)
- 撤去部分を示す。(配管は可能な限り撤去すること)
- 既設再使用部分を示す。



休憩室・便所・通路

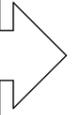
記号	台数
[A30]	2
[C]	1

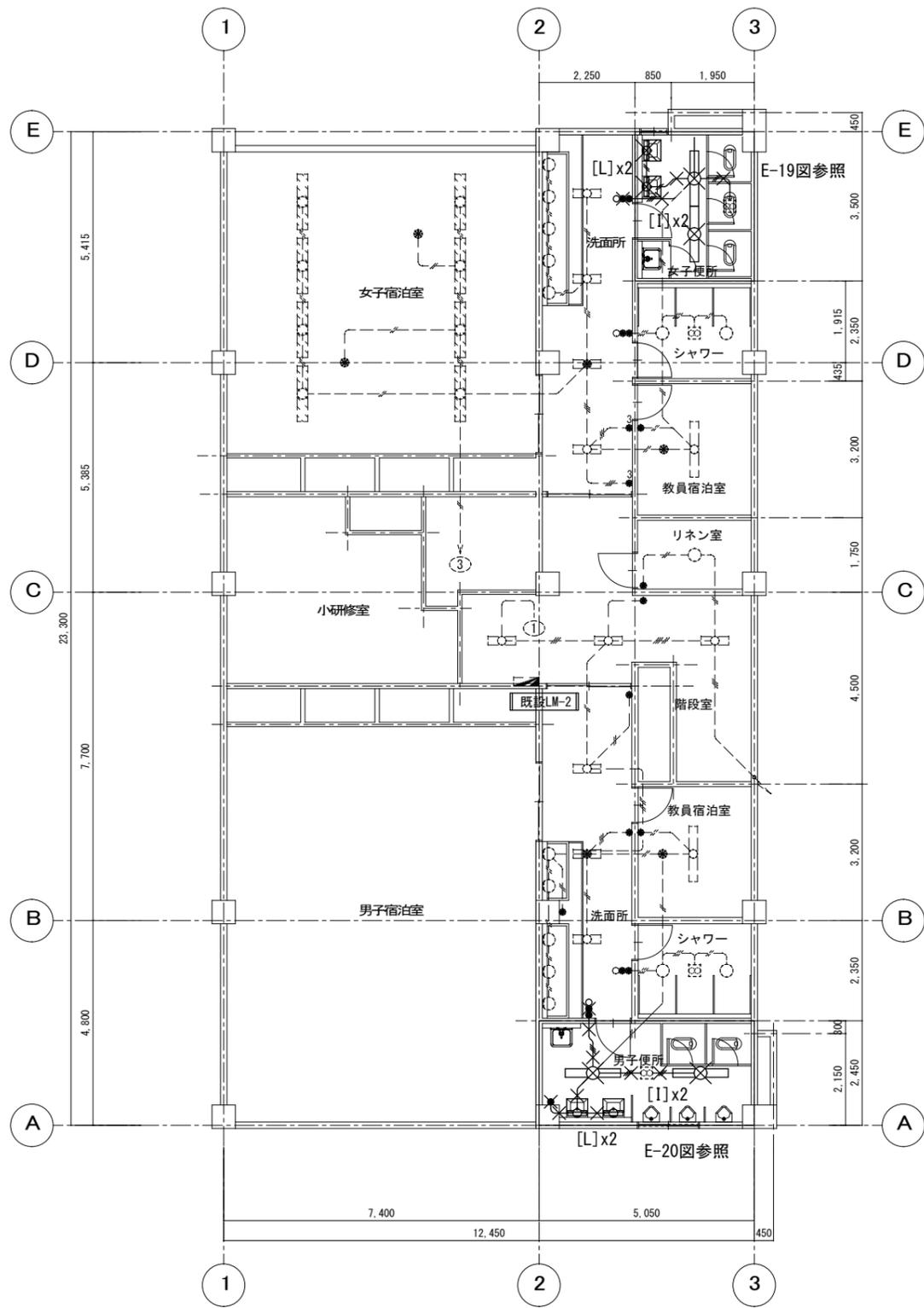
玄関

記号	台数
[D]	1

電灯設備改修後 1階平面図 SC=1/100

- EM-EEF 2.0-3C
- EM-EEF 1.6-2C
- EM-EEF 1.6-3C
- EM-EEF 1.6-3C
- EM-EEF 1.6-2C + 3C
- 壁面露出立下りは、溝はつり(本工事)(PF管)にて保護のこと。
- 壁面仕上(建築工事)とする。
- 既設設備を示す

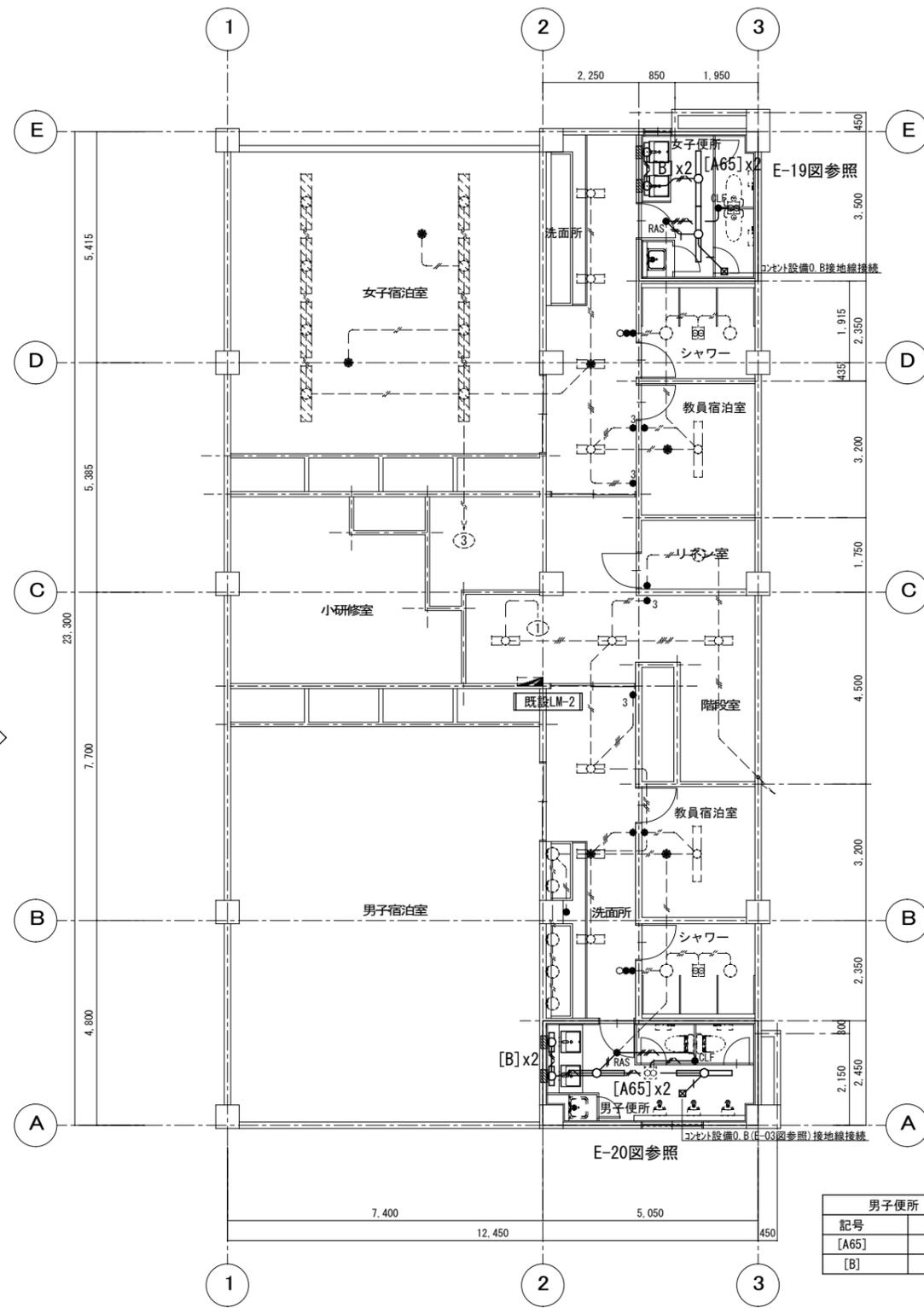




改修前2階平面図 SC=1/100

撤去器具リスト				
男子便所				
記号	出力 (W)	灯数	形状	台数
[I]	FL40	2	直付	2
[L]	FL20	1	壁付	2
女子便所				
記号	出力 (W)	灯数	形状	台数
[I]	FL40	2	直付	2
[L]	FL20	1	壁付	2

- IV 1.6 x 2 (19)
- IV 1.6 x 3 (19)
- ✕ 撤去部分を示す。(配管は可能な限り撤去すること)
- - - 既設再使用部分を示す。

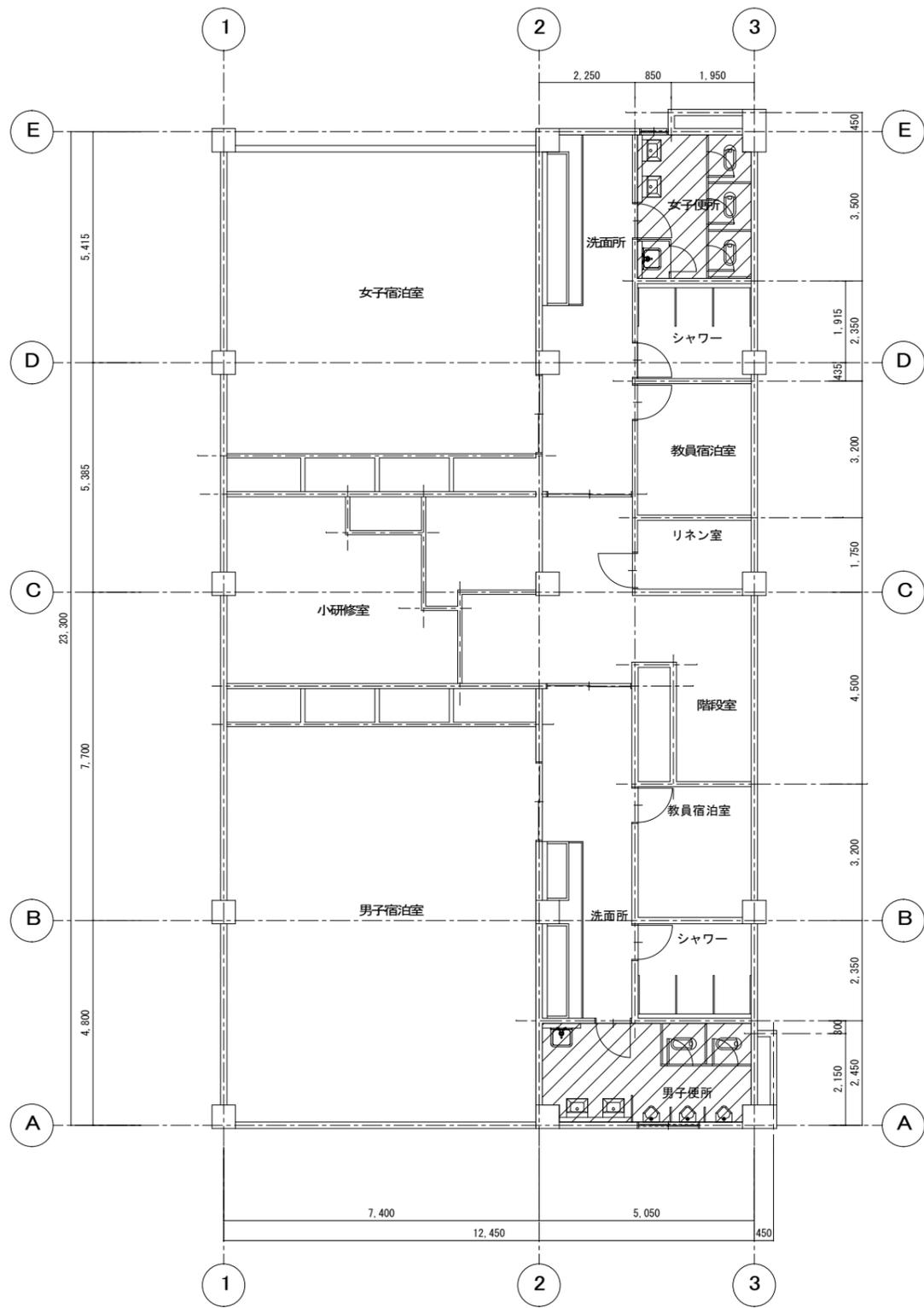


改修後2階平面図 SC=1/100

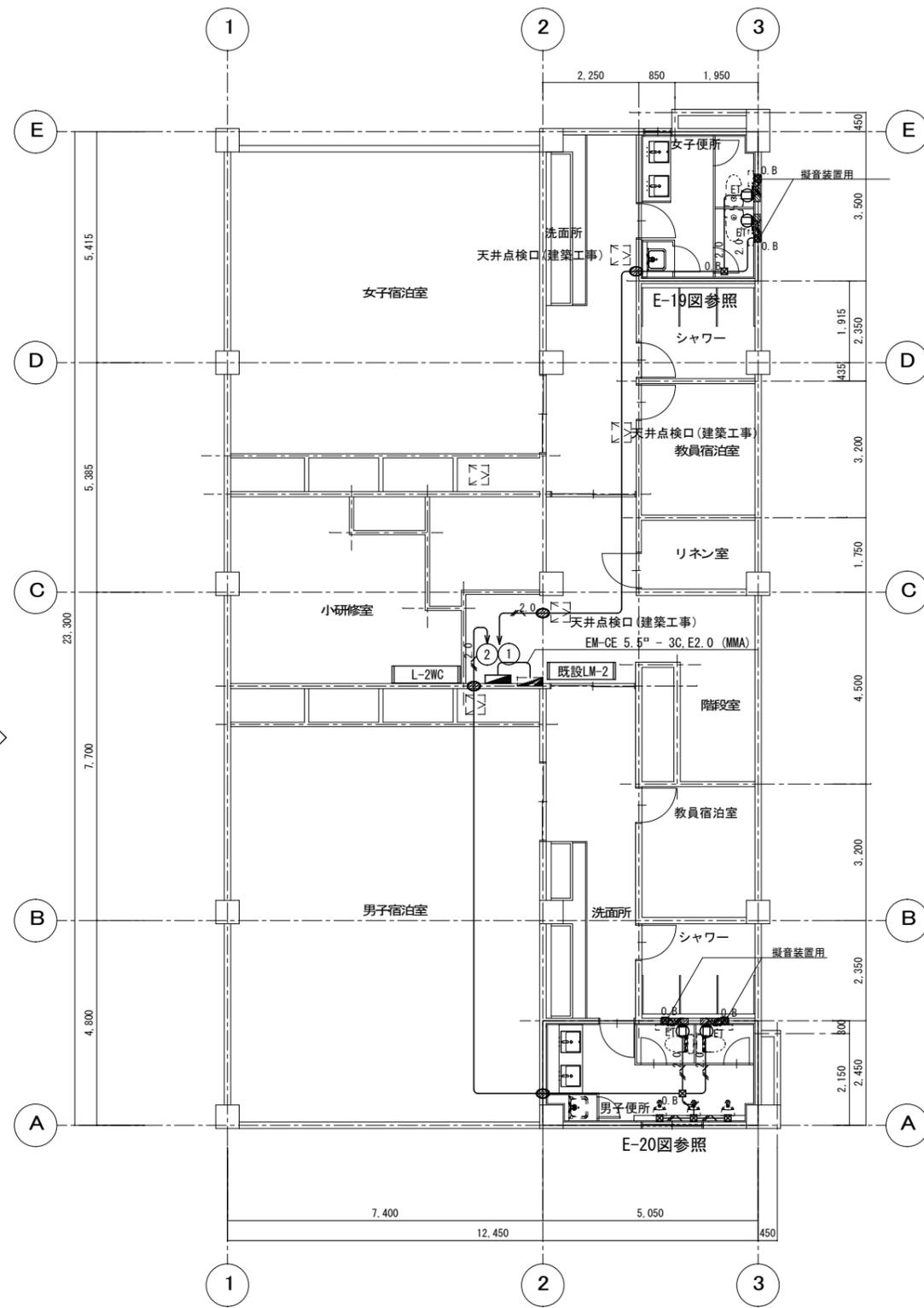
女子便所	
記号	台数
[A65]	2
[B]	2

男子便所	
記号	台数
[A65]	2
[B]	2

- 2.0 EM-EEF 2.0-2C, E2.0
  - 2.0 EM-EEF 2.0-2Cx2, E2.0
  - E 1.6
  - EM-EEF 1.6-2C
  - EM-EEF 1.6-3C
  - EM-EEF 1.6-3C
  - EM-EEF 1.6-2C +3C
- 壁面露出立下りは、溝はつり(本工事)(PF管)にて保護のこと。  
壁面仕上(建築工事)とする。  
- - - 既設設備を示す



改修前 2階平面図 SC=1/100



改修後 2階平面図 SC=1/100

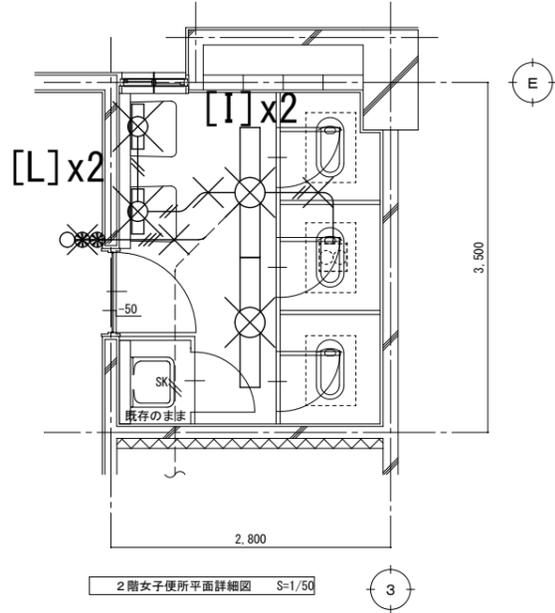
【凡例】  
 : 改修範囲を示す

2.0 EM-EEF 2.0-2C, E2.0  
 2.0 EM-EEF 2.0-2C+3C  
 壁面露出立下りは、溝はつり(本工事)(PF管)にて保護のこと。  
 壁面仕上(建築工事)とする。  
 --- 既設設備を示す  
 天井点検口(建築工事)

徳島県土木整備部営繕課	工事名	図面番号	通し番号	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
	図面名	縮尺	60	
(セミナーハウス)コンテナ設備2階平面図(改修前・後)		1/100		

改修前

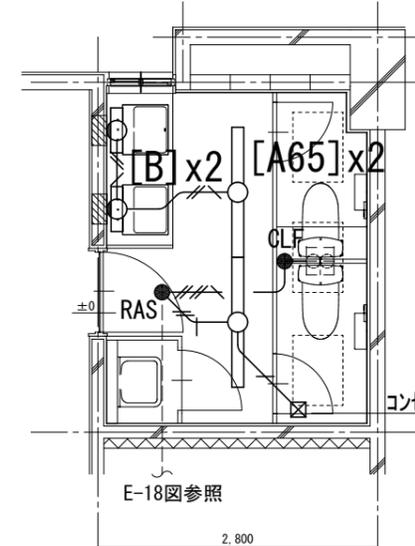
女子便所			
記号	出力 (W)	灯数	形状
[I]	FL40	2	直付
[L]	FL20	1	壁付



2階女子便所平面詳細図 S=1/50

- IV 1.6 x 2 (19)
- IV 1.6 x 3 (19)
- 撤去部分を示す。(配管は可能な限り撤去すること)
- 既設再使用部分を示す。

改修後



2階女子便所平面詳細図 S=1/50

女子便所	
記号	台数
[A65]	2
[B]	2

天井点検口(建築工事)

コンセント設備0.B接地線接続

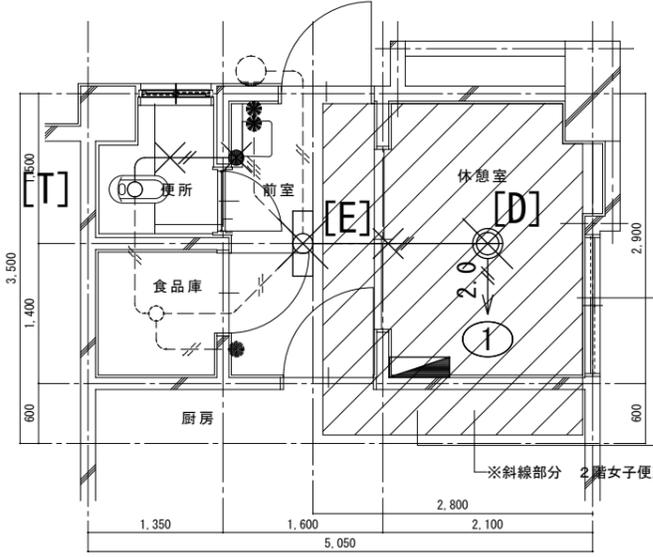
E-18図参照

E-18図参照

2階女子便所平面詳細図 S=1/50

- 2.0 EM-EEF 2.0-2C, E2.0
- 2.0 EM-EEF 2.0-2Cx2, E2.0
- E 1.6
- EM-EEF 1.6-2C
- EM-EEF 1.6-3C
- EM-EEF 1.6-3C
- EM-EEF 1.6-2C+3C
- 壁面露出立下りは、溝はつり(本工事)(PF管)にて保護のこと。
- 壁面仕上(建築工事)とする。
- 既設設備を示す
- 天井点検口(建築工事)

改修前



厨房便所平面詳細図 S=1/50

撤去器具			
記号	出力 (W)	灯数	形状
[B]	FL20	4	埋込
[D]	FCL30x2	1	ペンダント
[E]	FL20	2	直付け
[T]	IL40	1	直付け

天井改修

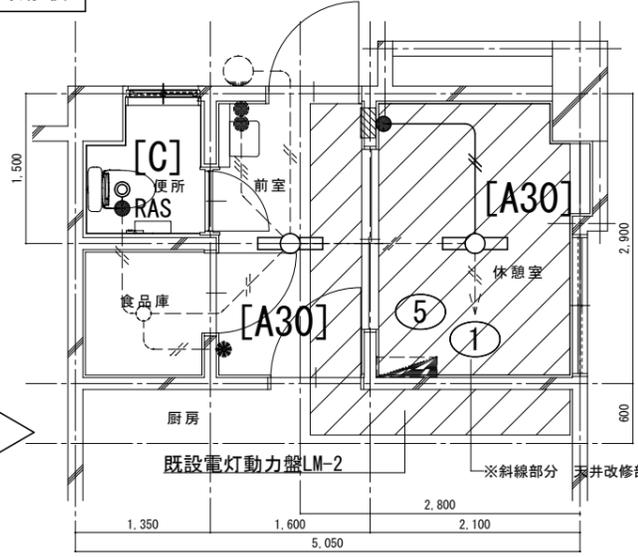
既設電灯動力盤LM-2

※斜線部分

2階女子便所

- IV 1.6 x 2 (19)
- IV 1.6 x 3 (19)
- IV 2.0 x 2 (19)
- 撤去部分を示す。(配管は可能な限り撤去すること)
- 既設再使用部分を示す。

改修後



厨房便所平面詳細図 S=1/50

休憩室・便所・通路	
記号	台数
[A30]	2
[C]	1

※斜線部分

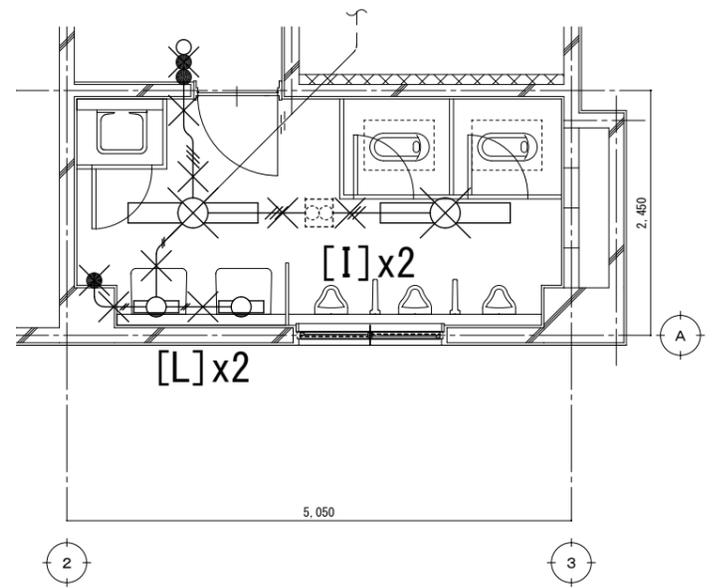
天井改修部分

厨房便所平面詳細図 S=1/50

- 2.0 EM-EEF 2.0-2C, E2.0
- 2.0 EM-EEF 2.0-2Cx2, E2.0
- E 1.6
- EM-EEF 1.6-2C
- EM-EEF 1.6-3C
- EM-EEF 1.6-3C
- EM-EEF 1.6-2C+3C
- 壁面露出立下りは、溝はつり(本工事)(PF管)にて保護のこと。
- 壁面仕上(建築工事)とする。
- 既設設備を示す
- 天井点検口(建築工事)

改修前

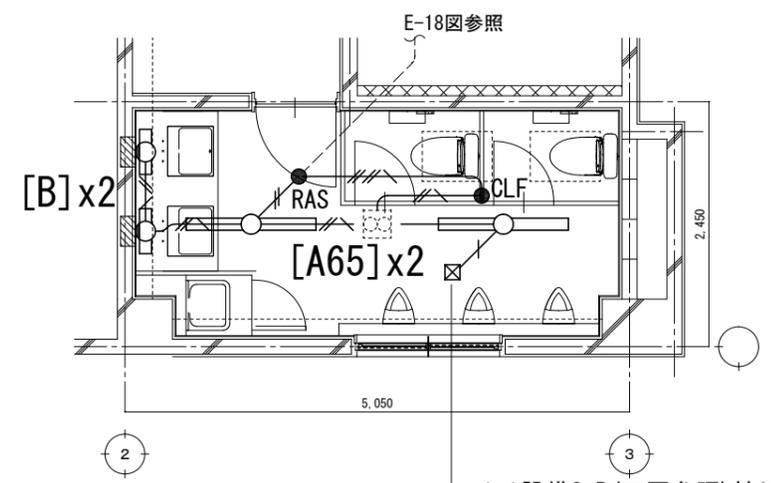
撤去器具			
男子便所			
記号	出力(W)	灯数	形状
[I]	FL40	2	直付
[L]	FL20	1	壁付



2階男子便所平面詳細図 S=1/50

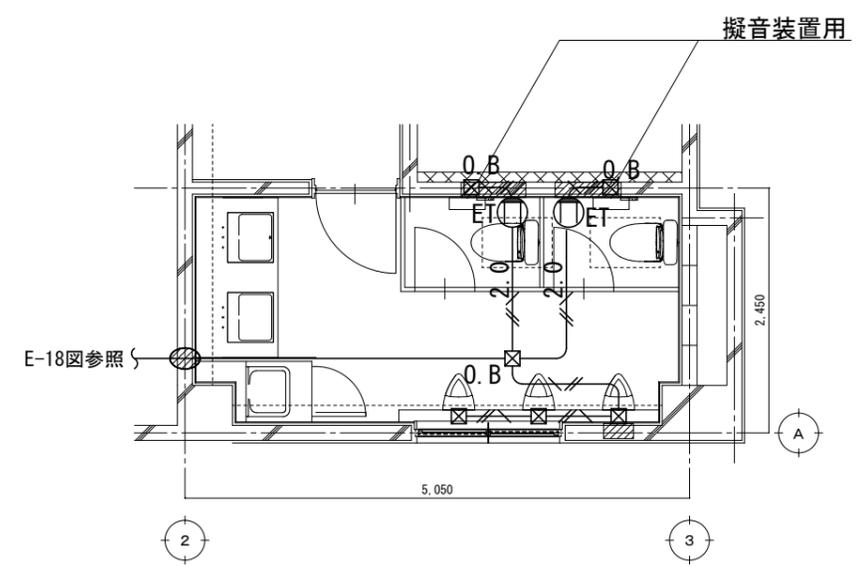
	IV 1.6 x 2 (19)
	IV 1.6 x 3 (19)
	撤去部分を示す。(配管は可能な限り撤去すること)
	既設再使用部分を示す。

改修後



男子便所	
記号	台数
[A65]	2
[B]	2

2階男子便所平面詳細図 S=1/50



2階男子便所平面詳細図 S=1/50

	EM-EEF 2.0-2C, E2.0
	EM-EEF 2.0-2Cx2, E2.0
	E 1.6
	EM-EEF 1.6-2C
	EM-EEF 1.6-3C
	EM-EEF 1.6-3C
	EM-EEF 1.6-2C+3C
壁面立下り箇所は(PF管)にて保護のこと、はつり(本工事)補修(建築工事)	
--- 既設設備を示す	
天井点検口(建築工事)	

